

甲子年 / 丁未

逆
綴
り

いま、私は、現に定着しているかに見られる同種の判例の積み重ねの中で、独りこれに逆らう」とき立場をとるについて、われながら内心の抵抗を覚えるをえない。それゆえ、本件の原告が、従来の判例におけるそれと同じく、公選法二〇四条による訴訟の道を選んだことを責めるべくもないけれども、しかし司法審査のもつ憲法的意味の重要性を考え、かつ、本件の具体的判断が現実に果しうる機能とその実効性に思いをいたすならば、多数意見及び原判决の公選法二〇四条に対する認識とその上に施された論理による結論とは、共に私の支持しうるところではない。この点は、本件における他の意見に対しても同様である。このようにして私は、原判决を破棄し訴えを却下することをもつて、本件上告に対する結論とするのである。

(裁判長裁判官 村上朝一 裁判官 関根小郷 裁判官 藤林益三 裁判官 岡原昌男 裁判官 下田武三
裁判官 岸 盛一 裁判官 天野武一 裁判官 坂本吉勝 裁判官 岸上康夫 裁判官 江里口清雄 裁判官
大塚喜一郎 裁判官 高辻正己 裁判官 吉田 豊 裁判官 団藤重光 裁判官 本林 讓)

選 定 者 目 錄 (省 略)

上告人及び上告代理人越山康、同山口邦明の上告理由

原判决には憲法第一四条第一項の規定の解釈を誤った違法がある。当上告人らは、以下において、その誤りを指摘しつつ、さらに、従来の主張の根拠を補足する。

一、われわれが原審において公職選挙法（昭和二十五年四月一日法律第一〇〇号）別表第一および同法附則第

が各選挙区における議員定数配分の違憲を理由とする選挙無効の請求を公選法二〇四条の訴訟することに合法性を認めたのは、法の解釈を誤つたものであり、したがつて、その限りにおいて判例を変更する必要があると考える。右の各判例においては、参議院議員選挙の場合に関し、各選挙区への議員の配分は、立法府の権限に属する立法政策の問題であり、かつ、その現状の程度はなお立法政策の問題にとどまり違憲問題を生じるものとは認められないとして、その司法判断に一定の明確な客観的基準を見出しえないままに請求棄却の判断を維持しているのであるが、これに比すれば、本件の多数意見は、衆議院議員選挙の場合における選挙区への議員の配分につき多様の論を展開して、ともかく違憲であることを判断した上でいわゆる事情判断に及ぶ理論を示している。とはいゝ、この多数意見においても、その判断の結果のもつ重さのゆえに、なお依然として明確な司法判断の基準は示されず、憲法九八条の法意にかかわりつゝ、いわゆる事情判断により当該選挙自体を無効とすることを避けている事実にかんがみると、その手法が、実質的な意味合いにおいて既往の判例の現実に及ぼした影響のほかに、何を加えうるかを疑うのは、不当ではあるまい。そして、このような司法判断の妥当性に対する疑問は、選挙区ごとに投票価値不平等による違憲の瑕疵の有無を判断し選挙の無効を言い渡すべきものとする点において多数意見と見解を分つ反対意見についても、それが多数意見と前提を同じくする訴訟である限り、共通のものであることを否定しえないのである。要するに、ここにおいて司法判断の対象をなす事象として、各意見のなかで論議され提示されている問題点こそは、投票価値の平等を図るために、すべて国会自身の責任において立法的に解決するほかない課題であることを、それ自体で証明したものというべきである。

しかるに、多数意見は、本件選挙の無効を主張する本件訴えに対し、右選挙が憲法に違反する公選法に基づいて行われたという一般性をもつ瑕疵を帯び、その是正が法律の改正なくしては不可能であることを述べつつ、しかもなお、右に記したとおり、殊更に公選法がその二二九条において行訴法三一条の準用を排除することを定めた選挙争訟の規定である公選法二〇四条に準拠して本件訴えを律しうるとする見解に立ちながら、一転してその行訴法三一条の法理を本件の場合に用いる手法を探つて怪しまないのである。このような論理の運び方は、それが「憲法の要請」「高次の法的見地」という視座に由来するものとしても、公選法二〇四条を藉りた訴えに対する裁き方として、およそ忠実な法解釈であるとするることはできない。思うに、多数意見をして事ここに至らしめたやえんは、投票価値の不平等をいう違憲状況、すなわち、具体的な選挙に際し、選挙人、被選挙人又は選挙管理委員会のいずれかの責に帰しうる瑕疵とは全く異質の、当該選挙法規自体の違憲性を指摘して提起した選挙無効の訴えに対しても、現行の実定法下で打開の方途を見出すべきであるとする命題を定立してこれに固執し、公選法二〇四条をことごとく導入したことがある。

かえりみれば、わが最高裁判所は、参議院地方区選出議員選挙に関してではあるが、この種の訴えが公選法二〇四条の選挙の効力に関する訴訟の手続によりうることを、すでに認めてきた（昭和三八年（イ）第四二二号同三九年二月五日大法廷判決・民集一八巻二号二七〇頁、昭和三八年（イ）第六五五号同四一年五月三一日第三小法廷判決・裁判集民事八三号六二三頁、昭和四八年行ツ第一〇一二号同四九年四月二十五日第一小法廷判決・裁判集民事一一号六四一頁参照）。本件多数意見は、これに若干の説明を附加して、所論の衆議院議員選挙につきこの手続の踏襲を是認したものというべきである。しかしながら、私は、既述の見地からして、これらの判例

四条の拡張解釈を行い、この場合にも同法同条による選挙の効力に関する訴訟の手続をもつて争いうる、といふのである。しかも、多数意見は、このように公選法の定める選挙無効の訴訟において、同法の議員定数配分規定の違憲を主張して選挙の効力を争うことを許した場合においても、右の違憲の主張が肯認されるときは常に当該選挙を無効とすべきものかどうかは、行政処分の適否を争う訴訟についての一般法である行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）三一条一項前段の規定が行政処分の取消の場合に限られない一般的な法の基本原則に基づくものと理解すべき要素も含んでいると考えられるとして、本件は、右の基本原則の適用により、選挙を無効とするとの不当な結果を回避する裁判をする余地があり、いわゆる事情判決を必要とする場合にあたる、と結論するに至るのである。

むじより、選挙権は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹をなすものであり、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等は憲法の要求するところなのであるから、多数意見がこの点に関し具体的な選挙の合憲性の有無を訴訟で争う道が与えられる必要のあることを説くのはもつともであるが、しかし、現在わが法制の下で認められている選挙関係訴訟を民衆訴訟の一種と解することも、多数意見の採るところであると考えられる。そこで、およそ民衆訴訟であるならば、行訴法四二条が「法律の定める場合において」のみ提起できるものとすることに照し、公選法所定の訴訟以外に訴訟提起の道はないと解せざるをえないはずであり、また、かかる公選法所定の訴訟が、単に公選法規違反の個別的瑕疵を帯びるにすぎないことにより直ちに再選挙を行うことが可能な場合について認められる争いに関するものにすぎないことは、さきに述べたとおりで再言を要しない。

ではなく、選挙管理委員会が法規に適合しない行為をした場合にその是正のため当該選挙の効力を失わせ改めて再選挙を義務づけるところにその本旨があることについても、疑う余地がない。そこで、右訴訟で争いうる「選挙の規定」違反といふことも、当該選挙区の選挙管理委員会が、選挙法規を正当に適用することにより、その違法を是正し適法な再選挙を行いうるようなものに限られるのであり、したがつて、同委員会においてこれを是正し適法な再選挙を実施することができないような違法を主張して選挙の効力を争うことは許されず、裁判所の審査権もこれに及ばないのである。そして、もし公選法の議員定数の配分規定が違憲であるとすれば、国会の立法による是正をまたなければ選挙管理委員会が適法な再選挙を実施することはできないのであるから、公選法の議員定数配分規定の違憲無効を唯一の理由として、その法の下で行われた選挙の効力を争う」とは、現行の公選法が定める前記訴訟の予想するところではない。それゆえ、本件の訴えは、公選法の前記規定の許容する範囲外のものというべきであり、かつ、そのような訴えのために道を開いた実定法規が制定されていない以上は、結局、不適法の訴えとして却下されるほかないことになるのである。

しかしながら、多数意見によれば、公選法二〇四条による訴訟は、現行法上、選挙人が選挙の適否を争うことのできる唯一の争訟であり、これを措いては他に訴訟法上公選法の違憲を主張してその是正を求める機会はないといし、すすんで、「およそ国民の基本的権利を侵害する國權行為に対しては、できるだけその是正、救済の途が開かれるべきであるという憲法上の要請に照して考えるときは、前記公選法の規定が、その定める訴訟において、同法の議員定数配分規定が選挙権の平等に違反することを選挙無効の原因として主張することを殊更に排除する趣旨であるとすることは、決して當を得た解釈ということはできない。」と論じて、公選法二〇

は、その定数配分が過少に限定されている点において、かつ、その限度で違憲なのであるから、前述したところに従い、同区の選挙は右の違憲な配分規定に基づく選挙として違法であり、無効とされるべきものであるが、当選人四名の選挙に関する限りは、その結果としての当選の効力を維持すべきであり、したがつて、本件千葉県第一区の選挙を無効とするとともに、右選挙によって当選した当選人らは当選を失わない旨の判決をすべきである。それ故、右と異なる見解の下に右選挙を適法とし上告人の請求を棄却した原判決には、憲法の解釈、適用を誤った違法があり、本件上告はその限りにおいて理由があるから、原判決を変更して右趣旨の判決をすべきである。

裁判官天野武一の反対意見は、次のとおりである。

本件は、昭和四七年一二月一〇日行われた衆議院議員選挙の千葉県第一区の選挙人が、公選法の議員定数配分規定は違憲であり、右違憲の規定に基づいて行われた右選挙区における選挙は無効であると主張して、公選法一一〇四条所定の選挙の効力に関する規定に準拠し、千葉県選挙管理委員会を被告として提起した訴訟である。もともと、同条による訴訟は、具体的権利義務に関するいわゆる法律上の争訟ではなく、選挙の管理執行機関の公選法規に適合しない行為のは正を目的として、法律により特に裁判所の権限に属せしめられた民衆訴訟（裁判所法三条、行政事件訴訟法五条、四二条参照）の性質を有するものであつて、当該選挙が「選挙の規定に違反」し、しかも「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り」、選挙の全部又は一部の無効を判決しなければならない（公選法一一〇五一条）ものとされていることにより、その限度で許容されるにすぎない訴えである。また、この訴訟は、現行法上、選挙法規及びこれに基づく選挙の当然無効を確定する趣旨のもの

うな意味において可分なものと考えるのが相当であると思うのである。これを可分なものと考えることにより、彌縫策とはいえ、国会が、その裁量によつて既定の議員総数の範囲内で不当な利益を与えていたる選挙区の定数の一部を削り不当な不利益を受けている選挙区に割りあてる方法で不平等を解消させることができの場合もあるうし、また、従来国会においてとられてきた実績が示すような、不当な不利益を受けている選挙区の定数を増すことによつて、応急的に同様な結果を得ることも可能であろう。

このような問題は、本来、国会の権限と責任において解決すべきものであり、しかも、私の上述來の考えによつても、裁判所が違憲の判断を示すことによつてその是正を国会に期待することができるのだから、決して、国民の権利の救済にとつて無力なものではないと考える。

三 本件についてみると、当事者間に争のない原判決添付の一覽表の記載による各選挙区の議員定数、議員一人あたりの選挙人數に基づいて、最上限の議員定数三名の兵庫県第五区の投票価値を一として各選挙区の投票価値を、その高い選挙区から順位を追つて順次その低い選挙区ごとに相対的に比較するに、議員定数各三名の鹿児島県第三区、石川県第二区の投票価値はそれぞれ〇・九七、〇・九三であるのに対し、議員定数四名の千葉県第一区のそれは〇・一一にすぎないことが明らかである。私は、議員定数配分における投票価値の不公平等と違憲性の問題に関する多数意見の一般的見解にはおおむね賛同するものであり、その説く基準に照らして右の投票価値の開きを見るときは、本件選挙當時、千葉県第一区への定数配分は、憲法上選挙権の平等の要求に反する過少な定数配分として違憲とされることを免れないものであつたと考える。それ故、上述した見解に従つて本件を処理するときは次のようなになる。すなわち、本件配分規定のうち、千葉県第一区に関する部分

効力をそのまま維持させるのが、憲法に適合する範囲において可能な限り選挙人の選挙意思の実現をはかるゆえんであると考えられるのである。それ故、A区については定数三名の範囲内にある第一順位から第三順位までの三名、B区については現に当選した一名の当選の効果をいずれも動かさないものとするのが相当である。そして、このように解するときは、後述するように、後日の配分規定の改正によって、A区の定数が三名に変更された場合にはA区B区とも再選挙を行う必要がなく、また、B区の定数が仮に二名とされ、A区の定数は従前どおり四名とされた場合には、両区とも残る各一名について再選挙を行えばよいこととなつて、合理的な解決がはかられるのである。

以上のような関係は、不当な差別的利益を与えられている各選挙区と不当な差別的不利益を受けている各選挙区との間で当然考えられるのであつて、配分規定の可分性を肯定する立場から導かれる結論であり、また、選挙の効力につき上記のような解釈をとることによつて、選挙の無効・当選人の議員資格の喪失を不当に拡大することを防止することにもなるのである。

以上の次第で、投票価値の高い選挙区から順位を追つて順次その低い選挙区ごとに投票価値を相対的に比較するならば、最上限と最下限との中間になんら違憲の問題が起る余地のない選挙区のあることを確認することが容易であり、かつ、投票価値に違憲状態がみられる選挙区についても、当該選挙区の定数配分を全部違憲とする必要はなく、多数意見が憂慮するような国会の構成が不可能となる結果を避けることもできるのである。

配分規定が不可分一体のものか、可分のものかの議論は、結局、果てしない論争のように思われる。私は、この種訴訟について違憲状態に対する裁判上の救済をはかり、妥当な結論を求めるためには、これを前述のよ

定数が各一名とすれば、A区とCないしZ区との間に相対的な不平等がみられ、結局、配分規定の全部について違憲の問題が生じる。各選挙区に一定数の議員を割りあてる配分の性質は、一定の定数を与えるという積極的な面と、一定の定数以上は与えないという消極的な面とがあるのであって、このことは、配分規定の合憲性及びこれに伴う選挙の効力を考へるについて重要な意味をもつものと考える。

それでは次に、前述の設例によつて一部に違憲性を含む配分規定に基づく選挙の効力について考へることとする。上述來の考え方によれば、配分規定のうちA区に関する部分は、三名を超えて四名として一名を過剰に配分している点で、かつ、その限度で違憲である。また、B区に関しては、定数一名を配分している積極面は違憲でないが、一名に限定しているという消極面がA区との比較において不當に不利益を受けており、その限度で違憲となるのである。それ故、右配分規定に基づいて行われた選挙の効力も次のように考へるべきである。すなわち、A区の選挙は、憲法に違反する過剰な定数の配分規定に基づいて行われた点において、また、B区の選挙は、憲法に違反する過少な定数の配分規定に基づいて行われた点において、いずれも違法であることを免れず、かつ、A区の場合は、これによつて生じた選挙の効力をそのまま全面的には維持することを許されないという意味において、また、B区の場合は、合憲な定数配分規定に基づいて選挙を行ふとすれば、選挙の結果を異にする可能性があるという意味において、いずれも選挙の結果に異動を及ぼす虞があるものとして無効とせざるをえない。しかしながら、右配分規定は、A区については三名の定数を配分している限りは違憲でなく、また、B区については、一名を超える定数を配分しなかつた点が違憲で、右一名の定数配分そのものの効力は否定すべきものではないのであるから、A区B区とも、各その限度においてはこれに基づく選挙の結果の

あることから直ちにそれに基づく選挙が全面的に無効となるものではないと考へる。

(1) そこで、問題の焦点を簡明にするため、右の二点について次のような設例によつて考えてみることとする。

各選挙区の選挙人数を同数と仮定して、AないしZの各選挙区のうち、議員定数四名のA区の投票価値が一、議員定数一名のB区の投票価値が〇・一二五、議員定数二名のCないしZ区の投票価値が各〇・五とし、仮に三倍を超える投票価値の差別があれば違憲であるとすると、A区とB区との間では四倍の差があるから相互に違憲となるが、A区とCないしZ区との間では二倍の差にとどまるから違憲の問題は生じない。したがつて、不当な差別的利益を与えられているA区と不当な差別的不利益を受けているB区についてだけ違憲状態がみられることとなる。そして、A区とB区とが相互に違憲となるということは、A区がB区の三倍を超える定数をもち、B区がA区の三分の一に満たない定数しか与えられていないからであつて、配分規定のA区とB区に関する部分がそれぞれ全面的に違憲の性質を帯びるからなのではない。換言すれば、A区が三名を超えて四名という不当に多い定数を与えられている点及びB区の定数が一名に抑えられている点に違憲の根拠があるのであつて、A区に三名までの定数を与えていたい点は正当であるし、また、B区に与えられている一名の定数は、正當に配分されるべき定数の内数なのであるから、この配分まで違憲とする理由はないのである。そのことは、右の違憲状態を解消させるために、A区の定数から一名を削るか、B区の定数を一名以上とするかの方策をとれば、不平等が是正されることを思えば明らかであろう。前述のように平等不平等は相対的な概念であるから、相対的に不当な差別を生じる限度で違憲となると考える（このように考へても、右の設例で、CないしZ区の

(一) 配分規定に各選挙区間の投票価値の偏差が認められる場合に、その最上限と最下限とを比較するだけで配分規定の全部を違憲とする手法は、アメリカの裁判例でも用いられているが、私は、それをわが国で用いることには、次の理由から疑問を抱くものである。すなわち、選挙権の平等の侵害を理由とする訴えは、アメリカでは、当該配分法によつて行われた選挙の効力を争うものではなく、配分法の無効宣言とその定めに従つて行われる次の選挙を阻止するための差止命令を訴求するのが通常であり、裁判所は、当該配分法の規定が違憲であると判断したときには、裁判所みずからが暫定的に選挙区割・議員の定数配分を定めて、それに基づいて選挙を実施することを命じるのが通例とされている。したがつて、裁判所は暫定的に立法的措置を講じて結果をつける建前なのである。これに反して、わが国においては、配分規定の違憲であることを理由として、既に行われた選挙を無効とすることを訴求するものであつて、そのことは、結局、当選人の議員資格の喪失という結果をもたらすことになる。このような訴求の目的及び裁判所が果すことのできる機能についての彼我の相違を無視することはできないと考える。そもそも平等不平等は絶対的な概念ではなくて相対的なものであるうえに、投票価値の最上限と最下限との中間には、なんら不合理な差別を受けておらず、違憲の問題が生じる余地のない選挙区も多数存在するのである。それの中間にある、定数配分につき国会の裁量権の逸脱が認められない選挙区についてまで一蓮托生的に配分規定全部を違憲とすることは妥当でないと考える。それ故、定数配分が平等であるかどうかについては、各選挙区相互の間に不合理な不平等が認められるか否かを吟味すべきであつて、不当な差別を受けていない選挙区の定数配分及びその選挙区の選挙の効力までをも否定すべきではないと思うのである。また、後述のように、不当な差別を受けている選挙区についても、その配分規定が違憲で

訟の本質に照らして行訴法三一条の準用を排除している（公選法二一九条）公選法二〇四条の手続によらしめておきながら、一転して右三一条の法理をかりるという論理を用いなくともすむのである。なお、行訴法によれば、第一審の管轄裁判所は地方裁判所であるから、訴訟は控訴審を経由して上告審に係属することとなるため、訴訟の迅速処理の点で問題ではあるが、この種訴訟の当事者としても早期解決を望むことは必定と思われる所以、当事者の合意による飛躍上告の制度（行訴法七条、民訴法三六〇条一項、三九三条二項）を活用すればよいのではないかと考える。

しかしながら、従来の当裁判所の判例が十余年もの長きにわたり、この種訴訟を公選法二〇四条の手続によることを是認してきたことを思えば、本件の処理にあたつて、今更、本案前の問題で上告人の訴を却下することは、従来の判例に対する国民の信頼にそむくことになるし、この種訴訟の抗告訴訟的性質を重視するとしても、なお、更に検討を要する点があるので、疑問をとどめつつ、さしあたりは多数意見のように、訴訟の形式としては公選法二〇四条により争う途を閉ざさず、その手続によらしめることに賛同しておきたいと考える。

二 第二は、多数意見が、配分規定を不可分一体のものとして、選挙区における投票価値の偏差を最上限と最下限とを比較するだけで、本件配分規定である公選法別表第一を全部違憲とする点である。私は、以下述べるようすに、配分規定を可分のものと考へるが、そのことは、前述のこの種訴訟の抗告訴訟的性質を重視する立場とは必ずしもかかわりのないことである。ただ、私も、仮に右別表第一が全部違憲とされひいては選挙の効力が問題とされる場合があるとすれば、多数意見が詳論するように、行訴法三一条の法理によつて選挙を無効とすべきではないと考える。

て、この種訴訟の性格にふさわしい手続を案出するのが適当ではないかと考える。ただ、このように考えるとしても、もともと、公選法も行訴訟もこの種訴訟を予想していないのであるから、行政訴訟上の既成の法概念をもつてしては律しきれないものがあり、法体系の理論的整合の点で多少の無理をおかすことは免れない。しかしながら、平等な選挙権という議会制民主政治に不可欠な国民の基本権が憲法に直結するものであることにかんがみるならば、在來の理論的障壁を乗り超えて、ある程度の自由な法創造的思考の加わることは当然なことをと考える。

そこで、まず、この種訴訟を抗告訴訟として構成することができないかどうかが問われなければならない。選挙を、選挙の告示にはじまり当選人の決定にいたる一連の手続を全体として一個の行政処分としてとらえるか、あるいは、右の一連の行為の最終段階として選挙会が決定し選挙管理委員会が告示する当選決定を行政処分としてとらえ、これに対する抗告訴訟というものを構想することができないであろうか。更にまた、次のようにも考える余地がないであろうか。そもそも、法令が一般に抗告訴訟の対象とならないことはいうまでもないが、配分規定は、いわゆる一般処分に近似した性格、機能をもつものとみられないこともないので、配分規定そのものを抗告訴訟の対象としてとらえることあながち不当とはいはず、この場合右配分規定による具体的な選挙の施行によつて平等選挙権の侵害が現実化したものとして抗告訴訟の原告適格を肯定することもできるのではないかろうか。

以上のような抗告訴訟が認められるとすれば、本件配分規定を違憲としながら、それにのつとつて行われた選挙は無効としない結論を導くために、多数意見が説くような、公選法がその規定する選挙の效力に関する訴

法の選挙規定の適用の誤りを理由として選挙の効力を争う同法二〇四条によつて処理することの難点を浮き彫りにしたことにもなつたと考える。すなわち、公選法二〇四条は、選挙法規の根幹的な手続規定が合憲であることを前提とし、その違反があることを理由として、選挙人らにその権利侵害の有無を問うことなく、選挙法規に従つた適正な運用を求めて選挙の効力を争うことを認める民衆訴訟の手続であるところ、本件のような訴訟は、選挙人らが、選挙権の不平等を理由に選挙無効を訴求するもの、すなわち、選挙法規の基礎をなす議員定数配分規定(以下、配分規定といふ)が各選挙区間に不平等であつて憲法の要求に反するものであることを前提とするものなのである。そして、この種訴訟の原告は、選挙人として当該選挙区に属する有権者全体のための救済を求めるに同時に、原告自身が選挙人として受けた権利侵害の救済を求めるものと解されるのであつて、民衆訴訟的な面のほかに抗告訴訟的な面をも併せもつ特殊な訴訟形態であると考えられるのである。したがつて、この種訴訟に公選法二〇四条の規定をそのままあてはめることにはもともと無理があり、本来その特質に適合した特別の立法措置が必要とされるのであるが、現行法上そのような措置はとられていない。さればといつて、国民の憲法上の基本的権利の侵害に対する救済を拒否することは許されず、裁判所は、現行の実定法を手がかりとして、その救済を実効あらしめるための手続を考案しなければならない。

多数意見は、従来の当裁判所の判例を踏襲して、公選法二〇四条が選挙の効力を争うことのできる現行法上唯一の手続であるとの理由から、同条の規定によりつこの種訴訟の特殊性を考慮に入れ、これに若干の修正をほどこすことによつて右の目的を達しようとするのであるが、私は、この種訴訟の民衆訴訟的な性質を考慮しながらも、その抗告訴訟的性質を重視し、権利救済についての一般的な手続法である行訴法を手がかりとし

一条及び同条と公選法二一九条との関係の問題も生じないので、これらについて難解な説示をしないでも済むのである。そして選挙無効の判決をしても、それは性質上いわゆる当然無効として過去にその効力が遡ると解すべきものではなく、将来に向つて形成的な効力をもつに過ぎないのであるから、法律的にもさほど困難な問題を生ずることはなく、また、社会的、政治的にも著しい混乱を来すこととはならないのである。

六 以上のような次第で、本件議員定数配分規定は、千葉県第一区に関する限り違憲無効であつて、これに基づく同選挙区の本件選挙もまた、無効とすべきものである。したがつて、本件上告は理由があり、これと見解を異にする原判決を破棄し、本件選挙の無効を求める上告人の本訴請求を認容すべきものと考える。

裁判官岸盛一の反対意見は次のとおりである。

私は、以下述べる理由によつて、本件千葉県第一区の選挙は無効であるが、当選人四名は当選を失わないと考えるものであり、多数意見には賛成しかねるので、少しく私の意見を述べておきたい。

一 第一是、多数意見が、本件選挙無効訴訟を公選法二〇四条の選挙の効力に関する訴訟の手続に準拠せしめている点である。

本件のような議員定数配分の不平等を理由として選挙の効力を争う訴訟に右の二〇四条の民衆訴訟の手続を踏ませることは、当裁判所の従来からの一貫した判例であるが、本判決は、これまでの判例ではさほど強調されなかつた国民の選挙権の平等の保障について、それが憲法一四条の要求に基づくものであることを強く指摘した。そのことは、議会制民主政治においては、各選挙人の投票の価値が平等であることによつて、眞の民意が国会の議決に反映されるものであることを思えば、至極当然であるが、同時に、本件のような訴訟を公選

まの状態で行われざるをえないことは、憲法上望ましい姿ではないが、これを異常な事態として、そのためにも本件選挙を無効とすべきでないとする多数意見が当をえないことは、既に述べたところによつて明らかである。要するに、本件議員定数配分規定を全体として違憲であると解するとしても、本件選挙を無効とする判決によつては、直ちに憲法の所期しない結果を生ずることにはならず、したがつて、本件選挙の効力について事情判決の法理を適用する必要はないのであるから、本件選挙は違法であるがこれを無効とすべきではないとする多数意見の結論には同調することができない。多数意見が本件選挙を無効とする判決によつて憲法の所期しない結果を生ずることを危惧せざるをえないとするのは、ひつきよう、本件議員定数配分規定全体を違憲と考えることに由来するものと思われるるのである。

(3) 多数意見は、その説くような事情のために、投票価値の最大最小の偏差が約五対一に達するような違憲の議員定数配分規定に基づく選挙であつても、事情判決の法理によつて選挙を無効とすることはできないとするのであるから、多数意見によれば、今後投票価値に右の程度の偏差を生じても、選挙を無効とすることにはならないであろうし、また、その偏差が右の程度を超えたとしても事情判決をすべき事情は依然として解消しないのである。多数意見は選挙無効の判決をなしうる理論上の余地を残しているが、果して如何なる場合を予想するのであろうか。これらの不合理は、すべて議員定数配分規定を一体不可分と解したために生じたものとしか考えられない。

以上は多数意見に対する疑問であるが、われわれの考え方からすれば、憲法九八条はその文言のとおりに適用すべきこととなるので、これについて多数意見のような複雑な理論を展開する必要もなく、また、行訴法三

五 ところで、われわれは、多数意見について、前述したような意見の相違があるほか、次のような疑問をもつが故に、これに同調しえないのである。

(1) 先ず、多数意見は本件議員定数配分規定を違憲しながら、その規定自体の有効無効を確定しないで、右配分規定に基づく選挙の効力を検討している。しかしながら、上告人は、右配分規定の違憲無効を理由としてこれに基づく本件選挙を無効とすることを求めているのであって、本件選挙が右配分規定に違反して行われた瑕疵のあることを理由としてその無効を求めているのではないから、順序として先ず右配分規定の効力の有無を判断すべきではなかつたかと思われる。

(2) 仮に、多数意見の説くように、本件議員定数配分規定を全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解しても、本件選挙を無効とする判決は、千葉県第一区選出の議員の資格を将来に向つて失わせる効力をもつだけであつて、他の選挙区選出の議員の資格に影響を及ぼすものではない。もとより、千葉県第一区について憲法に適合する選挙が実現するためには、本件議員定数配分規定の改正にまたなければならないが、多数意見の憂えるよう、全国における他の選挙区の選挙について選挙無効の訴訟が提起され、これを無効とする判決がされることがありうるとしても、それだけで直ちに、衆議院の活動が不可能になり、本件議員定数配分規定を憲法に適合するよう改訂することができなくなるわけのものではない。本件選挙を無効とする判決によつて千葉県第一区選出の議員がその資格を失うことになれば、残りの議員だけでは衆議院の定足数を欠く可能性があるといふ具体的な事情が本件訴訟において明らかにされない以上、衆議院の活動が法律上不可能になる虞れがあるとはいえない。また、衆議院の活動が選挙を無効とされた千葉県第一区からの選出議員を得ることができないま

考えられるのである。

そして、衆議院が一部の選挙区選出の議員を欠きながら活動せざるをえない場合は、本件のように、議員定数配分規定に違憲無効の瑕疵があつて選挙が無効とされる場合のほか、例えば、多数の選挙区で違法な選挙が行なわれ、選挙無効の訴訟が提起され、相前後して無効判決が確定したが、再選挙をする時間的余裕がないままに緊急案件を審議せざるをえないような場合などにも当然予想されるやむをえない事態であつて、憲法上許容されないところとは認められない。およそ議員は、全国民を代表するものであつて（憲法四三条一項参照）特定選挙区の住民の利益代表ではないのであるから、一部の選挙区選出の議員を欠いたとしても、全国民の代表である他の選挙区選出の議員によつて衆議院はさしたる支障なく活動できることになつてゐるのであり、国会運営上特に困難な事態に陥るわけではないのである。

なお、公選法二〇四条による訴訟が提起され、選挙を無効とする判決があつた場合には、四〇日以内に再選挙を行わなければならないとされているが（公選法二〇九条四号、三四条参照）、本件のように、公選法の規定自体が違憲無効であるため選挙が無効となつた場合には、再選挙を行う期間を定める公選法三四条は、その適用がないものと解するのが相当である。けだし、右の規定は、本来訓示規定であると解されるばかりではなく、公選法の規定が合憲有効で、これにより直ちに再選挙を行うことが可能なことを前提としているのであって、公選法の規定自体に違憲無効のものがあり、有効な再選挙を行うためには、まず、その改正を必要とするような場合を考慮しているものでないことは明らかであり、そのような場合は、再選挙の期間につき、事の性質上別途に合理的な解釈を施すべきものと解されるからである。

ものと認めることができるのであるから、これらすべての選挙区について一律に違憲であると断定する必要は全くないものと考えるのである。

以上の理由により、われわれは、本件選挙当時の議員定数配分規定は、千葉県第一区に関する限り、憲法一四条一項、三項、一五一条一項、四四条但し書に規定する選挙権平等の要求に反し違憲の瑕疵があるので、憲法九八条によつて無効であり、したがつて、これに基づく本件選挙もまた無効とすべきものである、とするのである。

四 選挙無効の判決が確定すれば、当該選挙区については選出議員を欠くことになり、無効の議員定数配分規定に基づく再選挙は許されないのであるから、残余の議員で構成される衆議院において早急にその違憲の法律を憲法に適合するように改正するための審議をすれば足りるのである。そして、われわれの考えによれば、平均的投票価値をもつ選挙区は全国的に見れば圧倒的に多いのであるから、選挙無効の判決によつて衆議院が活動できなくなるほど多数の議員がその資格を失うことになるはずはないのである。もとより、選挙制度のあり方、殊に選挙区割、議員総定数及びその配分などの決定は、原則として立法府の合理的な自由裁量下にあることは冒頭述べたとおりであるが、違憲とされた配分規定の改正に当たつては、右選挙無効判決の理由に示された趣旨に則り、その選挙を無効とされた当該選挙区のみならず、これと同様の違憲の瑕疵を帯びると推認される他の選挙区、更に、また、それらの選挙区の投票価値を平均値より不当に低からしめる原因をなした選挙区、すなわち、投票価値が一般的に合理性を有するものとはどうてい考えられない程度に増大した選挙区についても、できるだけこれを平均値に近づける努力を尽すべきことが憲法の要求するところに適合するものと

ものではないと結論することができるのである。

この見地に立つて、わが国の衆議院議員の総定数に関する立法の経過をみると、現憲法下の衆議院議員の定数を定めるに当たつては、大正一四年以来の議員総定数四六六人は、その間の人口（選挙人）数の増加にもかかわらず、これを動かさないものとし、各選挙区の人口を標準として行政区画その他の要素をもしんしやすくし全選挙区に公平に議員定数を配分する建前をとつたものと認められ、当時としては、議員総定数と人口（選挙人）数、選挙区割及び議員配分定数との間には密接な関連性があつたのは事実であるが、その後、従来見られなかつた甚だしい人口の大都市周辺集中に伴いその関連の度合は漸次稀薄となり、また、これによる投票価値の偏差を是正するためにされた昭和三九年法律一三一一号及び昭和五〇年法律六三号による再度の議員総定数及びその配分規定改正の際には、右の関連性に対する全国的配慮は見られず、人口の激減した選挙区にはなんら手を触れることなく、専ら人口の激増した選挙区のうちの一部についてのみ議員定数の増加及び選挙区の分立の措置を講じ、その増加した議員数を加えた数をもつて公選法四条の議員総定数としたものであつて、先ず議員総定数を確定してから、それを各選挙区に公平に配分し直したものではないものと認められる。このように、立法府もまた、右配分規定改正の際には、一部の選挙区だけを切り離して手直しをすることが可能であるとしたものと思われる。

以上のこととは、とりもなおさず、一選挙区についての投票価値不平等の違憲は必ずしも他の選挙区についての違憲を來さないと考へることができる意味するものであつて、平均的投票価値をもつ選挙区については、他の選挙区において投票価値の不平等が生じたこととは関係なく、依然として憲法の理念に合致している

すべきかどうかについては、慎重な検討を要するものと思われる。

もとより、平等不平等という概念は、他と比較しての相対的のものであつて、観念的には議員総定数と選挙区割及び議員配分定数との間には相互に数字的になにがしかの関連があり、殊に、本件の場合のように、投票価値が過小となつた選挙区すなわち人口過密地区の発生は、一方において投票価値が過大となつた選挙区における人口過疎化現象と表裏をなすものであることは明らかであるが、たとえ投票価値の最小最大の比が甚だしい偏差を示したとしても、例えば、その両選挙区における投票価値の平均値からの偏差が上下ともほぼ同率で、その議員定数も同じであり、かつ、その他の選挙区の投票価値がほとんど平均値に近いような場合においては、右の両選挙区について是正措置を講じさえすれば不平等が直ちに解消することは、容易に理解しうることである。試みに、本件選挙当時の議員定数配分規定の下において、当事者間に争いのない原判決添付の議員定数、選挙人数及び議員一人当たりの選挙人数の平均値からの偏差率の対照表の数字に基づいて計算してみると、投票価値の極端に減少した一部の選挙区について、例えば、計一〇名ないし二〇名の定員を増加したとしても、それが平均的投票価値をもつ選挙区に及ぼす偏差率の動きは、僅かに約二パーセントないし四パーセントであり、この数字は、各選挙区の議員一人当たりの選挙人数と全国平均のそれとの偏差率の上限、下限の一六二・八七パーセント、四七・三〇パーセントと対比すれば、問題とするに値しないものといいうる程度の動きにすぎず、更に、例えは、投票価値の極度に増大した選挙区についても併せて是正措置を講ずるものとするならば、他の選挙区についてその偏差率の変化を最少限度に抑えることも可能であるから、議員定数配分規定の一部是正は、平均的投票価値をもつ他の選挙区についてその平均性を失わせるほど有意的な影響を及ぼす

を有するものとはどうてい考えられない程度に達しているかどうか、それが合理的期間内に是正されなかつたと認められるかどうかによつて、具体的的事案に即して決するのが妥当であると考えるのである。そして、本件においては、原審の確定した事実によれば、議員一人当たりの選挙人数は、千葉県第一区では三八一、二一七・二五人であつて、その全国平均一五〇、二四三・六六人に對し二五三・七三パーセントにあたり、すなわち、投票価値の点からみると、千葉県第一区においては、二人半の選挙人によつてようやく、全国の選挙人の平均一人分の選挙権行使しうるにすぎないのであるから、このような投票価値の偏差は、いかに他の考慮要素をしんしやくしても、とうてい合理性があるものとは認められない。しかも、その原因たる人口の過密化は絶えず進行し、本件選挙の相当以前から投票価値不平等の違憲の瑕疵を帯びるに至つていたものと推認できるのであるから、それが合理的期間内に是正されなかつたものと認めるほかなく、したがつて、本件選挙当時の議員定数分配規定中千葉県第一区に関する部分は違憲の瑕疵があつたものといわざるをえない。しかし、われわれは、一部選挙区について投票価値不平等の違憲の瑕疵があるとしても、その瑕疵が、多数意見の説くように、必然的に他の選挙区全部について違憲の瑕疵を來すものとは考えないのである。

一般に、ある法規の一部に違憲の瑕疵がある場合に、右部分と関連がある限り法規全体が違憲となることはもとよりありうることではあるが、その瑕疵と法規全体との関連度の大小を考察することによつて合理的に解決がつくならば、その法規についてなるべく憲法違反の範囲を拡大しないように解することが違憲審査の基本的な態度であろうと思う。その意味においても、一部の選挙区において生じた投票価値の不平等が、平均的な、中庸を得ている他の多数の選挙区のすべてについて直ちに違憲を來すほどの密接不可分な関連性があると

しかも違憲の瑕疵ある選挙によつて選出された議員のみで構成されるという異常な状態で活動せざるをえないこととなるとし、それは憲法上望ましい姿でもなく、またその所期するところでもないとの理由で、行訴法三一条に含まれる事情判決の法理に則りつつ、更に同条の適用を排除する公選法二一九条の適用を回避して、右配分規定、したがつてそれに基づく本件選挙は違憲違法ではあるが、選挙は無効としないという一種の事情判決を言い渡すこととしたのである。

三 これに対し、われわれは、全選挙人が投票価値において平均的な、中庸を得た選挙権を享受することをもつて憲法の理想とし、各選挙区について、その投票価値がその理想からどれほど遠ざかつてゐるかを検討し、その偏りが甚だしい場合に投票価値平等の要求に反し違憲の瑕疵を帯びるものと考えるのである。そして、どの程度の偏差を示すに至つたときに違憲とすべきかについては、選挙制度及びこれに対する司法判断のあり方の点ではわが国のそれと差異があるが、ドイツ連邦共和国選挙法のように、その偏差がその平均値人口数から上下各三三・三分の一ペーセントを超えないものとし、あるいはアメリカ連邦最高裁判所が、各州の連邦下院議員の各選挙区における投票価値の偏差が平均値から上下それぞれ僅か数ペーセントとなつてゐる選挙区割に関する州法律を、何れも正確な数的平等達成への真摯な努力を欠くものとして違憲とする判決をしたのに対し、これを厳格に失すると批判する右判決中の少数意見が、偏差は上下それぞれ一〇ないし一五ペーセントを超えない限り原則として合憲とすべきであるとするなど、偏差の許容限度を数字をもつて明らかにする考え方がある。しかし、われわれは、多数意見が説くと同じように、わが国における諸般の情況にかんがみ、選挙人の投票価値の不平等が国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんしやくしてもなお、一般的に合理性

であつて、これを尊重すべきことについては、すべて多数意見の説くとおりである。そして、全国の選挙人数を議員総定数で除した議員一人当たりの平均選挙人数と議員定数配分規定による各選挙区の議員一人当たりの選挙人数とが、接近していればいるほど投票価値平等の要求に合致するわけであるが、数字的に完全には同一となりえず、したがつて、憲法も合理性の認められる程度の投票価値の偏差はこれを当然許容しているものと解すべきである。問題は、その偏差がどの程度になつた場合に、他の考慮要素をしんしやくしてもなお合理性があるとはいえないものと判断されるか、そして議員定数配分規定が投票価値不平等の理由で違憲とされた場合に、それに基づいて行われた選挙の効力をいかにみるべきか、ということである。

多数意見は、本件選挙当時の議員定数配分規定について、その各選挙区の議員一人当たりの選挙人数を比較し、その最大のものと最小のものとの比率が約五対一の割合に達し、投票価値が甚だしく不平等になつてゐるのは、著しく合理性を欠き、選挙権の平等に関する憲法の要求に反する瑕疵があり、しかも、その違憲の瑕疵が合理的期間内に是正されなかつたものと認めた上で、右配分規定は、本件選挙当時は憲法違反であつたものと断定しているのである。そして、選挙区割及び議員定数の配分は、議員総定数と密接不可分の関連があるから、右配分規定の一部の違憲の瑕疵はその規定全体の違憲を來すものであると論じ、本件で問題とされた千葉県第一区について選挙人の投票価値の偏差の如何を問うことなく、右配分規定は全選挙区を通じ一括して違憲であるとするのである。更に、右のように議員定数配分規定が全体として違憲とされる結果、全国の選挙について選挙無効の訴訟が提起されることがありうることを危惧し、また、仮に一部の選挙区の選挙が無効とされるにとどまつた場合でも、衆議院は、選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないまま、

策の分野に属し、原則として国会の自由裁量に委ねられるべきものである」と異論がないが、その裁量権の行使が著しく合理性を欠き、憲法の要請に反するような事態に立ち至つた場合は、司法による判断を免れないところだが、三権分立の基本構想に沿うものであると考える。裁判所がこの種の問題について、高度に政治性のある国家行為であるからとか、立法府の自由裁量に属する事項であるからとかの理由により、たやすく司法判断適合性を欠くものとすることは、国民の信頼にこたえる所以ではないと思う。

ところで、本件の如き議員定数分配規定の違憲無効を理由として選挙の効力を争う訴訟の形態については、実定法上明文の規定はない。しかし、かつて憲法三七条一項に基づく迅速裁判の要請に反する刑事被告事件について、下級審が、憲法に保障する迅速な裁判をうける権利は侵害されているが、刑訴法にその救済規定がないから如何ともし難いと結論したのに對し、当裁判所は、憲法の要請にこたえるためには、刑訴法上これに対処すべき具体的な規定がなくとも、免訴という審理打ち切りの非常救済手段をとるべきであるとした（最高裁判所昭和四五年(乙)第一七〇〇号、同四七年一二月二〇日大法廷判決、刑集二六巻一〇号六三二頁参照）。これは、その事態が免訴の場合におけると同様実体的公訴権が消滅したとみるべき点において類似しているという理由で、免訴の手段をとつたものと考えるべきものである。本件の場合においても、また、憲法上国民の重要な基本的権利である選挙権の平等を争うについては何等かの途をひらくのが妥当であり、それには現行法上選挙の無効を争う点で類似している公選法二〇四条の訴訟の形態を用いることができるとした多数意見は、そのまま同調しうるものと考へる。

二 投票価値の平等は、憲法一四条一項、一五一条一項、三項、四四条但し書に根拠をおく憲法上重要な要求

ことは、さきに述べたとおりである。これらの事情等を考慮するときは、本件においては、前記の法理にしたがい、本件選挙は憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示するにとどめ、選挙自体はこれを無効としないこととするのが、相当であり、そしてまた、このような場合においては、選挙を無効とする旨の判決を求める請求を棄却するとともに、当該選挙が違法である旨を主文で宣言するのが、相当である。

四 結 論

以上の次第であるから、上記判示と異なる見解の下に右選挙を適法とし、上告人の請求を棄却した原判決には、憲法の解釈、適用を誤つた違法があり、本件上告は、その限りにおいて理由があるから、原判決を変更して、上告人の請求を棄却するとともに、主文において本件選挙が違法である旨の宣言をすべきである。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇八条に従い、なお、訴訟費用につき、同法九六条前段、九二条但し書を適用して、原審及び当審の訴訟費用をすべて被上告人に負担させることとし、裁判官岡原昌男、同下田武三、同岸盛一、同天野武一、同江里口清雄、同大塚喜一郎、同吉田豊の反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官岡原昌男、同下田武三、同江里口清雄、同大塚喜一郎、同吉田豊の反対意見は次のとおりである。

われわれは、本件選挙当時の議員定数配分規定は、千葉県第一区に関する限り違憲無効であり、これに基づく選挙もまた無効なものとして、上告人の請求を認容すべきものと考える。

一 選挙制度のあり方、殊に選挙区割、議員総定数及びその配分などの決定は、多分に政治性を伴う立法政

ではあるが、しかしそこには、行政処分の取消の場合に限られない一般的な法の基本原則に基づくものとして理解すべき要素も含まれていると考えられるのである。もつとも、行政事件訴訟法の右規定は、公選法の選挙の効力に関する訴訟についてはその準用を排除しているが（公選法二一九条）、これは、同法の規定に違反する選挙はこれを無効とすることが常に公共の利益に適合するとの立法府の判断に基づくものであるから、選挙が同法の規定に違反する場合に関する限りは、右の立法府の判断が拘束力を有し、選挙無効の原因が存在するにもかかわらず諸般の事情を考慮して選挙を無効としない旨の判決をする余地はない。しかしながら、本件のように、選挙が憲法に違反する公選法に基づいて行われたという一般性をもつ瑕疵を帶び、その是正が法律の改正なくしては不可能である場合については、単なる公選法違反の個別的瑕疵を帶びるにすぎず、かつ、直ちに再選挙を行うことが可能な場合についてされた前記の立法府の判断は、必ずしも拘束力を有するものとすべきではなく、前記行政事件訴訟法の規定に含まれる法の基本原則の適用により、選挙を無効とすることによる不当な結果を回避する裁判をする余地もありうるものと解するのが、相当である。もとより、明文の規定がないのに安易にこのような法理を適用することは許されず、殊に憲法違反という重大な瑕疵を有する行為については、憲法九八条一項の法意に照らしても、一般にその効力を維持すべきものではないが、しかし、このような行為についても、高次の法的見地から、右の法理を適用すべき場合がないとはいきれないのである。

そこで本件について考えてみると、本件選挙が憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われたものであることは上記のとおりであるが、そのことを理由としてこれを無効とする判決をしても、これによつて直ちに違憲状態が是正されるわけではなく、かえつて憲法の所期するところに必ずしも適合しない結果を生ずる

を選挙無効の原因として主張することを殊更に排除する趣旨であるとすることは、決して当を得た解釈ということはできない。)

しかしながら、他面、右の場合においても、選挙無効の判決によつて得られる結果は、当該選挙区の選出議員がいなくなるというだけであつて、眞に憲法に適合する選挙が実現するためには、公選法自体の改正にまたなければならないことに変わりはなく、更に、全国の選挙について同様の訴訟が提起され選挙無効の判決によつてさきに指摘したのとほぼ同様の不当な結果を生ずることもありうるのである。また、仮に一部の選挙区の選挙のみが無効とされるにとどまつた場合でも、もともと同じ憲法違反の瑕疵を有する選挙について、そのあるものは無効とされ、他のものはそのまま有効として残り、しかも、右公選法の改正を含むその後の衆議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないままの異常な状態の下で、行われざるをえないこととなるのであつて、このような結果は、憲法上決して望ましい姿ではなく、また、その所期するところでもないというべきである。それ故、公選法の定める選挙無効の訴訟において同法の議員定数配分規定の違憲を主張して選挙の効力を争うことと許した場合においても、右の違憲の主張が肯認されるときは常に当該選挙を無効とすべきものかどうかについては、更に検討を加える必要があるのである。

そこで考えるのに、行政処分の適否を争う訴訟について的一般法である行政事件訴訟法は、三一条一項前段において、当該処分が違法であつても、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合においては、諸般の事情に照らして右処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められる限り、裁判所においてこれを取り消さないことができることを定めている。この規定は法政策的考慮に基づいて定められたもの

こととなる結果、すでに右議員によつて組織された衆議院の議決を経たうえで成立した法律等の効力にも問題が生じ、また、今後における衆議院の活動が不可能となり、前記規定を憲法に適合するよう改訂することさえもできなくなるという明らかに憲法の所期しない結果を生ずるのである。それ故、右のような解釈をとるべきでないことは、極めて明らかである。

次に問題となるのは、現行法上選挙を将来に向かつて形成的に無効とする訴訟として認められている公選法二〇四条の選挙の効力に関する訴訟において、判決によつて当該選挙を無効とする（同法二〇五条一項）ことの可否である。この訴訟による場合には、選挙無効の判決があつても、これによつては当該特定の選挙が将来に向かつて失効するだけで、他の選挙の効力には影響がないから、前記のように選挙を当然に無効とする場合のような不都合な結果は、必ずしも生じない。（元来、右訴訟は、公選法の規定に違反して執行された選挙の効果を失わせ、改めて同法に基づく適法な再選挙を行わせること（同法一〇九条四号）を目的とし、同法の下における適法な選挙の再実施の可能性を予定するものであるから、同法自体を改正しなければ適法に選挙を行うことができないような場合を予期するものではなく、したがつて、右訴訟において議員定数配分規定そのものの違憲を理由として選挙の効力を争うこととはできないのではないか、との疑いがないではない。しかし、右の訴訟は、現行法上選挙人が選挙の適否を争うことのできる唯一の訴訟であり、これを指しては他に訴訟上公選法の違憲を主張してその是正を求める機会はないのである。およそ国民の基本的権利を侵害する國權行為に対しても、できるだけその是正、救済の途が開かれるべきであるという憲法上の要請に照らして考えるときは、前記公選法の規定が、その定める訴訟において、同法の議員定数配分規定が選挙権の平等に違反すること

が、しかし、これによつて本件選挙の効力がいかなる影響を受けるかについては、更に別途の考察が必要である。

憲法九八条一項は、「この憲法は、國の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」と規定している。この規定は、憲法の最高法規としての性格を明らかにし、これに反する國權行為はすべてその効力を否定されるべきことを宣言しているのであるが、しかし、この法規の文言によつて直ちに、法律その他の國權行為が憲法に違反する場合に生すべき効力上の諸問題に一義的解決が与えられているものとすることはできない。憲法に違反する法律は、原則としては当初から無効であり、また、これに基づいてされた行為の効力も否定されるべきものであるが、しかし、これは、このように解することが、通常は憲法に違反する結果を防止し、又はこれを是正するために最も適切であることによるのであって、右のような解釈によることが、必ずしも憲法違反の結果の防止又は是正に特に資するところがなく、かえつて憲法上その他の關係において極めて不当な結果を生ずる場合には、むしろ右の解釈を貫くことがかえつて憲法の所期するところに反することとなるのであり、このような場合には、おのづから別個の、総合的な視野に立つ合理的な解釈を施さざるをえないのである。

そこで、本件議員定数分配規定についてみると、右規定が憲法に違反し、したがつてこれに基づいて行われた選挙が憲法の要求に沿わないものであることは前述のとおりであるが、そうであるからといって、右規定及びこれに基づく選挙を当然に無効であると解した場合、これによつて憲法に適合する状態が直ちにもたらされるわけではなく、かえつて、右選挙により選出された議員がすべて当初から議員としての資格を有しなかつた

違反と断ぜられるべきものと解するのが、相当である。

この見地に立つて本件議員定数配分規定をみると、同規定の下における人口数と議員定数との比率上の著しい不均衡は、前述のように人口の漸次的異動によつて生じたものであつて、本件選挙当時における前記のような著しい比率の偏差から推しても、そのかなり以前から選挙権の平等の要求に反すると推定される程度に達していたと認められることを考慮し、更に、公選法自身その別表第一の末尾において同表はその施行後五年ごとに直近に行われた国勢調査の結果によつて更正するのを例とする旨を規定しているにもかかわらず、昭和三九年の改正後本件選挙の時まで八年余にわたつてこの点についての改正がなんら施されていないことをしんしゃくするときは、前記規定は、憲法の要求するところに合致しない状態になつていたにもかかわらず、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたものと認めざるをえない。それ故、本件議員定数配分規定は、本件選挙当時、憲法の選挙権の平等の要求に違反し、違憲と断ぜられるべきものであつたといふべきである。そして、選挙区割及び議員定数の配分は、議員総数と関連させながら、前述のような複雑、微妙な考慮の下で決定されるのであつて、一旦このようにして決定されたものは、一定の議員総数の各選挙区への配分として、相互に有機的に関連し、一の部分における変動は他の部分にも波動的に影響を及ぼすべき性質を有するものと認められ、その意味において不可分の一体をなすと考えられるから、右配分規定は、単に憲法に違反する不平等を招来している部分のみでなく、全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解すべきである。

三 本件選挙の効力

右のようすに、本件議員定数配分規定は、本件選挙当時においては全体として違憲とされるべきものであつた

り、その開きは、約五対一の割合に達していた、というのである。このような事態を生じたのは、専ら前記改正後における人口の異動に基づくものと推定されるが、右の開きが示す選挙人の投票価値の不平等は、前述のような諸般の要素、特に右の急激な社会的変化に対応するについてのある程度の政策的裁量を考慮に入れてもなお、一般的に合理性を有するものとはどうてい考えられない程度に達しているばかりでなく、これを更に超えるに至っているものというほかなく、これを正当化すべき特段の理由をどこにも見出すことができない以上、本件議員定数配分規定の下における各選挙区の議員定数と人口数との比率の偏差は、右選挙当時には、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度になつていたものといわなければならない。

しかしながら、右の理由から直ちに本件議員定数配分規定を憲法違反と断すべきかどうかについては、更に考慮を必要とする。一般に、制定当時憲法に適合していた法律が、その後における事情の変化により、その合憲性の要件を欠くに至つたときは、原則として憲法違反の瑕疵を帯びることになるというべきであるが、右の要件の欠如が漸次的な事情の変化によるものである場合には、いかなる時点において当該法律が憲法に違反するに至つたものと断すべきかについて慎重な考慮が払われなければならない。本件の場合についていえば、前記のような人口の異動は不斷に生じ、したがって選挙区における人口数と議員定数との比率も絶えず変動するのに対し、選挙区割と議員定数の配分を頻繁に変更することは、必ずしも実際的ではなく、また、相当でもないことを考へると、右事情によつて具体的な比率の偏差が選挙権の平等の要求に反する程度となつたとしても、これによつて直ちに当該議員定数配分規定を憲法違反とすべきものではなく、人口の変動の状態をも考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されていると考へられるのにそれが行われない場合に始めて憲法

このように、衆議院議員の選挙における選挙区割と議員定数の配分の決定には、極めて多種多様で、複雑微妙な政策的及び技術的考慮要素が含まれており、それらの諸要素のそれぞれをどの程度考慮し、これを具体的に決定にどこまで反映させることができるかについては、もとより厳密に一定された客観的基準が存在するわけのものではないから、結局は、国会の具体的に決定したところがその裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによつて決するほかはなく、しかも事の性質上、その判断にあたつては特に慎重であることを要し、限られた資料に基づき、限られた観点からたやすくその決定の適否を判断すべきものでないことは、いうまでもない。しかしながら、このような見地に立つて考へても、具体的に決定された選挙区割と議員定数の配分の下における選挙人の投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するものとはどうてい考えられない程度に達しているときは、もはや国会の合理的な裁量の限界を超えているものと推定されるべきものであり、このような不平等を正当化すべき特段の理由が示されない限り、憲法違反と判断するほかはないというべきである。

【要旨第一】

(一) 本件議員定数配分規定は、主として昭和三九年法律第一三二号による公選法の一部改正にかかるもので、右改正は、従来の衆議院議員の選挙における選挙区の人口数と議員定数との間に一部著しい不均衡が生じていたのを是正するために、新たに議員総数をふやし、これを適宜配分して選挙区別議員一人あたりの人口数の開きをほぼ二倍以下にとどめることを目的としたものである。ところが、当事者間に争いのない事実によれば、昭和四七年一二月一〇日の本件衆議院議員選挙当時においては、各選挙区の議員一人あたりの選挙人数と全国平均のそれとの偏差は、下限において四七・三〇ペーセント、上限において一六一・八七ペーセントとな

は、選挙人の居住場所のいかんによつてその選挙権の投票価値に不当な差別を設けるものではないかという憲法上の疑問が生ずることとならざるをえず、本件も、その一場合である。

思うに、衆議院議員の選挙について、右のように全国を多数の選挙区に分け、各選挙区に議員定数を配分して選挙を行わせる制度をとる場合において、具体的に、どのように選挙区を区分し、そのそれぞれに幾人の議員を配分するかを決定するについては、各選挙区の選挙人数又は人口数（厳密には選挙人数を基準とすべきものと考えられるけれども、選挙人数と人口数とはおおむね比例するとみてよいから、人口数を基準とすることも許されるというべきである。それ故、以下においては、専ら人口数を基準として論ずることとする。）と配分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然であるとしても、それ以外にも、実際上考慮され、かつ、考慮されてしかるべき要素は、少なくない。殊に、都道府県は、それが従来わが国の政治及び行政の実際において果たしてきた役割や、国民生活及び国民感情の上におけるその比重にかんがみ、選挙区割の基礎をなすものとして無視することのできない要素であり、また、これらの都道府県を更に細分するにあたつては、従来の選挙の実績や、選挙区としてのまとまり具合、市町村その他の行政区画、面積の大小、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況等諸般の要素を考慮し、配分されるべき議員数との関連を勘案しつつ、具体的な決定がされるものと考えられるのである。更にまた、社会の急激な変化や、その一つのあらわれとしての人口の都市集中化の現象などが生じた場合、これをどのように評価し、前述した政治における安定の要請をも考慮しながら、これを選挙区割や議員定数配分にどのように反映させるかも、国会における高度に政策的な考慮要素の一つであることを失わない。

ない。投票価値の平等は、常にその絶対的な形における実現を必要とするものではないけれども、国会がその裁量によつて決定した具体的な選挙制度において現実に投票価値に不平等の結果が生じている場合には、それは、国会が正当に考慮することができることのできる重要な政策的目的ないしは理由に基づく結果として合理的に是認することができるものでなければならないと解されるのであり、その限りにおいて大きな意義と効果を有するのである。それ故、国会が衆議院及び参議院それぞれについて決定した具体的選挙制度は、それが憲法上の選挙権の平等の要求に反するものでないかどうかにつき、常に各別に右の観点からする吟味と検討を免れることができないというべきである。

二 本件議員定数配分規定の合憲性

(一) 本件は、衆議院議員の選挙に関するものであるところ、右選挙については、いわゆる中選挙区単記投票制が採用されている。これは、衆議院の有すべき性格にかんがみ、候補者と地域住民との密接性を考慮し、また、原則として選挙人の多数の意思の反映を確保しながら、少数者の意思を代表する議員の選出の可能性をも残そうとする趣旨に出たものと考えられるが、このような政策的考慮に立つ選挙制度の採用が憲法上国会の裁量権の範囲に属することは、異論のないところである。

ところで、右のように、全国を幾つかの選挙区に分け、各選挙区に選挙されるべき議員数を配分し、単記投票をもつて選挙を行わせる場合においては、各選挙区の選挙人数と議員定数との比率が必ずしも正確に一致せず、その間に多かれ少なかれ幾らかの差異を生ずるのが、通常である。それ故、このような差異が、特に問題とするに足りない程度にとどまる場合は格別、右の程度を超えて看過することができない程度に達した場合に

し、その仕組みのいかんにより、結果的に右のような投票の影響力に何程かの差異を生ずることがあるのを免れないからである。

代表民主制の下における選挙制度は、選挙された代表者を通じて、国民の利害や意見が公正かつ効果的に国政の運営に反映されることを目標とし、他方、政治における安定の要請をも考慮しながら、それぞれの国において、その国の事情に即して具体的に決定されるべきものであり、そこに論理的に要請される一定不變の形態が存在するわけのものではない。わが憲法もまた、右の理由から、国会両議院の議員の選挙については、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（四三条二項、四七条）、両議院の議員の各選挙制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の裁量にゆだねているのである。それ故、憲法は、前記投票価値の平等についても、これをそれらの選挙制度の決定について国会が考慮すべき唯一絶対の基準としているわけではなく、国会は、衆議院及び参議院それぞれについて他にしんしやくすることのできる事項をも考慮して、公正かつ効果的な代表という目標を実現するために適切な選挙制度を具体的に決定することができるのであり、投票価値の平等は、さきに例示した選挙制度のように明らかにこれに反するもの、その他憲法上正当な理由となりえないことが明らかな人種、信条、性別等による差別を除いては、原則として、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないしは理由との関連において調和的に実現されるべきものと解されなければならない。

もうとも、このことは、平等選挙権の一要素としての投票価値の平等が、単に国会の裁量権の行使の際における考慮事項の一つであるにどまり、憲法上の要求としての意義と価値を有しないことを意味するものでは

して、このような選挙権の平等の性質からすれば、例えば、特定の範ちゆうの選挙人に複数の投票権を与えたり、選挙人の間に納税額等による種別を設けその種別ごとに選挙人数と不均衡な割合の数の議員を選出させたりするような、殊更に投票の実質的価値を不平等にする選挙制度がこれに違反することは明らかであるが、そのような顕著な場合ばかりでなく、具体的な選挙制度において各選挙人の投票価値に実質的な差異が生ずる場合には、常に右の選挙権の平等の原則との関係で問題を生ずるのである。本件で問題とされているような、各選挙区における選挙人の数と選挙される議員の数との比率上、各選挙人が自己の選ぶ候補者に投じた一票がその者を議員として当選させるために寄与する効果に大小が生ずる場合もまた、その一場合にほかならない。

【要旨第一】

憲法は、一四条一項において、すべて国民は法の下に平等であると定め、一般的に平等の原理を宣明するとともに、政治の領域におけるその適用として、前記のように、選挙権について一五条一項、三項、四四条但し書の規定を設けている。これらの規定を通覧し、かつ、右一五条一項等の規定が前述のような選挙権の平等の原則の歴史的発展の成果の反映であることを考慮するときは、憲法一四条一項に定める法の下の平等は、選挙権に関しては、国民はすべて政治的価値において平等であるべきであるとする徹底した平等化を志向するものであり、右一五条一項等の各規定の文言上は単に選挙人資格における差別の禁止が定められているにすぎないけれども、單にそれだけにとどまらず、選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等もまた、憲法の要求するところであると解するのが、相当である。

(1) しかしながら、右の投票価値の平等は、各投票が選挙の結果に及ぼす影響力が数字的に完全に同一であることまでも要求するものと考へることはできない。げだし、投票価値は、選挙制度の仕組みと密接に関連

れ（四一条、四二条、四三条一項）、国会の両議院の議員を選挙する権利は、国民固有の権利として成年である国民のすべてに保障され（一五一条一項、三項）、選挙人資格については、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならないとされている（四四条但し書）。

元来、選挙権は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹をなすものであり、現代民主国家においては、一定の年齢に達した国民のすべてに平等に与えられるべきものとされているのが一般であるが、このような選挙権の平等化が実現されたのは、必ずしも古いことではない。平等は、自由と並んで、近代国家における基本的かつ窮屈的な価値であり理念であつて、特に政治の分野において強く追求されてきたのであるが、それにもかかわらず、当初においては、国民が政治的価値において平等視されることなく、基本的な政治的権利というべき選挙権についても、種々の制限や差別が存しており、それが多年にわたる民主政治の発展の過程において次第に撤廃され、今日における平等化の実現をみるに至つたのである。国民の選挙権に関するわが憲法の規定もまた、このような歴史的発展の成果のあらわれにほかならない。

ところで、右の歴史的発展を通じて一貫して追求されてきたものは、右に述べたように、およそ選挙における投票という国民の国政参加の最も基本的な場面においては、国民は原則として完全に同等視されるべく、各の身体的、精神的又は社会的条件に基づく属性の相違はすべて捨象されるべきであるとする理念であるが、このような平等原理の徹底した適用としての選挙権の平等は、単に選挙人資格に対する制限の撤廃による選挙権の拡大を要求するととどまらず、更に進んで、選挙権の内容の平等、換言すれば、各選挙人の投票の価値、すなわち各投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であることを要求せざるをえないものである。そ

ける選挙は、違法である。

訴訟費用は、原審及び当審を通じ、すべて被上告人の負担とする。

○ 理由

上告人及び上告代理人越山康、同山口邦明の上告理由について

上告理由の要旨は、(一) 国会議員の選挙においては、どの選挙人の一票も他のそれと均等な価値を与えられることが憲法一四条一項の要求するところであり、居住場所を異にすることによつて投票の価値に差別を設けることは、同項に違反すると解すべきである、(二) 昭和四七年一二月一〇日に行われた衆議院議員選挙は、公職選挙法（以下「公選法」という。）一三条、別表第一及び同法附則七項ないし九項（昭和五〇年法律第六三号による改正前のもの）による選挙区及び議員定数の定め（以下「本件議員定数配分規定」という。）に従つて実施されたものであるが、右規定による各選挙区間の議員一人あたりの有権者分布差比率は最大四・九九対一に及んでおり、これは、明らかに、なんらの合理的な根拠に基づかないで、住所（選挙区）のいかんにより一部の国民を不平等に取り扱つたものであるから、憲法一四条一項に違反する、(三) それ故、本件選挙（主文第二項に掲げる選挙をいう。以下同じ。）は無効とされるべきであり、これと異なる見解に立つ原判決は、憲法の右規定の解釈適用を誤つたものである、というにある。

一 選挙権の平等と選挙制度

(一) わが憲法上、国政は、国民の厳粛な信託に基づき、国民の代表者が行うものであり（前文一項）、国權の最高機関である国会は、全国民を代表する選挙された議員で組織する衆議院及び参議院で構成するものとさ

憲法一四条一項、一五条一項、三項、四四条但し書と国会両議院議員の選挙における選挙人の投票価値の平等、その他

別の事情による請求の棄却)及び第三十四条(第三者の再審の訴え)の規定は、準用せず、また、同法第十六条から第十八条まで(請求の客観的併合等)の規定は、一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条(当選の効力に関する訴訟)若しくは第二百八条(当選の効力に関する訴訟)の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条(総括主宰者等の選挙犯罪の場合)の規定により当選の効力を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に關し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求とに關してのみ準用する。

第二百十条に規定する訴訟については、行政事件訴訟法第四十一条(抗告訴訟に関する規定の準用)の規定にかかわらず、同法第十三条(関連請求に係る訴訟の移送)、第十七条(共同訴訟)及び第十八条(第三者による請求の追加的併合)の規定は、準用せず、また、同法第十六条(請求の客観的併合)及び第十九条(原告による請求の追加的併合)の規定は、第二百十条の規定により当選の無効を争う数個の請求に關してのみ準用する。

行政事件訴訟法三一条一項 取消訴訟については、処分又は裁決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受けける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分又は裁決を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。この場合には、当該判決の主文において、処分又は裁決が違法であることを宣言しなければならない。

○ 主 文

原判決を次のとおり変更する。

上告人の請求を棄却する。ただし、昭和四七年一二月一〇日に行われた衆議院議員選挙の千葉県第一区にお

	東京都
神奈川県	第二区五人
第一区	四人
五人	五人

	大阪府
兵庫県	第二区五人
第一区	四人
四人	四人

別表第一の規定にかかわらず、当分の間、鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域（大島郡三島村及び十島村の区域を除く。）をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

(三)につき) 公職選挙法二〇四条 衆議院議員及び参議院議員の選挙において、その選挙の効力に異議がある選挙人又は公職の候補者は、衆議院議員及び参議院（地方選出）議員の選挙にあつては、当該都道府県の選挙管理委員会を、参議院（全国選出）議員の選挙にあつては中央選挙管理会を被告とし、当該選挙の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

同法二〇五条一項 選挙の効力に異議の申出、審理の申立て又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。

同法二十九条 この章（第二百十条（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による当選の効力に関する訴訟）を除く。）に規定する訴訟については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第四十三条（抗告訴訟又は当事者訴訟に関する規定の準用）の規定にかかわらず、同法第十三条（関連請求に係る訴訟の移送）、第十九条から第二十一条まで（原告による請求の追加的併合等）、第二十五条から第二十九条まで（執行停止等）、第三十一条（特憲法一四条一項、一五条一項、三項、四四条但し書と国会両議院議員の選挙における選挙人の投票価値の平等その他）

第一区		大阪府		第一区 名古屋市	
西 東 成 住 吉 区	住 吉 区	阿 倍 野 区	生 浪 速 野 区	南 天 王 寺 区	大 港 正 寺 区
第六区		大阪府		第六区	
東 阿 倍 野 区	住 吉 区	生 野 区	浪 速 区	大 港 正 寺 区	西 昭 和 山 村 区
三人		三人		三人	

別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる各選挙区において選挙すべき議員の数は、それ当該下欄に掲げる数とする。

同法附則七項、八項、九項

別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる選挙区は、それぞれ当該下欄に掲げる選挙区に分割し、当該選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

愛知県	第六区	第五区	第一区		
	江戸川区 葛飾区 足立区 荒川区 江東区 墨田区	練馬区 板橋区 北区 豊島区 北区	台東区 文京区 新宿区 中央区 中区	千代田区	
愛知県	第十区	第六区	第五区	第八区	第一区
	江戸川区 葛飾区 足立区 荒川区 江東区 墨田区	練馬区 板橋区 北区 豊島区 北区	台東区 文京区 新宿区 中央区 中区	千代田区	
北種	千人	四人	三人	三人	三人

憲法一四条一項、一五条一項、三項、四四条但し書と国会両議院議員の選挙における選挙人の投票価値の平等その他

憲法における選挙人の投票価値の平等項、一五条一項、一四条一項、三等項、四四条他

但し書と國会両議院議員の選舉

二三五
(三)

高知県		第三区	第二区	第一区	愛媛県	三豊郡
糟福	南北東西喜八字	宇新周越西新今	上伊温松			
屋岡	字宇字宇多幡和居浮穴	摩居桑智条浜治予泉山				
郡市	和和和和和和	浜島				
	郡郡郡郡郡市	郡郡郡郡市市	郡郡郡市市市	郡郡郡市		
	五人	三人	三人	三人		
その他		第三区	第二区	第一区		
田門小	三山八三三浮柳大久	嘉鞍遠飯直戸八若	糸早筑朝宗			
川司倉	池門女瀧井羽川	牟留	穗手賀塚方畠幡松	島良紫倉像		
市市市	郡郡郡郡郡市市	田米	郡郡郡市市市	市市市市市市	郡郡郡郡郡郡	
	五人		五人		五人	
熊本県		第一区	第二区	第二区	佐賀県	第四区
菊鹿玉飽荒熊	壱南北東大佐	対南北西諫島長				
池本名託尾本	岐松松彼村世保	高高彼早原崎				
郡郡郡郡市	浦浦杵内郡郡	管内郡郡市市	郡郡郡市	郡郡郡		
	五人	四人	五人	五人	四人	

第一区	廣島県	第二区		第一区
山安佐広 県佐伯島 郡郡郡市	阿川上吉後小浅都兒笠玉兒玉倉 哲上房備月田口窪島岡島島野敷 郡郡郡郡郡郡郡市市市市市	久英勝苦真上邑 米田田田庭道久 郡郡郡郡郡郡郡市市市市市		
三人		五人		五人
第一区	山口県	第三区		第二区
美豊厚小萩宇下 福浦狭野 郡郡郡市市市	比双甲神芦深沼世御三福尾 婆三奴石品安限羅調原山道 郡郡郡郡郡郡郡市市市市	豊賀安吳 田茂芸 郡郡郡市市市		
四人		五人		四人
第二区	第一区	香徳 川島 県県	第二区	
仲綾坂丸 多 歌出龟度 郡郡郡市市	香小木大高 川豆田川松 郡郡郡郡郡市	吉佐都熊玖大徳山光岩下防 敷波濃毛珂島山口 郡郡郡郡郡市市市市	阿大 国松府武津 郡郡	
三人	三人	五人		五人

憲法における選挙人の一票価値の平等項、その他の但し書と国会両議院議員の選

第二区	第一区	第五区	第四区
津有川武伊芦洲西尼神 名馬辺庫丹屋本宮崎戸 郡郡郡郡市市市市	泉泉泉貝泉岸堺 南北佐塚大和 野津田	中南富八布 河河田 内内林	北豊河能内
五人	三人	三人	四人
第四区	第三区		
養出城豊、宍佐赤揖神飾赤龍相姫 父石崎岡 栗用穂保崎磨穂野生路 郡郡郡市 郡郡郡郡郡市市市	印加加多加美明西加明 古川 郡郡郡郡郡郡郡市市市		三 原石郡
四人	三人		
岡島鳥 山根取 県県	第二区	第一区	第五区
和赤御津岡 氣磐津山山 郡郡郡市	東西日有田新 牟牟高田辺宮 妻妻郡郡	伊那海海和 都賀草南 郡郡	多水美朝 歌山 郡郡
五人	三人	三人	五人

第一区	第二区	第一区
京滋 都賀 府県	南北志度多飯松宇 牟牟摩会氣南阪山 婁婁田	名阿一安河鈴三員桑 賀山志濃芸鹿重弁名 郡郡郡郡郡市市
右下東左中上 京京山京京京 区区区区区	治 市	郡郡郡郡郡郡郡郡
五人	五人	四人
大阪府	第三区	五人
南天大港西 王正寺 区区区区区	熊竹中与加何天船北南相綴久宇乙字綾舞福伏 野野謝佐鹿田井桑桑樂喜世治訓治部鶴知見 郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡市市市市区	
五人		
第三区	第二区	第一区
三寝茨枚守高吹池豊 屋島木方口楓田田中 都市市市市市市市	城旭東東西大東此福都北 淀淀淀花島島成吉 区区区区区区区区	西東住阿生浪 住吉倍野速 区区区区区区区区
四人	四人	四人

憲法における選挙人の投票価値の平三項、その他の選挙人の投票価値の平三項、四四条但し書と国会両議院議員の選

		第一区		第二区	
富士市	熱海市	三島市	志摩市	安曇郡	庵原郡
宮	津	市	市	郡	郡
市	市	市	市	郡	郡
		五人		四人	
		第三区		第一区	
葉栗	丹羽	津多	知春	愛春	瀬古
郡	郡	市	春	春日	日知
市	市	市	井	井井	井戸
		三人		四人	
		第二区		第三区	
佐	引	名	浜周	駿富	駿吉
名	浜	智	磐磐	駿田	伊賀
市	市	田	磐浜	東方	東原
市	市	市	市	市	市
		四人		五人	
		第一区		第二区	
鈴鹿	上名	桑田	渥美	東西	額田
市	市	市	飯設	南北	幡碧
市	市	市	染樂	豊北	安碧
市	市	市	市	市	岡
		三人		四人	
		第五区		第四区	
加茂	東西	田豆	八瀬	東西	中海
茂	額田	海城	渥美	額田	岡碧
市	加加	母谷	宝飯	幡碧	岡碧
市	茂茂	南崎	南北	安碧	中海
市	市	市	市	市	市
		四人		五人	

石川県	第二区	第一区	富山県	第四区	第三区
	西東氷射新高 礪礪 波波	婦下中上魚富 見水漢岡 負川川川	富	西中東中高 頸頸頸魚田 城城城沼	刈南北古三南 魚魚志島原 沼沼
三人	郡郡郡	郡市市	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡郡郡郡
	市	市	市	市	市
長野県	第二区	第一区	福井県	第二区	第二区
	埴小北南上 佐佐田 科久 郡郡郡	下上下上更長 水水高高 内内井井	長山福 野梨井 縣縣	珠鳳鹿羽河七 洲至島昨北尾 郡郡郡	石能江小金 川美沼松沢 郡郡郡市
三人	市	市	市	市	市
	市	市	市	市	市
岐阜県	第一区		岐阜県	第四区	第三区
	武山本揖安不養海羽稻関大岐 儀県巢斐八破老津島葉垣阜 郡郡郡郡郡郡郡市市		北南東西松 安筑筑本 曇摩摩	下上諏諏飯岡 伊伊訪訪田谷 那那	市市
五人			市	市	市
			市	市	市

憲法一四条一項、一五条一項、三項、四四条但し書と国会両議院議員の選挙における選挙人の投票価値の平等その他

第三区	第二区	第一区	東京都	第三区	第二区
世目田谷区	大島支厅管内区	品川区	台文新港中央区	安夷君山長茂木館	香匝海更津上郡
黒谷区	支厅管内区	東京宿区	代田区	房隅津武生原市	山取瑳上市
三人	三人	四人		五人	四人
第一区	第七区		第六区	第五区	第四区
横須賀市	北多摩郡	青梅市	三鷹市	立川市	八王子市
横浜市	多摩郡	青野郡	藏王町	足立区	江戸川区
		鷺野子	川子	荒川区	墨田区
				練馬区	板橋区
				北島区	豊島区
				杉並区	中野区
四人	五人		五人	四人	三人
第二区	第一区	新潟県	第三区	第二区	
柏崎市	岩船郡	東蒲原郡	中蒲原郡	北蒲原郡	新潟平倉郡
三條市	中蒲原郡	北蒲原郡	発田郡	高井郡	茅ヶ崎郡
長岡市	新津郡	蒲原郡	渡原郡	甲斐郡	小瀬原郡
				下甲斐郡	藤原郡
				上甲斐郡	沢原郡
				久下郡	田原郡
				井嶺郡	塙原郡
					浦原郡
四人	三人			五人	四人

第二区	第一区	第三区	第二区	
安下芳佐栃足 都蘇賀野木利 郡郡郡市市	那塩上河鹿宇 都須谷內沼賀 郡郡郡市市	結猿真筑新古土 城島壁波治河浦 郡郡郡市市	多久那日 賀慈珂立 郡郡郡市市	
五人	五人	五人	三人	
第一区	第三区	第二区	第二区	
埼玉県			群馬県	
北大浦川 足宮和口 立郡市市	吾碓北多北群高 妻氷甘野群馬 樂樂樂郡郡郡	邑山新太桐 楽田田生波根多 郡郡郡市市	佐利勢伊前 勢橋崎郡 郡郡郡市市	
四人	四人	三人	三人	
第一区	千葉県	第四区	第三区	第二区
印佐銚 葛原子 飾郡市	東市千野松船市千 原葉田戸橋川葉 郡郡郡市市	南北行大児秩秩熊 葛埼埼田里玉父父谷 飾玉玉郡郡市	比入所川 企間沢越 郡郡郡市市	
四人	三人	三人	三人	

憲法における選挙人の投票権の平等、その他の選挙法に於ける選挙人の一投票価値の三項、四四条但し書と國会両議院議員の選

二二七
(三)

	秋田県			
	第一区	第二区	第一区	第一区
由利手	横河山秋田秋田	本牧桃登栗玉石遠志加黒宮名亘	吉鹿生米原造巻田田美川城取理	
郡市	郡郡郡郡郡市市市	郡郡郡郡郡市市市	郡郡郡郡郡市市市	郡郡郡郡郡市市市
	四人	四人	五人	
	福島県	山形県		
第一区	第二区	第一区	第二区	
伊達夫	信福山島海川	西東最北新酒鶴田村庄岡上山	東南西東南米山置置村村村賜賜賜山山山	雄平仙勝鹿北
郡市	郡市市市	郡市市市	郡市市市	郡市市市
	四人	四人	四人	四人
	茨城県			
第一区	第三区	第二区		
稲敷方	行鹿西東水茨茨城	相双石平馬葉城	田石西東大河耶北南岩白若会会	安瀬河松積達
郡市	郡市市市	郡市市市	郡市市市	郡市市市
	四人	三人	五人	

別表第一
選挙区

北海道

議員数

第一区 小札
石狩支厅管内 勝幌
後志支厅管内 市市

第二区 旭川
稚内市
留萌市
宗谷市
上川市

第三区 檜山市
函館市
室蘭市
夕張市
美唄市

第四区 渡島市
胆振市
空知市
支厅管内
支厅管内
支厅管内
支厅管内

五人

三人

四人

五人

(日高支厅管内)

第五区 北帶刃
網走市
十勝支厅管内
钏路市
根室市
国支厅管内
支厅管内

青森県 第二区
八戸市
東津戸市
下北戸市
上北戸市
前津戸市
軽井戸市
郡内市

岩手県 第二区
弘前市
中津戸市
南津戸市
北津戸市
西津戸市
津戸市
軽井戸市
軽井戸市
郡内市

三人

四人

五人

二三六 (四)

四人

四人

第一区 宮釜紫巖
二戸市
下伊丹市
上伊丹市
船渡市
大貫賀沢刺
和賀江
大泊市
郡内市

第二区 仙台市
仙井市
磐井市
磐井市
氣仙郡
東西郡
江刺郡
胆沢郡
和賀郡
大泊郡
郡内市

宮城県
伊達郡
刈田郡
古川郡
塩竈市
仙台市
仙台市
仙台市
郡内市

政事件訴訟法三一条一項の基礎に含まれている一般的な法の基本原則に従い、選挙を無効とする旨の判決を求める請求を棄却するとともに当該選挙が違法である旨を本文で宣言すべきである。

(二)につき反対意見がある。)

【参照】(一、二につき)憲法一四条一項　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分

又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

同法一五条一項、三項　公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

同法四四条　両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

(二)につき)公職選挙法一三条　衆議院議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第一で定める。

別表第一に掲げる郡の区域又は支庁の所管区域に変更があつても、選挙区は、なお従前の区域による。但し、二以上の選挙区にわたつて、市町村の境界の変更があつたときは、この限りでない。

前項但書の場合において、あらたに設置された市及び郡の区域又は支庁の所管区域の変更により選挙区の境界がなくなりた後に当該境界にわたつてあらたに設置された町村の選挙区の所属については、政令で定める。

公職選挙法(昭和五〇年法律第六三号による改正前のもの)別表第一

憲法一四条一項、一五条一項、三項、四四条但し書と国会両議院議員の選挙における選挙人の投票価値の平等　その他

選挙が違法である旨を主文で宣言すべきものとした事例

○ 判決要旨

一、憲法一四条一項、一五条一項、三項、四四条但し書は、国会両議院の議員の選挙における選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値が平等であることとを要求するものであり、右各選挙につき国会が定めた具体的な選挙制度において、国会が正当に考慮することができる重要な政策的目的ないし理由に基づく結果として合理的に是認することができない投票価値の不平等が存するときは、憲法の右規定の違反となる。

二、公職選挙法一三条、同法(昭和五〇年法律第六三号による改正前のもの)別表第一及び附則七項ないし九項による選挙区及び議員定数の定めは、昭和四七年一二月一〇日の衆議院議員選挙当時、全体として憲法一四条一項、一五条一項、三項、四四条但し書に違反していたものである。

三、衆議院議員選挙が憲法に違反する公職選挙法の選挙区及び議員定数の定めに基づいて行われたことにより違法な場合であつても、それを理由として選挙を無効とする判決をすることによつて直ちに違憲状態が是正されるわけではなく、かえつて憲法の所期するところに必ずしも適合しない結果を生ずる判示のような事情などがあるときは、行

○選挙無効請求事件

(昭和四九年行ツ 第七五号) (同五年四月一四日大法廷判決)
破棄自判

【上告人】原告(選定当事者) 黒川厚雄 代理人 越山康 外二名

【被上告人】被告 千葉県選挙管理委員会 代理人 鎌田久仁夫 外七名

【第一審】東京高等裁判所

○判示事項

一、憲法一四条一項、一五条一項、三項、四四条但し書と国会両議院議員の選挙における選挙人の投票価値の平等

二、公職選挙法一三条、同法(昭和五〇年法律第六三号による改正前のもの)別表第一及び附則七項ないし九項による選挙区及び議員定数の定めの合憲性

三、衆議院議員選挙が憲法に違反する公職選挙法の選挙区及び議員定数の定めに基づいて行われたことにより違法な場合において行政事件訴訟法三一条一項の基礎に含まれている一般的な法の基本原則に従い選挙を無効とする旨の判決を求める請求を棄却するとともに当該

憲法一四条一項、一五条一項、三項、四四条但し書と国会両議院議員の選挙における選挙人の投票価値の平等 その他

逆綴り

といふことができる。

しかしながら、先にみたように、そもそも憲法は投票価値の平等を要求しているものではないとすれば、これに反する状態を是正する「憲法上の要請」が存在するということもないわけであつて、本件のような訴訟を公職選挙法二〇四条の定める訴訟として許容する実質的理由はないことになる。当裁判所は、これまでこの種の訴訟を公職選挙法二〇四条の規定により適法に提起しうるものとして取り扱つてきているが、これらの判決において斎藤朔郎裁判官（前掲最高裁昭和三九年二月五日大法廷判決）、田中一郎裁判官（最高裁昭和三八年（イ）第六五五号同四一年五月三一日第三小法廷判決・裁判集民事八三号六二三頁）及び天野武一裁判官（前掲最高裁昭和五一年四月一四日大法廷判決）は、それぞれその意見又は反対意見の中での種の訴訟の適法性を疑問視しておられる。特に天野武一裁判官はこれを適法と認めえない理由を関係規定に即して詳細に論じておられるので、この点については同裁判官の意見を援用させていただく。

四 以上のとおり、私は、本件訴訟は公職選挙法二〇四条の定める訴訟にはあたらず、また、他に準拠しうべき法条もない所以あるから、これを適法とするに由ないものとして、原判決を破棄し本件訴えを却下すべきであると考えるものである。

（裁判長裁判官 寺田治郎 裁判官 団藤重光 裁判官 藤崎萬里 裁判官 中村治朗 裁判官 横井大三
裁判官 木下忠良 裁判官 鹿野宜慶 裁判官 伊藤正二 裁判官 宮崎悟一 裁判官 谷口正孝 裁判官
大橋 進 裁判官 木戸口久治 裁判官 牧 圭次 裁判官 和田誠一）

ることは、法の下における平等という憲法の原則からいつて望ましいことであるが、それは望ましいといふにとどまるとして解すべきものと考える。このようにあることが憲法の原則上望ましいということは、それが政治的努力目標とされるべきことを意味し、法の下における平等というような憲法の原則規定にあつては、このような綱領的側面のもつ意義を軽視してはならないと思う。しかしながら、他面、これを法律的な観点からみると、単にそうすることが望ましいというだけのことであれば、たとえそれが憲法の基本原則に由来することであつても、そこから違憲の問題を生ずることはないものといわなければならぬ。

最高裁昭和三八年(4)第四一二二号同三九年一月五日大法廷判決(民集一八巻二号)「七〇頁」は、その前段においては、憲法には議員定数を選挙区別の選挙人の数に比例して配分すべきことを積極的に命ずる規定は存在しないこと、右のような配分の仕方をすることが憲法の平等原則からいつて望ましいこと等、前述したところと同趣旨のことを述べているが、判示後段に至り、議員定数と人口との不均衡が当該事案における程度ではなお立法政策の當否の問題にとどまるとして述べ、不均衡がある程度以上になると違憲の問題を生ずるとするものであるかのような説示の仕方をしている。斎藤朔郎裁判官はその意見の中でのこの点に疑念を表明しておられるが、私もこれに同感である。

三 ところで、本件のような訴訟が公職選挙法104条の定める訴訟として許されるとする見解は、憲法が投票価値の平等を要求しているということを前提として、「国民の基本的権利を侵害する国権行為に対しても、できるだけその是正、救済の途が開かれるべきであるという憲法上の要請」(最高裁昭和四九年行ツ)第七五号同五年四月一四日大法廷判決・民集三〇巻三号一一三頁多數意見参照)にこたえようとするものである
公職選挙法(昭和五七年法律第一号による改正前のもの) 一四条、同法別
表第二による選挙区及び議員定数の定めの合憲性 三七五 (七)

受けるかについては、さらに別途の考察が必要である。わたくしは、さきに五一年大法廷判決に関与した一人として、この点については右大法廷判決の判官をそのまま援用する。このようにして、わたくしは、本件においては、原判決を変更して、上告人の請求を棄却するとともに、主文において本件選挙が違法である旨の宣言をするのを相当と考えるのである。

裁判官藤崎萬里の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見とは異なり、原判決を破棄し本件訴えを不適法として却下すべきであると考える。その理由は、次のとおりである。

一 多数意見は、要するに、憲法一四条一項等の規定が国会両議院の議員の選挙について投票価値の平等、すなわち、選挙の結果に対し各投票の及ぼす影響力が異なる選挙区間ににおいて実質的に等しくなるようにすることを要求するものであるとの前提に立ちつつ、本件参議院議員選挙当時において選挙区の間で議員一人当たりの選挙人数に最大一対五・二六の較差があり、あるいはいわゆる逆転現象がみられたとしても、それだけでは直ちに憲法に違反するものではないとするものである。しかしながら、私は、憲法一四条一項等の規定が右のような意味における投票価値の平等までも要求しているものとすることには賛成しないし、ひいてはこの種の訴訟が公職選挙法二〇四条の定める訴訟として許されることにも賛同することができない。

二 憲法一四条一項前段にはすべての国民が法の下に平等である旨の原則がうたわれているが、同条にもその他の憲法の条章にも、国会両議院の議員定数を選挙区別の選挙人の数に比例して配分すべきことを積極的に命ずる規定は存在しない。このような憲法の規定よりからすれば、私は、右のような議員定数の配分の仕方をす

三条一項が「全国民を代表する」議員で両議院を組織するものとしているのも、このようなことを否定する趣旨とはどうてい考えられないのであつて、この点についても、わたくしは多数意見に賛同を惜しまない。そして、わたくしは、参議院については、かりに立法府が、たとえば人口過疎地域、過密地域に対する対策として、都道府県の人口に対する比率を意図的にやぶるような議員定数の配分を考え、そのような改正をしたとしても、議院が全国民を代表する議員で組織されるという大原則に背馳しないかぎり、それは立法府の合憲的な立法裁量の範囲に属するものと考えるのである。

このように、立法府が積極的に参議院議員選挙制度の改正をするにあたつては、きわめて広汎な裁量権をみとめられるべきであるが、しかし、本件では、前記のような異常な較差を生じている事態を立法府は単に看過放置して來たのである。このようなことを立法府の裁量権の行使として理解することがはたして許されるであろうか。もちろん、立法府として、このような事態に対処するためになんらかの検討をおこなつて、その結果として、較差の存在にもかかわらず議員定数配分規定の改正は不要であるとの結論に到達したという事実でもあれば、それは立法府の裁量権の行使とみとめられてしかるべきであろう。しかし、本件では、そのような事実は原審によつて確定されておらず、また、たしかに国会の内外で議員定数配分規定の改正にかかる種々の活動がおこなわれてはいたが、それらの活動の結果、国会の立法裁量権の行使として、本件参議院議員定数配分規定をそのまま維持するという結論に達したものとは、とうていみとめることができないのである。

このようにみて來ると、わたくしは、本件選挙當時において本件参議院議員定数配分規定は全体として違憲の状態にあつたものとみとめざるをえない。ただ、これによつて本件選挙の効力がどのような影響を

する旨の付記があるのに対して、参議院議員に関する同法別表第二にはこのような付記は存在しないが、このような法律の次元における規定の差異が合憲性の理由づけとして援用されうるものではないことは、いうまでもない。右のような付記の有無は両議院の憲法上の性格の相違に由来するものと解されるから、やはり、さかのぼつて、参議院の憲法上の特殊性が立論の基礎とされなければならないのである。

ところで、五一年大法廷判決が「投票価値の平等もまた、憲法の要求するところである」としているのは両議院に共通の説示とみるべきであつて、同判決は、さらに、「投票価値の平等は、常にその絶対的な形における実現を必要とするものではないけれども、国会がその裁量によつて決定した具体的な選挙制度において現実に投票価値に不平等の結果が生じている場合には、それは、国会が正当に考慮することのできる重要な政策的目的ないしは理由に基づく結果として合理的に是認することができるものでなければならない」とし、「国会が衆議院及び参議院それぞれについて決定した具体的選挙制度は、それが憲法上の選挙権の平等の要求に反するものでないかどうかにつき、常に各別に右の観点からする吟味と検討を免れることができない」ものとしているのである。このような五一年大法廷判決の趣旨は、本件多数意見によつても踏襲されているものと解される。

そうして、多数意見によれば、参議院議員を全国選出議員と地方選出議員とに分かつてゐるのは、前者によつて事実上ある程度に職能代表的な色彩を反映させるとともに、後者によつて都道府県を構成する住民の意思を集約的に反映させ、このような仕組みによりて、国民各自各層の利害や意見を公正かつ効果的に国会に代表させるものだというのである。わたくしは、この点につき、多数意見に同調するのにやぶさかでない。憲法四

異動に対応した是正措置がとられなかつたことによつて、昭和五二年七月一〇日の本件選舉當時においては、選舉区の間における議員一人あたりの選舉人数の較差が最大一対五・二六に拡大していた状況にあつたといふのである。最高裁昭和五一年四月一四日大法廷判決・民集三〇巻三号一二三頁（以下「五一年大法廷判決」という）は、衆議院議員選舉につき各選舉区の議員一人あたりの選舉人数の較差が約一対五であつたという事案について、その配分規定を全体として違憲の瑕疵を帯びるものと判断したのであつた。これに比較して、本件の一対五・二六といふのは、一段と大きい較差だといわなければならぬ。もちろん、衆議院のばあいとちがつて、參議院については、議員の三年」との半数改選という憲法上の要請があり（憲法四六条）、したがつて、また、全国および地方選出議員をみとめる以上は、全体の定数を増減しないかぎり、地方選出議員の各選舉区への定数の再配分を試みたとしても、依然としてかなり大きな較差が残るのであつて、較差の是正にもおのづから限度があることは、多数意見の説示するとおりである。しかし、わたくしは、このことを充分に考慮に入れても、なおかつ、前記のような一対五・二六といふ異常な較差を容易に是認するわけには行かないともう。

そればかりでなく、五一年大法廷判決の事案においては八年余にわたつて改正がおこなわれないままに放置されたといふのであつたが、本件參議院議員定数配分規定については、昭和四六年に沖縄関係の改正があつたのを別論とすれば、昭和二五年の公職選舉法制定以来、本件選舉にいたるまで実に二七年余の長きにわたつて放置されて來たのである（昭和四五年の国勢調査のときからとしても、ほぼ七年間放置されたことになる）。なるほど、衆議院議員に関する公職選舉法別表第一には、五年」とに国勢調査の結果によつて更正するのを例と

期間内は、是正問題は未だ国会の裁量判断のための猶予期間内にあるものとして違憲の判断を抑制すべきものと解するのが相当である（最高裁昭和四九年行（ツ）第七五号同五一年四月一四日大法廷判決・民集三〇卷三号二二三頁参照）。

そして、本件参議院議員定数分配規定の是正問題は、原判示選挙当時未だ国会の裁量判断のための猶予期間内にあつたものと解され、裁判所が右規定を違憲と断することは相当でなく、したがつて、本件参議院議員定数分配規定の下に執行された本件選挙を違憲無効と断定することもまた困難であるといわなければならない。以上の理由で、私は、結論においてこれと同旨の原判決は維持されるべく、本件上告は棄却されるべきものと考える。

裁判官団藤重光の反対意見は、次のとおりである。

わたくしも、多数意見が一から三までに説示しているところについては完全に見解を同じくするものであつて、本件参議院議員定数分配規定がその制定当初の人口状態のもとにおいて憲法に適合するものであつたことについて疑いをさしはさむものではない。憲法が採用する二院制のもとにおいて、第一院である参議院をどのようなものとして構想するかについては——それが全國民を代表する議員で組織されるものでなければならぬことは当然の前提として（憲法四三条一項）——立法府はきわめてひろい裁量権を有するものといわなければならない。わたくしが多数意見に賛同することに躊躇を感じるのは、多数意見が本件にみられるような国会の怠慢ともいうべき単なる不作為をもその裁量権の行使に属するものと考えている点についてである。

原審の認定によれば、本件参議院議員定数分配規定による議員定数の各選挙区への配分は、その後の人口の

わざるをえない。

思うに、本件参議院議員定数配分規定は、原判決の判示するとおりその制定当初においては憲法一四条一項の規定の要請を充たしていたものであるが、その後の人口の異動によつて次第に右の要請に適合しない状態を生ずるに至つたものというべきである。しかし、このような場合に、いかなる時点において憲法の要求に反する著しい不平等の状態に達したものと判断すべきかについては、必ずしも一義的に明白な判断基準を求め難いのであるから、右時点を確定するに困難を伴うもので、結局は第一次的には国会の適切な判断を期待するほかなく、しかも過密区と過疎区との人口偏差が時に従い変動する可能性のある流動的なものであることを想いを致し、かつ、衆議院議員の選挙制度に対する参議院議員の選挙制度の特殊性を考えれば、右変動に対応して議員定数配分規定の頻繁な改正をすることは相当でないばかりか技術上も困難であることは、容易に理解しうるところである。これらのこと考慮すると、本件参議院議員定数配分規定につき、いついかなる時点において是正の方途を講すべきかは、是正の内容、選挙区間の権衡とも関連するものであり、したがつて、これらは、すべて将来の人口の異動の予測その他諸種の政策的要因を勘案して行使される国会の合理的裁量に委ねられていくと解すべきである。

このように考えれば、裁判所は、当該議員定数配分規定による定数配分が憲法の要請する投票価値の平等に反するに至つていると考へる場合においても、そのやえをもつて直ちに右規定を違憲と断すべきものではなく、右に述べた合憲・違憲の判断時点確定の難易及び是正方法の難易、国会の対応態度その他諸般の事情をしんしやくし、是正実現のために既往の期間を含めてなお相当期間の猶予を認めるべきものと考えられるときは、右

寡の問題であつて、議員定数を定めるにあたつて基準となるべき投票価値の平等の原理がなお考慮されているものとみることができ。しかし、後者の場合、逆転現象を生じている選挙区のすべてについてそうであるとまでいわぬとしても、通常人の判断をもつてすれば逆転関係が特に顕著に生じないとみられる選挙区については、議員定数の配分の多寡という量的問題を超えてその配分について著しい不平等を生じているといふべきであり、そこではもはや投票価値の平等の原理が全く考慮されていない状態になつてゐるといわざるをえない。

このような場合についても、なお投票価値の著しい不平等の状態を生じさせる程度に達せず、国会の裁量権の許容限度を超えて違憲の問題を招くに至つていなかといふためには、被上告人側において特段の主張立証を必要とするものといふべきである。

ところで、原判決の認定判断するところによれば、本件選挙当時、北海道選挙区（選挙人数三七一万人。万未満切捨。以下同じ。）の議員定数が八人であるのに對し、神奈川県選挙区（選挙人数四四五万人）のそれは四人であり、また、大阪府選挙区（選挙人数五六〇万人）のそれは六人であつて、これらの選挙区については、選挙人の絶対数と議員定数との関係において特に顯著な逆転関係が生じているとみるのが通常人の受止め方であろう。そして、これらの場合につき、被上告人側において前記特段の主張立証のない本件においては、議員定数の配分について著しい不平等の状態を生じ、国会の裁量権の許容限度を超えていたもの、すなわち憲法違反の状態を生じていたものといふべきである。

しかしながら、右のことから直ちに本件參議院議員定数分配規定を違憲無効のものと断することは困難とい

裁判官谷口正孝の意見は、次のとおりである。

本件参議院議員選挙当時に選挙区間において議員一人当たりの選挙人数に所論のような較差があつても、国会の裁量に委ねられた許容限度を超えて違憲の問題が生ずる程度の投票価値の著しい不平等状態が生じていたといえないことは、多数意見に示すとおりである。参議院議員の選挙については、その選挙制度の仕組みにかんがみて各選挙区に対する議員定数の配分が選挙人数に応じて行われるべきであるという憲法一四条一項の規定の要求が希薄にならざるをえないことは承認できるところである。

しかし、制定当初においては憲法に適合するものと認められた本件参議院議員定数配分規定による地方選出議員の議員定数の各選挙区への配分において、その後の人口の異動に対応した是正措置が採られなかつたことにより選挙人数の多い選挙区の議員定数が選挙人数の少ない選挙区の議員定数よりも少なくなつているといふいわゆる逆転現象が生じている場合については、更に検討することが必要である。この場合も議員一人当たりの選挙人数の較差がある場合を別の角度からとらえた現象にすぎず、右較差の問題一般として論すれば足り、逆転現象の場合を特に区別して考える必要はないとする見解もある。多数意見も、このような考え方に対立つものと思われる。

しかし、議員一人当たりの選挙人数につき選挙区の間で生じている較差の問題は、較差の程度の問題、いわば量的問題として考えれば足りるが、いわゆる逆転現象の場合は、より多数の選挙人を有する選挙区に対しより少数の議員定数しか配分されないことになつており、より少数の選挙人しか有しない選挙区に対する議員定数の配分との比率が逆転した状態となつてゐるのである。前者の場合は、選挙人数に応じた議員定数の配分の多

寡が配分される議員定数の多寡と正比例的に結びつく性質を持つてゐる。衆議院議員の選挙においては、前述した憲法上の諸規定を通じて看取される衆議院の性格に照らし、各選挙人をすべて平等な人格と想定し、それに価値の平等な選挙権を与えるべきものと考えられる。

五 しかし、右に述べたような選挙によつて衆議院に反映される国民の総意は、その平均的意思としての総意にはかならない。年齢、経験、能力等の差異に基づく国民各自の意思は、稀釈されて右総意の中に混在させられているにすぎない。もし国民の平均的総意のみが国民の正しい意味での総意であるとするならば、憲法が二院制を採用し、国民の平均的総意を反映する衆議院のほかに参議院を設ける意義に乏しいといわざるをえない。憲法が衆議院のほかに参議院を設けたのは国民の平均的総意の中にひそむ、別の、あるいは少数ながら優れた国民の知恵を選挙を通じて汲み出し、これを国会の意思決定に参加させようとするためであると思う。

そのような国民の知恵を選挙により国民の中から汲み出す方法として、公職選挙法は、参議院議員の選挙について、全国選出制と地方選出制とを採用した。それが、前述した参議院の性格に合致した議員の選出に憲法の期待する効果を上げているかどうかについては論議のあるところであろう。これをどう手直しし、また、どのような運用上の改善を施せば、前述した参議院の性格にふさわしい議員を得ることができるかは、正に国会自身の考究すべき問題であるといわなければならない。本件で問題となつてゐる参議院地方選出議員の選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差をどのように取り扱うかも、よりよい参議院議員を得るのにふさわしい選挙制度創出の過程で考慮されるべき事柄にすぎない。いわゆる逆転現象についても同じである。いずれも、それだけで憲法違反の問題を生ずるものではない。

憲法制定の過程においては、国会の構成につき、まず一院制が提案され、これに対し二院制を妥当とする反対意見が述べられたが、結局両院とも全国民を代表する選挙された議員で組織するという規定を置くこととして二院制が採用された。そして、このように第二院を置く理由は、第一院の不当なる多数圧制に対する抑制と行き過ぎた一時的の偏りに対する制止にあるとされている。

現行憲法の規定をみると、法律案・予算の議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名につき衆議院の優位を、衆議院の内閣不信任決議案の可決又は信任決議案の否決には内閣に対し解散か総辞職かの一者択一を迫る効力を認める一方、衆議院が解散となつた場合その間の国会の機能を暫定的に参議院の緊急集会をして行わせることとし、この両院の機能の差異に副うよう、衆議院議員の任期を四年とするのに對し、参議院議員の任期を六年とした上、三年ごとの半数改選制を採つて、参議院を衆議院より息の長い機関に構成し、任期中の解散を認めないこととしている。

これによれば、第一院としての衆議院に対し、参議院は、第二院として衆議院の行き過ぎ又は偏りを抑止することを主たる任務とするものといえよう。

四 このようみてくると、国民の総意は何よりもまず衆議院に可能な限り正しく反映されることが必要であり、その方法として、投票価値の平等を軸とした人口比例主義を基本原則とする選挙制度を憲法自身が予定しているものといわなければならない。過疎と過密、都市と農村、都道府県その他行政区画の広狭、その沿革や住民意識の相違などは、多数意見のいう政策的目的ないし理由に属するのであろうが、それが選挙区に対する定数配分の増減にどう結びつくのか必ずしもはつきりしない。これに反し、人口又は選挙人数は、その多

組みいかんにより変容を受ける。ところが、この選挙制度の仕組みをどのように構築するかは、国会の広範な裁量に委ねられている。国会は、合理性の枠を踏み外さない限り、投票価値の平等のほか、いろいろな政策的目的ないし理由をしんしゃくして選挙制度の仕組みを考えることができるのである。そう考えると、現在の参議院地方選出議員の定数配分は、その制定当初において合憲であつたばかりでなく、人口の異動の結果、選挙区间に投票価値の著しい不均衡が生じた今でも憲法違反とはいえない。

この私の要約にして誤りがなければ、多数意見では投票価値の平等と選挙制度の仕組みとがどういう関係に立つのか、必ずしもはつきりしないようと思われる。

二 私は、憲法が国会の構成につき一院制を採用している趣旨にかんがみ、第一院たる衆議院の議員の選挙においては、投票価値の平等が可能な限り実現されるように選挙制度の仕組みが考えられなければならないが、第二院たる参議院の議員の選挙においては、第二院にふさわしい選挙制度の仕組みを別に考えるべきものと思う。もちろん、第二院にふさわしい選挙制度の仕組みといつても、成人たる全国民が人種、信条、性别、社会的身分、門地、教育、財産又は収入による差別なく参加しうるものでなければならないし、選挙された議員は全国民を代表するものでなければならない。そのほか、投票価値の平等ということも考慮に入れるべきであるが、それは、憲法上の要求としてではなく、妥当な選挙制度の仕組みを考える場合の重要な要素であるにとどまるものと考える。

三 私が、投票価値の平等と選挙制度の仕組みとの関係につき、右のように考えるのは、憲法制定の過程及び憲法の諸規定より帰納される衆議院及び参議院の性格並びに両院の相互関係による。

といふいわゆる逆転現象を特に問題としているので、この点についての私の補足意見を述べておきたい。

多數意見の判示するとおり、参議院地方選出議員の議員定数の各選挙区への配分について、公職選挙法は、最小限の二人を各選挙区に配分した上、残余の定数について、人口を基準とする各選挙区の大小に応じこれに比例する形で二人ないし六人の偶数の定数を付加配分したものである。このような議員定数の配分方法によつた場合、人口の近接した選挙区においては若干の人口の異動があつたにすぎないときでも容易に逆転現象が生じうるものであることは明らかであり、このような逆転現象の生ずることを常に回避しなければならないものとすれば、議員定数の配分を頻繁に改正しなければならないこととなつて、安定的に運用されるべき選挙制度の実際にそぐわない。

そもそも、本件においては、議員定数の配分の不均衡から生ずる個々の選挙人についての投票価値の平等が問題なのであつて、選挙区全体としての議員定数の配分の多寡が問題なのではない。したがつて、右の投票価値の平等の問題は、専ら議員一人当たりの選挙人数の比較という角度からとらえることで十分であり、これとは別に逆転現象を問題とする必要や余地はないと考える。

裁判官横井大三の意見は、次のとおりである。

私も、多數意見と同じく、本件上告はこれを棄却すべきものと考へる。しかし、その理由は、多數意見と異なる。私の考へは、以下に述べる通りである。

一 多數意見を要約すると、次のようになるであろう。

憲法一四条一項等の規定は、投票価値の平等をも要求するものである。しかし、この原則も、選挙制度の仕

せることを考えることも立法部に對して要求されるといえるし、少なくともその要求にこたえることは、立法部に許される裁量権の行使の範囲内にあるといわねばならない。

以上の考察を前提とすれば、参議院議員選挙の現行制度が、一方では全国選出議員の選挙については、そこで各選挙人の投票の価値を完全に平等なものとし、しかもそこに職能代表の要素を實際上持たせ、他方で地方選出議員の選挙については、市町村と並んで地方自治を擔うべき普通地方公共団体である都道府県を基盤とする地域代表の性質を加味して議員定数を配分していることは、衆議院とは異なる代表原理を採用することにより、国民全体のうちに存する各種の利益を多面的に代表させるような仕組みであると理解することができる。

この考え方からすれば、本件で争われている参議院地方選出議員についての選挙区への定数配分は、その制定当初においてはもとより合憲であり、また本件参議院議員選挙当時において議員一人当たりの選挙人数に所論のような較差があるとしても、それが明らかに不合理で恣意的な差別でありそれを是正しないことが立法部の裁量権の逸脱にあたるとして違憲のものと判断すべきものは考えられない。もつとも、その較差はかなり大きいものであり、またいわゆる逆転現象の存在することは、定数配分の立法政策上の當不當の問題を生じ、その是正が期待される面もないではないが、その是正是あくまで立法部に委ねられており、この程度の較差にあっては、裁判所が介入してそれを違憲と判断することはできないというべきである。

裁判官宮崎悟一は、裁判官伊藤正己の右補足意見に同調する。

裁判官大橋進の補足意見は、次のとおりである。

原判決は、選挙人數の多い選挙区の議員定数が選挙人數の少ない選挙区の議員定数よりも少なくなつてゐる

との比率のみを盾に取つて立法部の定める議員定数の配分を違憲と断することは憲法上適切でなく、許容される裁量権の範囲を逸脱する場合にのみこれを違憲とすべきものと考えられる。

そこで、本件の場合に、上告人らの主張するような、選挙区間において議員一人当たりの選挙人数に最大一対五・二六という大きな較差があり、またいわゆる逆転現象が一部の選挙区にみられることが、選挙区及び議員定数の定め方についての恣意的で明らかに不合理な差別にあたるかどうかが問題となることになる。

この点を考えるにあたっては、本件で問題とされている参議院議員の選挙を衆議院議員の選挙と区別して考えることが必要である。衆議院は国民一般を代表し優越性を持つ議院であり、その議員の選挙においては、人口に基づいて議員定数を配分することが重視されるのは当然である。もとより、この場合にも、前述したような立法部の裁量権のあることは憲法上認められるけれども、許容される裁量の幅は、その性質上参議院議員の選挙の場合に比して狭いものといわざるをえない。これに反して、参議院もまた「全国民を代表する選挙された議員」をもつて組織されるが、もしこれを衆議院と同じように人口比率を重視して選挙された議員で構成するとすれば、たとえ選挙区などで両者に差異を認めるとしても、参議院は、衆議院のカーボン・コピーともいうべきものとなり、立法の審議を慎重にすることに多少の役割を果たすとしても、衆議院の過誤を改め、その決定に修正を加え、あるいは政府と国会との間の対立を調整するという参議院に期待される機能を當むことが困難になる。参議院はむしろ衆議院とは異なる角度から国民を代表することによって、両院あいまつて国会が公正かつ効果的に国民を代表する機関たりうるのである。現代の社会構造が複雑であるだけに、参議院には衆議院と異なる代表原理を取り入れ、人口を基準にするのみでは十分に代表されない国民層の種々の利益を代表さ

取扱いは重要である。しかし、憲法は、国会議員の選挙人の資格について、一四条一項後段に挙げる事由のほかに、特に四四条但し書において、教育、財産、収入による差別の禁止を明記している。したがつて、国会議員の選挙人の資格については、通常の場合に比して、合憲性の推定を受けずに厳格な判断基準が適用される場合が多いこととなる。通常の場合には、教育、財産、収入による差別的取扱いも、一四条一項前段にあたる場合となるが、選挙権に関する限り、これらの事由による差別も合理性を欠くものとされる。この点で憲法は選挙権の平等について特別の配慮をしているのであり、その配慮以上に選挙権の平等についての憲法上の要求を強める解釈は適当ではないと考えられる。

また、選挙区間において議員定数と人口との比率に多少の較差があるのはともかく、重大な較差があるときには、合憲を主張する側が、その較差にもかかわらず合憲であるための合理性を持つことを示す必要があり、それが示されない限り違憲となるという見解もありうるが、比率の較差の大小のみをもつて判断基準が厳格なものに転換し、合憲性の推定が失われるとするのは、憲法一四条一項の解釈として説得力を持ちえないと思われる。

三 以上のように考えると、憲法は、投票価値の平等を要求しているが、合理的な理由に基づく差別的取扱いをすることは許容するものであり、しかも、それが合理的であるかどうかの判断については立法部の裁量に委ねられるところが広く、選挙区間における議員定数と人口との比率の較差は、それが明らかに不合理で恣意的な差別であることが示されたときに違憲と判断されると解するのが相当である。裁判所が憲法一四条一項、四条但し書等の規定を根拠として、国會議員の選挙について厳しい基準をもつて投票価値の平等を求め、人口

できない地位を意味し、職業などは、そのうちに入らないと解される。)により法的な取扱いに差異があつても、これを違憲と主張する場合には、その主張をする側においてそれが合理性を欠く恣意的なものであることを示さなければならないこととなる。

右のような憲法一四条一項の解釈によれば、選挙区への議員定数の配分が同項後段に挙げられる事由のいずれかによつて差別されていると認められる場合、例えば特定の信条を持つ選挙人が著しく多数を占める選挙区に配分される議員定数が他に比して少数であり、信条による差別的取扱いがあると認められる場合には、厳格な基準が適用され、それは憲法上正当な理由を欠く差別とされよう(五一年大法廷判決が、人種、信条、性別等による投票価値の差別は憲法上正当な理由を欠くものであると判示しているのも、同じ考え方によつものと思われる)。しかし、一般に選挙区によつて投票価値の不平等であることが問題となるのは、同項後段所定の事由によるものではなく、国民が居住する場所によつて差別的取扱いを受ける場合であり、上告人らが本件參議院議員定数配分規定の違憲の理由として主張するところも、住所地を異にすることによる投票価値の較差の存在である。これは、同項後段所定の事由に基づくものではないから、前述のように、立法に対する合憲性の推定が働き、国会の裁量権の範囲が広く、その立法が合理性を欠く恣意的な差別をする場合に初めて憲法に反するものということができる。

なお、この点に関して、選挙権は代表民主制における最も権能な基本権であるから、これについて国民の間に区別が行われるときは、それがいかなる事由によるものであるかを問わず、厳格な基準で判断すべきであるという見解もありうる。確かに選挙権に差別的取扱いがなされることは代表制に歪みを生ずるから、その平等

策上の当否に關し政治上問題となる余地はあるとしても、法的には立法部の判断が尊重されるべきことを示していると解してよい。

(2) しかし、(1)に述べたところのみをもつて、本件の問題を解決することは適切ではない。既に述べたように、憲法一四条一項の規定が投票価値の平等を要求するものである以上、選挙に関する事項についての立法部の裁量権も、同項に基づく制限に服さねばならないからである。したがつて、ここで同項をどう解釈するかが問わねばならないことになる。

憲法一四条一項の規定は、一般的に国民に対して法の下の平等を保障しているが、特に人種、信条、性別など同項後段所定の事由による差別的取扱いは、個人の平等を核心とする自由国家的民主制の原則を破壊するものと考えられ、そのような差別的取扱いは合憲性の判断には厳格な基準が適用されるべきものと解される。したがつて、このような事由によつて差別を行う立法は、違憲の疑いの強い差別的取扱いをするものであつて、通常の立法に与えられる合憲性の推定は存在せず、その立法が合憲であると主張する側において、それについての合理的な理由が存在し、それが合憲であることを示さなければならぬ。

これに反して憲法一四条後段に挙げられていない事由による区別が行われても、それは必ずしも自由国家的民主制の本質にかかるものとは考えられない。その場合にも、同項前段の定める法の下の平等の保障に反するときには平等権の侵害として違憲になるが、その区別を行う立法には合憲性の推定が存在し、このようない立法が合憲かどうかを審査するにあつては、その判断基準は厳格なものではなく、立法部の裁量権が広く認められることになる。例えば、年齢や職業(同項後段にいう社会的身分は、自己の意思をもつて離れることの

はないが、もし参議院議員の選挙について憲法上投票価値の平等が要求されていないものと判示しているとすれば、その限度で、五一年大法廷判決によつて変更されているとみるほかはない。

二一 このようにして、憲法一四条一項の規定は、参議院議員を含めて国会議員の選挙についての投票価値の平等を要求していると解されるが、そのことは、直ちに人口のみを基準として各選挙区に議員定数を配分すべきことを意味するものではない。国会は、投票価値の平等のはかにもしんしやすくできる事項を考慮して公正かつ効果的な代表という目標の実現のために具体的に適切な選挙制度を決定できるのであつて、このことは五一年大法廷判決の明らかに示すところであり、また多数意見の説示するとおりである。

国会は、この決定にあたつて、人口を一つの基準としつつも、それ以外の要素を考慮に入れて裁量を行なうことができる。問題は、この裁量権の行使がどの範囲で許容されるかということであるが、憲法は、この裁量権の範囲を広く認めているものと解するのが相当である。その理由は、以下に述べるとおりである。

(一) 憲法四七条は、両議院の議員の選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律をもつて定めるものと規定しており、選挙制度をどのように定めるかは原則として立法の裁量に委ねるものとしている。そこで、選挙区をどのように定めるか、それぞれの選挙区にどのように議員定数を配分するかは、全国民の意見が国会に公正かつ効果的に反映され、国会が真に国民代表の機関となるように配慮して、国会自身が定めるのであり、その意味でそれは立法部の広い裁量権に属する。もとよりこの裁量権の範囲が広いといつても、それは決して無制限のものではなく、国民を代表する国会議員の選挙の方法として合理性を欠き、その裁量権の逸脱にあたるようなことは憲法上許されないのであるが、憲法四七条の規定は、選挙に関する事項について、立法政

示している（最高裁昭和四九年行ツ第七五号同五一年四月一四日大法廷判決・民集三〇巻三号二二三頁。以下「五一年大法廷判決」という。）いまこの五一年大法廷判決の趣旨を変更する必要のないことは、多数意見の説くとおりである。

もつとも、五一年大法廷判決は衆議院議員の選挙に関するものであるから、本件のような参議院議員の選挙について妥当するものではなく、それは別に考えなければならないとの見解もありえよう。もしそうであるとすると、参議院議員の選挙については、なお當裁判所昭和三八年(大)第四二二号同三九年二月五日大法廷判決（民集一八巻一号二七〇頁。以下「三九年大法廷判決」という。なお昭和三八年(大)第六五五号同四一年五月三一日第三小法廷判決・裁判集民事八三号六二三頁、昭和四八年行ツ第一〇二号同四九年四月二十五日第一小法廷判決・裁判集民事一一号六四一頁参照。）の判例が生きていることとなる。しかしながら、参議院が衆議院と基本的性格を異にし、それに即応して両院の組織原理が全く異なる（例えば、イギリスの貴族院、アメリカ合衆国の連邦議会の上院のこと）。というのであればともかく、日本国憲法の下においては、両院ともに全国民を代表する選挙された議員で構成される（憲法四三条）のであって、参議院は衆議院と組織原理を全く異なるものではない。したがつて、衆議院議員の選挙について投票価値の平等が憲法上要求されるとすれば、のちにみるよう、定数配分が合理的かどうかを、人口とともにそれ以外の要素もしんしゃくして判断するにあたつて両院の差異を考慮すべきであるとしても、憲法上の投票価値の平等の要求は、参議院議員の選挙についても妥当するものといわざるえない。五一年大法廷判決は、衆議院議員の選挙のみでなく、参議院議員の選挙についても判断を示しているものと考えられる。その意味で、三九年大法廷判決は、必ずしもその趣旨が明確で

里の各反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官伊藤正己の補足意見は、次のとおりである。

私は、本件参議院議員定数配分規定が、その制定当初においても、また本件参議院議員選挙当時においても、憲法一四条一項等の規定に違反するものではないと解する多数意見に同調し、それを違憲とする本件上告理由は理由がないと考えるのであるが、多数意見の説示、特に憲法一四条一項の規定の解釈適用に関する説示には、十分に納得させるに足りる根拠が示されていない憾みがなくはないと思われる所以、この機会に私の補足意見を述べておきたい。

一 思うに、近代の民主制の下においては、国民は、個人として平等の価値を有するものと考えられ、具体的な人間存在として多くの差異があるにもかかわらず、すべての国民が法の下に平等に取り扱われる。特に、国政に参与するための国民の能動的権利である選挙権については、一定の年齢に達したすべての国民に一票が与えられ、かつ一票を超える投票数を与えないといふいわゆる平等選挙が重要な原則とされ、代表民主制の発展に伴つて、この一人一票の原則が実現されてきた。本件においては、このように国民各自が一票を持つことのみならず、その一票そのものの持つ価値の等しいこともまた憲法によつて要求されるところであるからかが問題とされている。もしこれもまた憲法の要求であるとすれば、全国を一選挙区とするのであればともかく、それを複数の選挙区に分け、それに一定の議員定数を配分する場合には、その定数と人口（選挙人數）との比率の均等が求められることとなる。当裁判所は、この点について、憲法一四条一項に定める法の下の平等は、選挙権の内容の平等、すなわち各選挙人の投票の価値の平等をも憲法の要求するところであると判

いまま本件参議院議員選挙当時の各選挙区の選挙人数又は人口に比例した議員定数の再配分を試みたとしても、なおかなり大きな較差が残るというのであつて、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差の是正を図るためにおのずから限度があることは明らかである。そして、他方、本件参議院議員定数配分規定の下においては、前記のように、投票価値の平等の要求も、人口比例主義を基本として選挙区割及び議員定数の配分を定めた選挙制度の場合と同一に論じ難いことを考慮するときは、本件参議院議員選挙当時に選挙区間ににおいて議員一人当たりの選挙人数に前記のような較差があり、あるいはいわゆる逆転現象が一部の選挙区においてみられたとしても、それだけではいまだ前記のような許容限度を超えて違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じていたとするには足らないものというべきである。したがつて、国会が本件参議院議員選挙当時までに地方選出議員の議員定数の配分を是正する措置を講じなかつたことをもつて、その立法裁量権の限界を超えるものとは断じえず、右選挙当時ににおいて本件参議院議員定数配分規定が憲法に違反するに至つていたものとすることはできない。

五 以上の次第であるから、本件参議院議員選挙当時ににおいて本件参議院議員定数配分規定が憲法一四条一項等の規定に違反するものであつたとする上告人らの主張は理由がなく、上告人らの本訴請求を排斥した原判決は正当として是認すべきである。論旨は、ひつきよう、上記説示と異なる独自の見解に立つて原判決の不当をいうに帰し、採用することができない。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法三九六条、三八四条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官伊藤正巳、同宮崎悟一、同大橋進の各補足意見、裁判官横井大三、同谷口正孝の各意見、裁判官國藤重光、同藤崎萬

て予想される実際上の困難や弊害をどのような方法と過程によつて解決するかなどの問題は、いずれも複雑かつ高度に政策的な考慮と判断を要求するものであつて、その決定は、これらの変化に対応して適切な選挙制度の内容を決定する責務と権限を有する国会の裁量に委ねられているところである。

したがつて、人口の異動が生じた結果、それだけ選挙区間ににおける議員一人当たりの選挙人数の較差が拡大するなどして、当初における議員定数の配分の基準及び方法とこれらの状況との間にそこを来したとしても、その一事では直ちに憲法違反の問題が生ずるものではなく、その人口の異動が当該選挙制度の仕組みの下において投票価値の平等の有すべき重要性に照らして到底看過することができないと認められる程度の投票価値の著しい不平等状態を生じさせ、かつ、それが相当期間継続して、このような不平等状態を是正するなんらの措置を講じないことが、前記のような複雑かつ高度に政策的な考慮と判断の上に立つて行使されるべき国会の裁量的権限に係るものであることを考慮しても、その許される限界を超えると判断される場合に、初めて議員定数の配分の定めが憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、参議院議員の任期を六年としていわゆる半数改選制を採用し、また、参議院については解散を認めないものとするなど憲法の定める一院制の本旨にかんがみると、参議院地方選出議員については、選挙区割や議員定数の配分をより長期にわたつて固定し、国民の利害や意見を安定的に国会に反映させる機能をそれに持たせることとすることも、立法政策として許容されると解されるところである。これに加えて、原審の認定する事実関係に従ふると、参議院地方選出議員の選挙について公職選挙法が採用した一人を最小限とし偶数の定数分配を基本とする前記のような選挙制度の仕組みに従い、その全体の定数を増減しな

の選挙区の選挙人數又は人口との比率に較差が生じ、そのために選挙区間における選挙人の投票の価値の平等がそれだけ損なわれることとなつたとしても、先に説示したとおり、これをもつて直ちに右の議員定数の配分の定めが憲法一四条一項等の規定に違反して選挙権の平等を侵害したものとするることはできないといわなければならぬ。すなわち、右のような選挙制度の仕組みの下では、投票価値の平等の要求は、人口比例主義を基本とする選挙制度の場合と比較して一定の譲歩、後退を免れないと解せざるをえないのである。したがつて、本件参議院議員定数分配規定は、その制定当初の人口状態の下においては、憲法に適合したものであつたとうことができる。

四 ところで、以上のようにその制定の当初においては憲法に適合するものと認められた本件参議院議員定数分配規定による議員定数の各選挙区への配分も、その後の人口の異動に対応した是正措置が結局講ぜられなかつたことにより、昭和二年七月一〇日の本件参議院議員選挙の当時においては、選挙区間における議員一人当たりの選挙人數の較差が最大一対五・二六に拡大し、また、選挙人數の多い選挙区の議員定数が選挙人數の少ない選挙区の議員定数よりも少くなつてゐるといふいわゆる逆転現象が一部の選挙区においてみられたことは、原審の確定するとおりであつて、その限りでは、当初における議員定数の配分の基準及び方法と右のような現実の配分の状況との間にそこを來していることは否定しえない。

しかしながら、社会的、経済的変化の激しい時代にあつて不斷に生ずる人口の異動につき、その政治的意味をどのように評価し、政治における安定の要請を考慮しながら、これをいつどのような形で選挙区割、議員定数の配分その他の選挙制度の仕組みに反映させるべきか、また、これらの選挙制度の仕組みの変更にあたつ

そうであるとすれば、公職選挙法が参議院議員の選挙について定めた前記のような選挙制度の仕組みは、国民各自、各層の利害や意見を公正かつ効果的に国会に代表させるための方法として合理性を欠くものとはいえない。国会の有する前記のような裁量的権限の合理的な行使の範囲を逸脱するものであるとは断じえないのであつて、その当否は、専ら立法政策の問題にとどまるものというべきである。上告人らは、両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織すると定めた憲法四三条一項の規定は参議院地方選出議員の議員定数の各選挙区への配分についても厳格な人口比例主義を唯一の基準とすべきことを要求するものであり、右のように地域代表の要素を反映した定数配分は憲法の右規定に違反する旨主張するけれども、右規定にいう議員の国民代表的性格とは、本来的には、両議院の議員は、その選出方法がどのようなものであるかにかかわらず特定の階級、党派、地域住民など一部の国民を代表するものではなく全国民を代表するものであつて、選挙人の指図に拘束されることなく独立して全国民のため行動すべき使命を有するものであるということを意味し、右規定が両議院の議員の選挙の仕組みについてなんらかの意味を有するとしても、全国を幾つかの選挙区に分けて選挙を行ふ場合には常に各選挙区への議員定数の配分につき厳格な人口比例主義を唯一、絶対の基準とすべきことまで要求するものは解されないし、前記のような形で参議院地方選出議員の仕組みについて事実上都道府県代表的な意義ないし機能を有する要素を加味したからといって、これによつて選出された議員が全国民の代表であるという性格と矛盾抵触することになるものといふこともできない。

このように、公職選挙法が採用した参議院地方選出議員についての選挙の仕組みが国会に委ねられた裁量権の合理的行使としては認し得るものである以上、その結果として、各選挙区に分配された議員定数とそれぞれ

た本件參議院議員定数配分規定は、昭和四六年法律第一三〇号により沖縄の復帰に伴い新たに同県の地方選出議員の議員定数一人が付加されたほかは、參議院議員選挙法（昭和二二年法律第一一一号）別表の定めをそのまま維持したものであつて、その制定経過に徴すれば、憲法が參議院議員は三年ごとにその半数を改選すべきものとしていることに応じて、各選挙区を通じその選出議員の半数が改選されることとなるよう配慮し、総定数一五一人のうち最小限の二人を四七の各選挙区に配分した上、残余の五八人については人口を基準とする各都道府県の大小に応じ、これに比例する形で一人ないし六人の偶数の定数を付加配分したものであることが明らかである。

公職選挙法が參議院議員の選挙の仕組みについて右のような定めをした趣旨、目的については、結局、憲法が国会の構成について衆議院と參議院の二院制を採用し、各議院の権限及び議員の任期等に差異を設けているところから、ひとしく全國民を代表する議員であるという枠の中にあつても、參議院議員については、衆議院議員とはその選出方法を異ならせることによつてその代表の實質的内容ないし機能に独特の要素を持たせようとする意図の下に、前記のように參議院議員を全國選出議員と地方選出議員とに分かち、前者については、全國を一選挙区として選挙させ特別の職能的知識経験を有する者の選出を容易にすることによつて、事實上ある程度職能代表的な色彩が反映されることを図り、また、後者については、都道府県が歴史的にも政治的、經濟的、社会的にも独自の意義と実体を有し一つの政治的まとまりを有する単位としてとらえうることに照らし、これを構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を加味しようとしたものであると解することができる。

害や意見を公正かつ効果的に議会に代表させるための方法としての具体的な選挙制度の仕組みをどのように定めるかによつてなんらかの差異を生ずることを免れない性質のものである。そして、憲法は、国会両議院の議員の選挙について、およそ議員は全国民を代表するものでなければならないという制約の下で、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとし（四三条、四七条）、どのような選挙の制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国会に反映させることになるかの決定を国会の極めて広い裁量に委ねているのである。それゆえ、憲法は、右の投票価値の平等を選挙制度の仕組みの決定における唯一、絶対の基準としているものではなく、国会は、正当に考慮することのできる他の政策的目的なし理由をもしんしやくして、その裁量により衆議院議員及び参議院議員それについて選挙制度の仕組みを決定することができるのであつて、国会が具体的に定めたところのものがその裁量権の行使として合理性を是認しうるものである限り、それによつて右の投票価値の平等が損なわれることとなつても、やむをえないものと解すべきである。

以上は、最高裁昭和四九年行ツ第七五号同五一年四月一四日大法廷判決（民集三〇巻三号一二二三頁）の趣旨とするところでもあつて、いまこれを変更する要をみない。

【要旨】 三 以上のような見地に立つて、本件についてみると、公職選挙法は、参議院議員の選挙については、衆議院議員のそれとは著しく趣を異にする選挙制度の仕組みを設け、参議院議員を全都道府県の区域を通じて選挙される全国選出議員と都道府県を単位とする選挙区において選挙される地方選出議員とに区分している（四二二条、一二二条一項、二項、一四条、別表第一）。そして、右地方選出議員の各選挙区との議員定数を定め公職選挙法（昭和五七年法律第八一号による改正前のもの）一四条、同法別表第二による選挙区及び議員定数の定めの合憲性 三四九（四六）

「本件参議院議員定数配分規定」という。は、既にその制定の当初において、その總定数の一部を各選挙区の選挙人数又は人口に關係なく各二人ずつ配分した点において憲法の右各規定に違反するものであつたばかりでなく、その後の人口の異動に伴い、昭和五二年七月一〇日の本件参議院議員選挙の当時においては、議員一人当たりの選挙人数に選挙区間で最大一対五・二六の較差が生ずるなどしていたのであつて、結局、本件参議院議員定数配分規定は、住所（選挙区）のいかんによつて一部の国民を不平等に取り扱うものであり、本件参議院議員選挙當時において憲法の右各規定に違反していたものである。（二）それゆえ、このような本件参議院議員定数配分規定に基づいて実施された本件選挙区における本件参議院議員選挙は、無効とされるべきものであるところ、これと異なる見解に立つて上告人らの請求を排斥した原判決は、憲法の右各規定の解釈、適用を誤つたものである、というのである。

（一）そこで検討するのに、議会制民主主義を採る我が憲法の下においては、國權の最高機關である国会を構成する衆議院及び参議院の各議員を選挙する権利は、國民の國政への參加の機會を保障する基本的権利であつて、憲法は、その重要性にかんがみ、一四条一項の定める法の下の平等の原則の政治的領域における適用として、成年者による普通選挙を保障するとともに、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて選挙人の資格を差別してはならないものとしている（一五条三項、四四条）。そして、この選挙権の平等の原則は、単に選挙人の資格における右のような差別を禁止するにとどまらず、選挙権の内容の平等、すなわち議員の選出における各選挙人の投票の有する価値の平等をも要求するものと解するのが相当である。
しかしながら、もともと右にいう投票価値は、議会制民主主義の下において國民各自、各層のさまざまの利

福島県	四人	山梨県	二人	鳥取県	二人	熊本県	四人
茨城県	四人	長野県	四人	島根県	二人	大分県	二人
栃木県	四人	岐阜県	二人	岡山県	四人	宮崎県	二人
群馬県	四人	静岡県	四人	広島県	四人	鹿児島県	四人
埼玉県	四人	愛知県	六人	山口県	二人	沖縄県	二人
千葉県	四人	三重県	二人	徳島県	二人		

○ 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

○ 理 由

上告代理人山本次郎、同畠良武、同廣川浩一、同越山康の上告理由について

一 本件上告理由の要旨は、(一)憲法一四条一項、一五条二項、四三条一項及び四四条の各規定は、国会両議院の議員の選挙について、単に選挙人の資格における差別を禁止するのみならず、選挙権の内容の平等、すなわち各選挙人の投票の価値の平等をも保障するものであり、したがつて、公職選挙法（昭和五七年法律第八一号による改正前のもの。以下同じ。）四条二項所定の参議院地方選出議員についての各選挙区ごとの議員定数が選挙区の選挙人教又は人口に比例して定められるべきことも、これら憲法の規定の要求するとみると解すべきである、(二)しかるに、参議院地方選出議員の定数配分を定めた公職選挙法一四条、同法別表第二（以下表第二による選挙区及び議員定数の定めの合憲性）一四条、同法別表第三（以下表第三による選挙区及び議員定数の定めの合憲性）

(補足意見、意見及び反対意見がある。)

【参照】憲法一四条一項　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

同法一五条一、二、三項　公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

同法四三条一項　両議院は、全国人民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

同法四四条但し書　両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

公職選挙法（昭和五七年法律第八一号による改正前のもの）一四条 参議院（地方選出）議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第二で定める。

同法別表第二

選挙区	議員数	選挙区	議員数	選挙区	議員数	選挙区	議員数
北海道	八人	東京都	八人	滋賀県	二人	香川県	一人
青森県	二人	神奈川県	四人	京都府	四人	愛媛県	二人
岩手県	二人	新潟県	四人	大阪府	六人	高知県	二人
宮城県	二人	富山県	二人	兵庫県	六人	福岡県	六人
秋田県	二人	石川県	二人	奈良県	二人	佐賀県	二人
山形県	二人	福井県	二人	和歌山县	二人	長崎県	二人



七 よつて、本件控訴は一部理由があるから、これと結論を異にする原判決を右の趣旨に従つて変更し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九六条、第八九条、第九二条、仮執行の宣言につき同法第一九六条を適用し、主文のとおり判決する。

(昭和五四年一〇月二十五日 東京高等裁判所第一二民事部)

○選挙無効請求事件

(昭和五四年行ツ第六五号)
同五八年四月二七日大法廷判決棄却

【上告人】原告 選定当事者 清水治一 外三名 代理人 越山康 外六名
【被上告人】被告 大阪府選挙管理委員会 代理人 鎌田久仁夫 外九名
【第一審】大阪高等裁判所

○判示事項

公職選挙法(昭和五七年法律第八一号による改正前のもの)一四条、同法別表第二による選挙区及び議員定数の定めの合憲性

○判決要旨

公職選挙法(昭和五七年法律第八一号による改正前のもの)一四条、同法別表第二による選挙区及び議員定数の定めは、昭和五二年七月一〇日の参議院議員選挙當時、憲法一四条一項、一五条一ないし三項、四三条一項、四四条但し書に違反するに至つていたものとはいえない。

公職選挙法(昭和五七年法律第八一号による改正前のもの)一四条、同法別表第二による選挙区及び議員定数の定めの合憲性

三四五 (四四)

逆綴
じ

大橋 進 裁判官 木戸口久治 裁判官 牧 圭次 裁判官 和田誠一 裁判官 安岡滿彦)

上告代理人鎌田久仁夫、同成田忠義、同松本真一の上告理由

第一点 原判決は、公職選挙法（以下「公選法」という。）第一〇四条の訴訟形式をかりて衆議院議員定数配分規定（以下「議員定数配分規定」という。）の違憲を理由とする選挙無効の訴えを提起することを適法としたが、これは、同条の解釈、適用を誤つたものであり、右の違法は判決に影響を及ぼすことが明らかである。

一、原判決は「公選法第一〇四条は、選挙規定の有効を前提とし、選挙の管理執行上の瑕疵があつた場合に当該選挙を無効とするための訴訟を予想して規定されており、選挙規定自体の違憲、無効を理由として選挙の効力を争う場合までをも予想し、規定されたものでないことは、同条に定める訴訟の被告が選挙管理委員会とされていることや、訴訟の結果、当選人がなくなつたことなどの場合の再選挙に関する規定（同法第一〇九条、第三四条）などに照らすとまず疑いはない。」としながら、「しかし、選挙規定に基づく単なる管理執行上の瑕疵以上に重大な瑕疵といべき選挙規定それ自体の違憲、無効を理由とする選挙無効の訴が、前記規定の許容する範囲外であり、かつそのような訴を許すべき実定法規が存在しないからとしてその提起を許さないとするのは、本末転倒であつて妥当ではない」との理由により、「選挙人は右のような場合には公選法第一〇四条の訴訟形式をかりて選挙無効の訴を提起することができる」と解すべきである。」と判断している。

右のように、原判決は議員定数配分規定の違憲自体を理由とする選挙無効の訴えは、本来的に、公選法第一〇四条

もつて右改正の正当性の裏付けとすることは決して當を得たものではないというべきである。

以上に述べたとおり、本件議員定数配分規定につき改正当時既に違憲であるとした原判決の判断は正当であり、これを前提として、いわゆる事情判決の法理に従い、当該選挙区における本件選挙の違法であることを宣言するにとどめ、右選挙の無効を求める請求を棄却した原判決は、すべて正当として是認すべきものと考える。したがつて、本件上告は、棄却すべきである。

裁判官藤崎萬里の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見と異なり、本件訴えは不適法なものとして却下すべきであると考える。その理由は、先に参議院地方選出議員の選挙に関する選挙無効請求事件の判決（最高裁昭和五四年行シ第六五号同五八年四月二七日大法廷判決・民集三七巻三号三四五頁）における私の反対意見の中で述べたとおりであつて、その要点は、(1) 国会の両議院の議員定数を各選挙区の選挙人数又は人口に比例して配分することは、法の下の平等という憲法原則からいつて望ましいことではあるが、それは望ましいというだけのことであつて、憲法には一四条一項を含めて右のような配分をすることを命ずる規定は存在しないから、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数又は人口の不均衡から違憲の問題を生ずることはない、(2) そうすると、違憲の状態を是正する途をひらくために本件のような訴訟を公職選挙法二〇四条の規定に基づく訴訟として許容する必要があるということもないわけであつて、結局、本件訴えは不適法なものとするほかはない、というにある。

(裁判長裁判官 寺田治郎 裁判官 団藤重光 裁判官 藤崎萬里 裁判官 中村治朗 裁判官 橫井大三
裁判官 木下忠良 裁判官 鹽野宜慶 裁判官 伊藤正己 裁判官 宮崎悟一 裁判官 谷口正孝 裁判官

の結果によると、本件議員定数配分規定の下における議員一人当たりの人口の較差の最大値は既に一対三・七一に及んでいたのであり、このことによつても右改正時における較差の推認は十分に裏付けられるものと考える。

以上によれば、本件議員定数配分規定は、右改正当時、既に選挙人の投票の有する価値において一対三を超える較差を包蔵するものであつたといわなければならず、右較差が示す投票価値の不平等は、多数意見にいう国会の合理的裁量の限界を超えていると推定される場合にあたり、これを正当化すべき特段の理由も見出せないので、憲法違反と判断せざるをえないものというべきである。

なお、多数意見も触れているところであるが、上記の判断に関連して、右改正が、公職選挙法別表第一の末尾に規定するところに従い、直近に行われた国勢調査の結果に基づいてなされたことを根拠にこれを正当化することができるか、ということが一応問題になるかとも思われる。

しかし、議員定数の配分の問題が選挙権の平等という憲法上の要求にかかるものであることにかんがみると、右別表第一の末尾の規定の趣旨は、五年ごとに行われる国勢調査の結果に照らし、選挙権の平等の見地から議員定数配分規定の改正をするに至つたと見られる場合は、速やかにその改正を行うべきものとするにあると解すべきであり、もし改正に相当の年月を費やさざるをえない場合には、改正時までに把握しうる資料に基づき適切な改正を行うよう配慮すべきは当然である。特に、前記改正のように、国勢調査の約五年後になされる改正において、かような配慮は欠かせないものであつたと考えられ、昭和四五年の国勢調査の時点から前記改正時に至る間における前述の人口の異動を度外視し、直近に行われた国勢調査の結果に依拠したことを

私は、多数意見と異なり、昭和五〇年法律第六三号による改正に係る衆議院議員の議員定数配分規定（以下「本件議員定数配分規定」という。）は、改正の当時から違憲であると考えるので、以下に私見の大要を明らかにしておきたい。

右の改正は、昭和四五年一〇月実施の国勢調査の結果に基づき、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差を是正するためになされたもので、右改正前の議員定数配分規定による較差の最大値一対四・八三が改正の結果一対二・九二（いすれも右国勢調査による人口を基準とするもの）に縮小されたことは、多数意見に述べられているとおりである。

ところで、右改正の前後を通じた人口の異動については、団藤裁判官が指摘される較差の推移に表されるとおり、大都市周辺の人口の増加という顯著な傾向が持続しており、このことは公知の事柄に属するともいふべきものであるのみならず、各選挙区の選挙人数については、毎年九月及び国会議員の選挙の際に行われる選挙人名簿の登録によつても、これを把握することが可能であつたといわねばならない。前記改正にあたり、かような人口の異動について考慮がなされたかどうかは明らかでないが、右改正の結果は、これより約五年前に実施された昭和四五年の国勢調査による人口を基準とした場合ですら、既に選挙区間における議員一人当たりの人口の較差が最大一対二・九二に及ぶものであつたばかりでなく、右較差の最大値及び人口の異動の傾向からすると、右改正当時における較差の最大値は一対三をかなり上回るものであつたと推認して誤りはないといるべきであり、また、右改正にあたり容易にこれを推知しえたものと考えられるから、これを踏まえた適切な対応がなされるべきであつたといわざるをえない。なお、右改正直後の昭和五〇年一〇月に実施された国勢調査

求を棄却すべきものとしている。

私も、右大法廷判決の一般的見解を相当と考えるものである。そして、本件の場合における右法理の適用についてみると、本件選挙当時の議員定数配分規定の下における憲法に違反する投票価値の不平等の程度及びその状態が継続している期間等は前記大法廷判決において問題とされた選挙の当時の議員定数配分規定の下におけるそれを超えるものではないことを考慮すると、私は、本件においても、選挙権の平等に対する侵害を排除する必要性の程度に比し、選挙を無効とすることによつて生ずる公の不利益を回避すべき要請が強いものと考えるので、前記大法廷判決の場合と同様に、主文において当該選挙区における本件選挙の違法を宣言するにとどめ、右選挙の無効を求める請求は棄却すべきものとするのが相当であると考える。

なお、右に述べ来つたところから明らかなように、本件において右判断に至つたからといって、本判決後も議員定数配分規定がその改正に要すると考えられる相当な期間を経過してもなお必要な改正がされることなく漫然と放置され、更に右規定に基づいて選挙が行われることとなつた場合に、選挙権の平等に対する侵害が看過することができない程度に至つていて右選挙が無効とされる可能性は否定されるものでないことはいうまでもないが、どのような場合に右選挙が無効とされるかは、具体的な事件の下における個別的な事情を総合考慮して決定されるべき性質の問題である。

三 以上の次第であるから、私は、右と同旨の原判決は結論において正当であつて、論旨は理由がないので、本件上告は棄却すべきものと考える。

裁判官安岡満彦の反対意見は、次のとおりである。

する傾向を示していたことが明らかであるから、このような投票価値の不平等は、国会において絶えずその是正のための検討を行うことが必要とされる状態にあつたというべきであり、更に、右のような投票価値の較差の推移からみて、投票価値の不平等は、本件選挙を基準としてある程度以前に違憲の状態に達していたものと推認すべきである。しかるに、右改正法公布後本件選挙までの約五年の間、あるいは同法施行後本件選挙までの約三年半の間、投票価値の不平等状態を是正するためのなんらの措置が講じられていない。このような事情に照らすと、私は、本件選挙当时、議員定数配分規定は、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたものとして、右規定全体を違憲と断定すべきであると考える。

一 以上のように、私は、本件選挙当时、議員定数配分規定は全体として違憲と断定すべきものであつたと考えるのであるが、右規定に基づいて行われた本件選挙の効力については、更に考慮を要するものと思う。

前記大法廷判決は、議員定数配分規定の違憲を理由とする本件と同旨の訴えを公職選挙法二〇四条の規定に基づく選挙の効力に関する訴訟として許容するとともに、右訴訟において議員定数配分規定が違憲と判断される場合、同法二〇五条一項の規定に従つて、常に右議員定数配分規定に基づいて行われた選挙を将来に向かつて無効とする判決をすべきものではなく、行政事件訴訟法三一条一項のいわゆる事情判決の制度の基礎にある一般的な法の基本原則の適用により、選挙を無効とすることによる不当な結果を回避する裁判をする余地もありますとした上、右大法廷判決において問題とされた選挙につき右事情判決の法理を適用し、右選挙は違憲の議員定数配分規定に基づいて行われたものとして主文中でその違法を宣言するにとどめ、選挙無効を求める請

た場合に初めて右規定を違憲と断すべきものであるとした点においても、多数意見と見解を異にするものではない。

しかしながら、多数意見が、本件において、憲法上要求される合理的期間内における投票価値の不平等の是正がされなかつたものとすることは困難であつて、本件選挙当時、議員定数配分規定を違憲と断定することはできないとする点には賛同することができない。確かに、昭和五〇年改正法により、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差は、昭和四五年一〇月実施の国勢調査の結果によつて計算すれば、その最大値が一対四・八三から一対二・九二にまで縮小されており、また、本件選挙当時の議員定数配分規定の下において存した選挙区間における投票価値の不平等は、漸次的な人口の異動によつて生じたものであつて、いずれの時点においてそれが違憲の状態に達したかは、事柄の性質上、判然としないというほかないものである。しかし、衆議院議員の選挙制度については、選挙区の人口と議員数との比率の平等が最も重要な基本的な基準とされるべきものであることが銘記されるべきであり、その趣旨をも表わすため、公職選挙法は、その別表第一の末尾において、同表はその施行後五年ごとに直近に行われた国勢調査の結果によつて更正するのを例とする旨規定している。また、昭和五〇年改正法による改正後の議員定数配分規定の下においても、前記のような選挙区間における投票価値の不平等がなお残存していたことからみて、同法による改正によつては、投票価値の平等が必ずしも十分に実現されたものということはできない状態にあつたのであり、同法の公布直後である昭和五〇年一〇月実施の国勢調査の結果及びその後本件選挙までに行われた二回の衆議院議員総選挙の際の資料によれば、選挙区間における投票価値の較差は、同四五年一〇月実施の国勢調査の結果に基づく右較差より漸次拡大

一 多数意見は、その引用する昭和五一年四月一四日の大法廷判決の趣旨とするところに従い、日本国憲法は国会の両議院の議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等をも要求するものであり、本件選挙当時の議員定数配分規定の下において存した選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差の最大値一対三・九四が示す投票価値の不平等は、国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんしやくしてもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられず、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達していたものであつたとしながら、右投票価値の不平等が憲法の右要求に反する程度に達していたことから直ちに議員定数配分規定を違憲と断すべきものではなく、投票価値の不平等が違憲の状態となつていてもかかわらず、国会において憲法上要求される合理的期間内における是正を行わなかつた場合に初めて右規定を違憲と断すべきものであるとした上、本件においては、多数意見の列挙する事情を総合すると、右投票価値の不平等は、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達した時から本件選挙までの間にその是正がされなかつたことにより、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたものとすることは困難であつて、本件選挙当時における議員定数配分規定を憲法に違反するものと断定することはできないとしている。

私は、前記大法廷判決の趣旨として多数意見が述べるところについてはこれと同じ見解に立つものであり、また、本件選挙当時、投票価値の不平等は憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達していたものというべきであるが、そのことから直ちに議員定数配分規定を違憲と断すべきものではなく、投票価値の不平等が違憲の状態となつていてもかかわらず、国会において憲法上要求される合理的期間内における是正を行わなかつ

これに基づいて行われた本件選挙の効力をどのように考へるかについては、困難な問題がある。

私は、この点については、多数意見の引用する昭和五一年四月一四日の大法廷判決の趣旨に従い、行政事件訴訟法三一条一項のいわゆる事情判決の制度の基礎にある一般的な法の基本原則を適用すべきものと思う。けだし、本件のような議員定数配分規定の違憲を理由とする選挙の効力に関する訴訟においては、右選挙において選挙人の基本的人権の一つである選挙権が制約されていることによる不利益と右選挙を無効とする判決をすることによつて憲法の所期しない結果が現出することのもたらす不利益とを比較衡量した上で、後者が前者を上回ると認められるときは、右の一般的な法の基本原則の適用により、選挙を無効とすることによる不当な結果を回避する必要があると考えるからである。加えて、議員定数配分規定の違憲無効を理由とする選挙の効力に関する訴訟を公職選挙法二〇四条の規定に基づいて提起しうることが最高裁判所によつて認められてから日が浅い上、最高裁判所において昭和五〇年法律第六三号による改正後の議員定数配分規定が憲法に違反するかどうかの判断が求められたのは本件が初めてであること等の事情を考慮するときは、本件においても、前記大法廷判決における場合と同様に、いわゆる事情判決の法理に従い、主文において当該選挙区における本件選挙の違法を宣言するにとどめ、右選挙の無効を求める請求は棄却するのが相当であると考える。

裁判官木戸口久治の反対意見は、次のとおりである。

私は、本件選挙當時において、議員定数配分規定がいまだ憲法に違反するものと断定すべき状態に至つていなかつたとする多数意見には同調することができない。

その理由は、次のとおりである。

第三は、前記較差を是正するために必要な合理的期間を考えるため、多数意見がその判断の一根據として、議員定数配分規定を頻繁に改正することは、政治における安定の要請から考えて、実際的でも相当でもないとしている点についてである。確かに抽象的定言としてはそのとおりであつて、議員定数配分規定の改正について政治における安定の要請がすぐれて重要な契機となることは異論のないところである。しかし、ここで問題となつてゐるのは、昭和五〇年の議員定数配分規定の改正のほぼ五年後に行われた本件選挙時までの間における是正であり、その間の各選挙区における人口動態を考えれば、一回の改正で必要にして十分なものと評価されえたはずである。

以上の次第であつて、昭和五〇年一〇月実施の国勢調査の結果による選挙区間における議員一人当たりの人口の較差が昭和四五年一〇月実施の国勢調査の結果による右較差より拡大していくことをもしんしやくして考えれば、昭和五〇年法律第六三号による改正後本件選挙の時までほぼ五年に近い期間右較差を是正するなんらの措置が講じられていたにもかかわらず、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたものといわざるをえない。したがつて、右議員定数配分規定は、憲法の選挙権の平等の要求に反し、違憲の評価を免れないものというべく、また、立法者の意思に照らして考えると、選挙区割及び議員定数の配分に関する規定は不可分一体をなすと考へるのが相当であるから、右議員定数配分規定は、全体として違憲の瑕疵を帯びるものと解する。

三 以上のように、本件選挙當時、議員定数配分規定は全体として違憲と評価されるべきものであったが、

と考える以上、その判断は通常人の健全な常識的判断の枠を超えるものではなかろう。前記較差の程度、特に顯著な逆転現象の事態を考えれば、右較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達していたことは明らかといふべきであろう。そして、国会が速やかに適切な対応をすることは期待できないというが、即座の対応が求められているわけではなく、ここで求められているのは、議員定数配分規定を憲法の要請に適応させるために必要な合理的期間内における是正である。政党間の利害、議員のいわゆる既得権等を考えれば、それが極めて困難な作業であることはよくわかる。しかし、それは事実上ないし政治上の問題であつて、ここで問われているのは憲法規範上の当為の問題であり、裁判所の判断はおのずからこの見地からする判断でなければならぬ。私は、この点について国会の賢明な対応を期待すべきであると考える。

第二は、人口の異動と投票価値の較差の拡大（私見によれば、特に顯著な逆転関係をも併せて考える。以下、較差の拡大という場合にこの意味で使う。）の関係についてであるが、多数意見は、右較差の拡大による投票価値の不平等状態が、人口の異動に伴い、いかなる時点において憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達したのかは、事柄の性質上、判然と確定することはできないというが、この点についても、ここ数年来の我が国の人口動態について考えたとき、にわかに賛成し難いものがある。すなわち、各種の人口統計によれば、昭和五〇年法律第六三号による公職選挙法の改正時以後においては、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差は固定化する傾向にあることを看取することができる。国会としては、当然この事態を知り、又は知りえたわけであると解されるのであるから、議員定数の配分について十分考慮を払うべきであった。

三条一項、同法別表第一、同法附則七ないし九項)は、これを正当化する特別の主張、立証のない本件においては、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度になつていたもの、すなわち違憲状態になつていたものといわざるをえないと考える。

二 ところで、多数意見は、本件選挙当時、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差の程度が憲法の選挙権の平等の要求に反するものであつたことは認めるのであるが、更に詳細な省察を加えた上、結論として、本件において、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達した時—右較差の程度、推移からみて、本件選挙時を基準としてある程度以前において違憲状態に達していたことは推認できるとしている—から本件選挙までの間に、その是正のための改正がされなかつたことにより、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたものと断定することは困難であるといわざるをえないとして、本件選挙当時の議員定数配分規定が違憲であることを否定する結論を導いている。しかし、私は、この多数意見に対しても、やはり、私なりの疑問を表明せざるをえない。

先ず、第一は、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数又は人口の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達したかどうかの判定は、国会の裁量権の行使が合理性を有するかどうかという極めて困難な点にかかるものであるため、右較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達したとされる場合であつても、国会が速やかに適切な対応をすることは必ずしも期待し難いとしている点についてである。右較差の程度が憲法の選挙権の平等の要求に反するかどうかは、なるほど国会の裁量権の行使が合理性を有するかどうかとすることと関連するものではあるが、憲法の選挙権の平等の要求に投票価値の平等の要求が含まれているもの

処を求めるのが、司法権のなしうる限界であろうと思う。アメリカに見られるように、裁判所が自ら議員定数の配分を定めたり、違憲と考える議員定数配分規定による選挙の施行を差し止めたりすることはできない。それでは、憲法によつて裁判所に与えられた違憲立法審査権が空疎なものになるとの批判があるかも知れない。しかし、私はそう思はない。本件議員定数配分規定が憲法の要求する平等の原則に反すること、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の最大値が一対二を超えることは許されないことを判決において明らかにし、国会と国民の賢明な対応を求めるだけで、憲法が司法に課した任務は十分果たされたものと信ずる。

裁判官谷口正孝の反対意見は、次のとおりである。

一本件選挙當時、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差が最大一対三・九四に達しており、右較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、国会の裁量に委ねられた許容限度を超えて違憲と判断せざるをえない程度の投票価値の著しい不平等状態を生じていたばかりでなく、更に、選挙人数の多い選挙区の議員数が選挙人数の少ない選挙区の議員数よりも少ないといういわゆる逆転現象が生じており、しかも、その逆転関係が通常人の判断をもつてすれば投票価値の平等を基準としたものとは到底考えられない程度の特に顕著な状態に達していたこと（議員数が三人の選挙区と五人の選挙区の関係についてこれをみれば、本件選挙當時において、前者の千葉四区の選挙人数が九六万四〇五四人、神奈川三区のそれが九〇万七九一八人であるのに対し、後者の熊本二区のそれは五三万六六〇一人、福島二区のそれは五一万八八〇二人であつて、逆転関係の極めて顕著な事態を知るべきである。）を考えれば、私も、本件選挙当時の議員定数配分規定（公職選挙法第一

衆国の採用する方式と、議会や政府からは独立しているものの、司法裁判所の系列には属さない特別の機関がこの権限を有することとする。いわゆる大陸法系の国の採用する方式とがある。我が国は、もともと沿革的にみても基本的には大陸法系に属するのであるが、日本国憲法は、右のアメリカ合衆国の方針を取り入れて司法裁判所に違憲立法審査権を与えることとした。ところで、アメリカ合衆国における違憲立法審査権は、裁判所の判例により時代の推移とともに確立されてきたこともある。右の権限行使するための要件、これを行使してされた判決の内容や効果等についても判例の累積がある上、英米法系の裁判所に通ずるひとつの特色として、具体的な事案に応じ、内容的にも形式的にも、比較的自由に裁判をする途がひらかれており、また、大陸法系の国にあっては、通常、その違憲立法審査機関の権限の行使に関し種々の具体的な定めがされているのに反し、我が国の場合、違憲立法審査権の行使の方法、これを行使して法律を違憲とした場合の法的効果、その後始末等について憲法上なんらの規定もないのであるから、これら実定法の規定の存しない分野における裁判所の行動にはおのづから限界があり、できる限り既存の実定法の解釈に工夫を加えることによつて対応するほかはないのである。本件訴えを公職選挙法二〇四条の規定に基づく適法な訴訟として認め、同法がいわゆる事情判決の制度を定めた行政事件訴訟法三一条一項の規定の準用を明文で否定しているにもかかわらず、右規定に含まれる法の基本原則の適用という手法によつて前記のような処理をすることが許されるのも、右のような実定法規の欠缺を補う法解釈上のひとつ工夫と理解すべきである。

このような基本的理解の下にいわゆる事情判決の法理に従つた処理の可否の問題を考えると、現在の裁判所としては、議員定数分配規定を全体として違憲と考える場合、それを判決の中で宣言し、国会及び国民の善

おける選出議員がなくなるにすぎないとして、收拾の困難性を否定することはできないと思う。

その二は、仮に多数の議員が欠け、衆議院の機能が停止するような事態となつても、参議院の緊急集会により暫定的な法改正を行い選挙を施行すればよいので、收拾に困難はないという意見である。しかし、衆議院議員の定数配分を参議院の緊急集会で決めるということは、暫定的な措置であるにせよ、全然筋の通らない見解と思う。

その三は、いわゆる事情判決の法理に従つた処理を重ねて行うことは、その法理の内容から見て相当でないという意見である。確かに議員定数配分規定を違憲としながらそれによる選挙を無効としないことは異例の措置である。したがつて、異例の措置を重ねて行うことには問題がない。しかし、形式的にいえば、前記昭和五一年四月一四日の大法廷判決は昭和五〇年改正法による改正前の議員定数配分規定が違憲であることを前提とするものであつて、今回は右改正後の本件議員定数配分規定を違憲とすることを前提とするものである。したがつて、前に一度違憲とした法律に基づく選挙につき再度事情判決の法理に従つた処理をするものではないから、重ねて右のような処理をするものではないといえよう。しかし、私は、そういう形式論をここで述べようとは思わない。

私は、この種の事件につき議員定数配分規定を全体として違憲とする場合、常にいわゆる事情判決の法理に従つた処理をせざるをえないと考えるのである。

議会の制定した法律の憲法適合性を審査する権限を議会以外の独立の機関に与えることとするのが現在の世界的な傾向ということができるが、これを大別すると、司法裁判所が右の権限を有することとするアメリカ合

治的ないし政策的配慮の加えられる前の国民の総意をできる限りそのままそこに反映されるよう配慮されるべきものと考えるのであって、それが日本国憲法の前文及び各規定を通じて看取される憲法の精神であると信ずる。

三 私は、以上のような理由により本件議員定数配分規定を違憲とするので、その効果について私の考え方を述べておかなければならない。この点につき、原判決は、行政事件訴訟法三一条一項のいわゆる事情判決制度の基礎にある法の基本原則に従い、選挙を無効とするとの裁判を求める被上告人の請求を棄却し、本件選挙の違法を宣言するにとどめている。これは、多数意見の引用する昭和五一年四月一四日の大法廷判決にならつたものであり、私も同意見なのであるが、なお一言付加しておきたい。

いわゆる事情判決の法理に従つた処理をすることについては、いくつかの疑問が投げかけられている。

その一は、右のような処理をせず、選挙無効の判決をしても、收拾困難な事態を生じないのでないかといふのである。例えば、仮に本件議員定数配分規定全体が違憲無効であるとしても、無効とされるのは訴訟の提起された特定の選挙区の選挙だけであるから、他の選挙区選出の議員により衆議院を構成し、判決に即した議員定数配分規定の改正をすればよいのではないかというのである。しかし、通常の選挙法規違反のため選挙が無効とされる場合ならばともかく、本件の場合は、議員定数配分規定全体が違憲とされ選挙の効力が失われる所以であるから、たまたま訴訟の提起された選挙区が少なかつたからといって、通常の選挙法規違反を理由とする選挙無効と同一に論することはできないばかりでなく、本件選挙の場合がそうであるように、同時に多数の選挙区において同種の訴訟が提起されることも予想しておかなければならぬので、単に一又は数選挙区に

み、衆議院には国民の総意がありのまま反映されるよう選挙の制度を構築しなければならないと思う。そのためには可能な限り人口比例主義により各選挙区に議員数を配分しなければならない。もつとも、現在の選挙区にはそれぞれの沿革もあり、これを分割し、又は併合することの困難であることは容易に想像されるので、いわゆる端数処理の必要性があるほか、人口の刻々の異動に即応する定数配分の是正にもおのずから限界がある。しかし、それでも、前記人口の較差が一対二を超える定数配分は許されないと思う。なぜならば、それを許すと、ある選挙区の選挙人には一票を、他の選挙区の選挙人には二票以上の投票権を与えることになるからである。

私がこのように考へる理由は、参議院地方選出議員に関する選挙無効請求事件の判決（最高裁昭和五四年行ツ第六五号同五八年四月二七日大法廷判決・民集三七巻三号三四五頁）の中の私の意見に示されているので、ここに繰り返さない。

私の右のような考へに基づいて本件をみると、本件議員定数配分規定はその制定当時から違憲であつたものといわざるをえない。したがつて、私の場合には、多数意見のよう、法改正のための合理的な考慮期間という問題は生じない。

結局、私は、国会を構成する衆、参両議院のうち、参議院はその第一院としての性格にふさわしい議員が選出されるよう、その選挙制度の仕組みを国会自ら考案すれば足り、人口比例主義はその過程において考慮せらるべき、重要ではあるが、一つの要素にすぎないと考へるのであるけれども、衆議院は、その第一院としての性格上、選挙民の一人一人に価値の平等な一票を与え、それによつて選ばれた議員によつて組織し、各種の政

当でないので、選挙を無効とすることを求める被上告人の請求は、これを棄却すべきものと考える。その理由を多数意見との関連において述べれば、以下の通りである。

一 多数意見は、本件議員定数配分規定が選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の最大値をそれまでの一対四・八三（昭和四五年国勢調査の結果による）から一対二・九一に縮小したことを評価し、この程度の較差は国会の合理的裁量の限界を超えるものではないとする一方、本件選挙當時右の最大較差が一対三・九四となつていたことは憲法上の平等の要求に反するという。そうすると、多数意見の描く憲法上許容される右最大較差の限界は、おおよそ一対三と一対四の間にあることとなる。しかし、なぜそうなるのか必ずしも明らかでない。このような必ずしも明らかでない基準により国會議員の地位に影響する可能性のある議員定数配分規定の違憲合憲を論ずることは、違憲立法審査権の行使としては適当でないと思う。

多数意見は、更に、本件選挙時よりある程度以前において右最大較差が示す投票価値の不平等が違憲の状態に達していたものと推認されるとしながら、その時から本件選挙時までの期間は憲法上要求される法改正のための合理的期間を超えるものではないとし、結局、本件議員定数配分規定は違憲と断定することはできないといふ。私は、この、憲法上要求される法改正のための合理的期間がどの程度のものをいうのか明確でない点にも問題があると思うが、この問題と前記投票価値の不平等が違憲の状態に達したかどうかの基準が明確でないという問題とは全く別個の問題であるから、私をしていわしめれば、多数意見は、一つのいずれも明確でない基準により違憲立法審査権を行使したものということになろう。

二 私は、憲法が、国会の構成につき一院制を採用し、衆議院に第一院たる地位を与えていた趣旨にかんが

は、そこではその後右規定につき国会による是正がされることの期待の下に、この是正の可能性の存在と、右規定改正の審議については当該違法とされた選挙に基づいて当選した議員も参加してこれを行なうことが妥当であると考えられることなどが比較衡量上の重要な要素とされていたものと推察されるから、右判決後も相当期間かかる改正がされることなく漫然と放置されている等、国会による自発的は是正の可能性が乏しいとみられるような状況の下で更に新たに選挙が行われたような場合を想定すると、その選挙の効力が争われる訴訟において、選挙権の平等に対する侵害の是正の必要性がもはや選挙を無効とすることによつて生ずべき不利益よりも優越するに至つているものとして、当該請求を認容し、選挙無効の判決をすべきものとされる可能性は十分にあると思われる（このような無効判決は、国会に対して立法改正を間接的に強制する効力をもつが、もとよりそのゆえをもつてそれが司法権の限界を超えて国会の立法活動に入れるというにはあたらないであろう）。少なくとも、私はそう考える。

以上の次第で、私は、多数意見と異なり、本件選挙を違法とした原判決は結論において正当であつて、本件上告は理由がないから、これを棄却すべきものと考へる。

裁判官横井大三の反対意見は、次のとおりである。

私は、多数意見中、本件選挙に適用される昭和五〇年改正法による衆議院議員定数配分規定（以下「本件議員定数配分規定」という。）がその改正当時違憲でなかつたとする点には賛成できない。したがつて、選挙区間ににおける議員一人当たりの人口の較差が更に大幅なものとなつた本件選挙当時においては同規定の違憲であることはいうまでもない。しかし、それにより選挙の効力を無効とし、当選した議員の地位を失わせることは相

にとどまり、無効請求自体は棄却されることとなるのではないかとの疑問が生ずるであろう。本件上告人は、この点をとらえてむしろ選挙無効訴訟でこれを争うこと自体を否定すべき一理由としている。しかし、私は、右判決の趣旨をこのように理解することは正当ではないと思う。

行政事件訴訟法三一条一項所定の事情判決の法理は、元来、個々の具体的な事案に即し、一方において当該違法な処分等による権利侵害の性質、内容、程度及びこれに対する救済ないし是正の必要性その他の事情と、他方において右処分等を失効させることによつて生ずべき公の不利益の性質、内容、程度等とを対比し、両者を比較衡量して後者が前者に優越すると認められる場合に初めて右処分等を失効させる判決を差し控えるべきであるとするものであつて、当然に個別的判断を要求するものである。五一年判決にいう事情判決の一般的法理といふのも当然このような性質を有するものと理解され、同判決は、これを前提として当該事案に即して右事情判決の法理により請求を棄却すべきものと判断したにとどまり、この種の選挙訴訟においては常に被侵害利益の回復よりも当該選挙の効力を維持すべき利益ないし必要性が優越するとしているわけではなく、具体的な事情のいかんによつては、衡量の結果が逆になり、当該選挙を無効とする判決がされる可能性が存することは、当然にこれを認めているものと解されるのである（同判決が選挙無効の判決の結果として生ずべき種々の不都合な結果を挙げているのも、専ら、事情判決の法理を採用すべき理由としての一般論を述べたものか、又は前記比較衡量にあたつて特にしんしやすくすべき点を指摘したにとどまるというべきである）。もつとも、いかなる場合にそのような逆の判断がされる可能性があるかについては、いちがいにこれを論することはできないが、例えは議員定数配分規定が憲法に違反するとされながらいわゆる事情判決の法理に従つた処理がされた場合に

ならず、その場合改正された新たな規定の下において、選挙を無効とされた当該選挙区についてのみいわゆる再選挙として新しい配分議員数による選挙を行うことが許されるかどうかはそれ自体一個の問題ではあるけれども、仮にいわゆる再選挙としてはそれが不可能で、解散による総選挙が、又はなんらかの特別の立法措置に基づく特別の選挙を行わなければならないと解されるとしても、それであるからといって議員定数配分規定の違憲を理由として選挙訴訟で選挙の効力を争うことはできないと解きなければならない理由はないと考える。)。論旨は、理由がないというべきである。

なお、上告人は原判決がいわゆる事情判決の法理を採用、適用したことに対しても論ずるところがあるので、ここでこの点についての私見を述べておく。

選挙無効原因としての違法が存するにかかわらず、いわゆる事情判決の一般的法理を適用して、単に右違法を主文中で宣言するにとどめ、無効請求自体は棄却するという処理方法は、五一一年判決が初めてこれを示し、かつ、右事件に適用したものである。私も右判決の一般的見解を支持するものであるが、これに關する右判決の判示には必ずしも明確とはいえない部分があり、そのためにいろいろな解釈を生んでるので、この際これに対する私の解釈を明らかにしておくことも無意味ではないと思う。すなわち、右判決は、違憲の議員定数配分規定に基づいて行われたという瑕疵を有する選挙の効力が争われている訴訟においていわゆる事情判決の一般的法理を適用すべきものとする理由として幾つかの点を挙げているが、そこで指摘されている事柄は、いずれも当該事件における選挙の場合に限らず、かかる違憲の規定の下で行われる選挙のすべてについて常にあてはまるものであるから、このような理由による限り、この種の訴訟においては、常に主文中における違法宣言

選挙の管理執行に関する規定の違反があるとされた点を改めれば、そのままの状態で直ちに適法有効に選挙を行うことができるることを当然の前提としているものであつて、右の選挙の管理執行に関する規定そのものを改正しなければ適法有効に選挙を行うことができないような場合は全く予想されておらず、この点からも右の規定の憲法違反を理由として前記の選挙訴訟で選挙の効力を争うことは許されないと解すべきである旨主張するが、右訴訟の裁判で選挙が無効とされた場合に改めて当該選挙区につき選挙を行わなければならなくなることは当然であるとしても、これを常に前記一〇九条四号所定のいわゆる再選挙として行わなければならず、したがつてかかる再選挙を行うことができない場合には遡つてそのような結果をもたらす訴訟自体が認められないとする論理は、本末転倒の感を免れないし、仮にこのような論理上の問題としてでなく、解釈の合理性の問題として右のような主張がされているのだとしても、それが五一年判決の解釈を不当とするに足りるほどの有力な論拠となるものとは思えない（選挙の管理執行に関する規定の一部に違憲無効の瑕疵があつても、その部分を除外すれば格別の立法措置をまたなくともそのまま適法有効に選挙を行うことができる場合にはいわゆる再選挙の施行を妨げられないから、この場合には上告人の見解によつても選挙無効訴訟の中で選挙法規の違憲を主張することに妨げはないはずだし、選挙法規を改正しなければ適法有効にいわゆる再選挙を行いえない場合でも、右の施行の障害となりうるのは四〇日という再選挙施行についての期間の点だけであるから、この期間の遵守が再選挙の絶対的な効力要件をなすものといわない限り、この点も結論を左右するに足りる論拠とはならない。もつとも、定数配分自体が全体として違憲の瑕疵を帯びる場合には、これを是正するためには、全体としての議員定数配分規定につき、更に場合によつては定数に関する規定自体についても改正を施さなければ

のである。それゆえ、五一年判決が、違憲の推定を受ける最大較差値について具体的な基準を示しておらず、また、現在の最大較差値が右判決によつて違憲とされた数値に達していないことに安んじて、前記のような違憲の推定を伴うほどの較差値の増大に対しなんらの検討や努力を払わないことを結果的に容認し、違憲の断定を差し控えることは、決して当を得たものではないと私は考える。このような理由で、私としては、多数意見の前記判断に同調することはできないのである。

四 以上に述べたように、私は、本件選挙當時本件議員定数配分規定は憲法一四条に違反すると断すべきものであつたと考え、この点において原判決と結論を同じくするものであるが、このような判断に立つた場合における右規定に基づく選挙の効力をめぐる問題について、若干の私見を付加しておきたい。

五一年判決の多数意見は、選挙権の平等の要求に反する投票価値の不平等をもたらしている部分を含む議員定数配分規定は、当該部分のみでなく、規定全体に違憲の瑕疵を帯びさせるものであるとし、また、同判決は、違憲の議員定数配分規定に基づいて行われた選挙も当然に無効となるものではなく、その旨を宣言する裁判によつて将来における議員資格喪失の効果を生ずるものと解すべきであり、公職選挙法二〇四条所定の選挙無効の訴訟によつてこのような裁判を求めることができるものと解するのが相当であると判示している。私は、これらの見解をすべて支持するものであり、これを誤りとする上告人の論旨は、いづれも理由がないと考える。

上告人は、公職選挙法一〇九条四号、三四条は、同法二〇四条所定の選挙無効訴訟において選挙を無効とする判決がされた場合にはそれから四〇日以内に再選挙を行うべきものとしているが、右は、当該選挙につき選

判断にかんがみて早急に右規定の是正措置をとることに期待するという方途を選んだものと推測されないでもない。しかしながら、前記のように、既に憲法に違反する状態になつてゐる議員定数配分規定についてもそれが合理的期間内に是正されなかつた場合に初めて違憲の断定を下すべきであるとするゆえんのものは、専ら、人口の異動がその性質上可変性を有し、右の違憲状態そのものについても更に変化が予想されることと、右の人口の異動に応じてその都度定数配分等の手直しをすることが政治の安定の要請の面からみて必ずしも望ましくないという二つの理由によるものであつて、これらの点を考慮して改正の要否及び時期を決定するについても国会がある程度の裁量権を有すること、及び事柄の性質上かかる改正の実現にはある程度の期間が必要とされること等をしんしやくしても、もはやは是正措置が講ぜられてしかるべき時期を既に経過しているとみざるをえない場合に初めて違憲の断定を下すべきであるとしているものなのであり、国会の不作為責任それ自体、ひいてはこれとの関連における国会の故意又は過失の有無を問題とするものではなく、したがつて、議員定数配分規定が憲法違反の状態にあることに対し十分の認識を有しなかつたことにつき国会に咎められるべき点があつたかどうかは本来右の判断とは直接の関係はないのである。のみならず、仮にこの点を描くとしても、衆議院議員の選挙においてはいわゆる人口比例主義が最も重要かつ基本的な基準原理とされるべきことは五一年判決の明示するところであり、現に公職選挙法は、当初の制定以来一貫してその趣旨に則つて規定を定めてきてるのであるから、そうである以上、他の政策的考慮によつてこれに修正を加えるについても当然限度があり、右の基本原理自体に変更を加えるような大きな較差値を招來する定数配分の仕方が許されないことは既に述べたとおりであつて、このことは国会においても当然に認識し、自覺しているべきはずのことと考へられる

ぎりの較差値であつて、当時における人口の異動の状態に照らせば早晚手直しを要求されるべく、国会においても当然にこの点に留意して、その後における人口の異動の推移を注視し、再検討の用意を怠つてはならないようなものであつたのである。そして現に、昭和五〇年改正法公布直後の同年一〇月に行われた国勢調査の結果や、その後本件選挙までの間に行われた二回の衆議院議員選挙（昭和五一年一二月と同五四年一〇月の総選挙）の際の資料によつても、既に最大較差値が一対三をかなり上回り、それが逐次漸増の傾向を示していることが認知されたものと考えられるから、国会においてこれらの状況にかんがみ現行の議員定数配分規定につき更に検討を加えるべき時期はとづくに到来していたものといわなければならぬ。しかるに、この法改正後數年にわたる間において、国会が右のような検討を加え、更には改正の具体化についての努力を開始したことを示す資料は見当たらないのである。このような事情に照らすと、私は、既に憲法の選挙権の平等の要求に対する状態になつていた本件議員定数配分規定につき、憲法上要求される合理的期間内にその是正がされなかつたものとして、本件選挙当時右規定は違憲であつたと断定するのが相当であると考えざるをえない。

もつとも、五一年判決は、較差の最大値が約一対五となつてゐるのを違憲と判断するにとどまり、違憲の推定を下すべき較差の最大値につき具体的な判示をしていないこと前記のとおりであるから、最大較差値が一対三の程度を超えるに至つたからといって国会が直ちに是正措置の検討を開始することを要求するのは無理であり、国会がその後なんら的是正措置をとらなかつたことを深く咎めるのは酷であるとする見方もあるいはあるかもしけない。多数意見は、このような考慮から、本件においては本件議員定数配分規定が本件選挙当時違憲の状態にあつたことを指摘するにとどめ、あえてこれを違憲と断することを避け、国会において右の認定

が、かかる較差の拡大による憲法違反となるような投票価値の不平等状態がいつ生じたかは判然と確定し難いこと、他方、右のような較差による投票価値の不平等が憲法違反の状態に達しているかどうかの判断自体が極めて微妙かつ困難であるため、仮にそのような状態に達しているとしても直ちにこれに対する国会の対応を期待することは困難であり、また、人口の変動に応じて頻繁に議員定数配分規定を改正することも相当とはいえないこと、更に本件選挙当時の前記議員一人当たり選挙人数の較差の最大値は五一年判決の事案におけるそれを下回っていることなどをあわせると、本件選挙当時までに本件議員定数配分規定の改正がされなかつたことをもつて、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたものと断ずるには足りないとしている。

私は、多数意見が右判断の前提に据えている五一年判決の一般的見解自体については異論がないが、本件においてはいまだ合理的期間内における不平等状態是正の措置が講ぜられなかつたとの要件を具備するに至つてないから本件議員定数配分規定が本件選挙当時憲法に違反するものであつたと断ることはできないとする多数意見の見解には賛同することができない。確かに、昭和五〇年改正法による議員定数配分規定の下では、その基礎とされた昭和四五年一〇月の国勢調査に基づく人口によつて計算すれば議員一人当たりの人口の較差が最大一対二・九一となり、その限りでは前記の私見によつても一應国会の裁量権の行使の結果として容認されるべき数値の範囲にとどまつているとみられないではないことはそのとおりである。しかし、右の数値は立法時よりも五年近く前の調査結果を基礎とするものであり、しかも一対二・九二というのは、憲法上の選挙権の平等の要求に反するような投票価値の不平等状態と推定されるべき数値のいわば一步手前ともいうべきぎり

規定による各選挙区の配分議員数と選挙人数との比率の較差は、最大一対三・九四に達していたというのであるから、右は国会の裁量権の行使として容認しうる限度を大きく超えており、したがつて、かかる結果を正当化すべき事由についての主張立証のない本件においては、本件議員定数配分規定による配分は、本件選挙當時憲法の選挙権の平等の要求に違反する状態になつていたものといわざるをえない。そしてこのことは、多数意見も認めるところであり、その限りにおいて多数意見と私見の間に相違はない。

しかしながら、五一年判決は、ある時点において議員定数配分規定による配分が憲法の選挙権の平等の要求に反する投票価値の不平等を生ぜしめる状態になつていてからといつて、直ちに右規定が憲法違反であると断すべきものではなく、これに加えて、右規定がそのような状態を生ぜしめているにもかかわらず、国会において憲法上要求される合理的期間内にその是正を行わなかつたという場合に初めて憲法違反と断すべきものであるとしているところ、多数意見は、これと同一の見解に立つて更に右の点について審究すべきであるとしたうえ、昭和五〇年改正法は、昭和四五年一〇月に実施された国勢調査による人口に基づく各選挙区の議員一人当たりの人口の間に最大一対四・八三の較差が生じているのを是正するために議員の定数の増加、選挙区割の一部修正、定数配分の変更等を行い、これによつて右の較差を最大一対二・九二に縮小するようにしたものであつて、これによれば五一年判決によつて憲法違反とされた改正前の議員定数配分規定の下における投票価値の不平等状態は一応解消されたものと認められること、しかるに昭和五〇年改正法の公布日（同年七月一五日）からほぼ五年後、その施行日（昭和五一年一二月五日）から約三年半後に実施された本件選挙当時に前記のような最大値一対三・九四まで較差が拡大したのは、その間における漸次的人口の異動によるものと推定される

口比例主義は衆議院議員の選挙において最も重要な基本的な原理とされるべきものであつても、必ずしもそれが唯一絶対の原理というわけではなく、なお他にしんしゃくしうる政策的要素が存在しうることを肯定する限り、右の基準はいささか厳格に過ぎるというべきであろう。少なくとも裁判所において憲法上の選挙権の平等の要求に反する程度の比率較差であると断ずる基準としては、右の要素をしんしゃくした結果生じた比率較差として是認すべきある程度の幅をもたしめるのが相当であると思う。もつとも、五一年判決が他の考慮要素として挙げている事項は、それ自体として人口比例主義と併立する別個独立の原理というべきものではなく、いわば厳密な人口比例主義の貫徹に対する若干の緩和的ないし修正的要素として国会のしんしゃくしうべき事項とみるべきものであるから、これによる影響として是認されるべき較差拡大の程度にもおのずから限度があり、この点を考えると、私としては、前記一対二という数値に若干の幅をもたせるとしても、その数値はせいぜい一対三の程度を超えるところまでは認められず、それ以上の較差が生じている場合には、原則として国会に許容しうる裁量権の限界を超えるに至つたものと推定するのが相当であると思う（このような数値は、論理必然的に導き出されるというものではなく、その意味で本質的には主観的要素を帶有することを免れないけれども、裁量権の及ぶ範囲を最大限に見積つても一般的にはこの程度がぎりぎりのことであるという限界線を想定することは必ずしも不可能ではなく、これによつて得られる基準はそれなりの客觀性をもつということができるから、これを違憲性推定の一般的基準として用いて立法の適否を判断することは、必ずしも裁判所の恣意的判断による立法権への介入というにはあたらないと私は考える。）。

三 右の見解に立つて本件をみると、原審の認定するところによれば、本件選挙当時、本件議員定数配分

して、私は、右のような理解の下に、前記両判決の見解をそれぞれ支持すべきものと考へる。

もつとも、五一年判決は、衆議院議員の選挙については前記のようにいわゆる人口比例主義が最も重要なかつ基本的な基準とされるべきであるとしながらも、なおそのほかにも国会において考慮し、しんしやくしうべき政策的及び技術的要素があり、これによつてある程度投票価値の不平等が生ずることとなつたとしても、国会の裁量権の正当な行使の結果としてこれを容認すべき場合があることを指摘し、このような考慮要素の幾つかを挙げている。しかし、同判決は、これらの要素のそれぞれをどの程度考慮し、これを具体的な決定にどこまで反映させることができるかについては、厳密に一定された基準はないとして、結局、国会がしんしやくしうるこれらの要素を考慮に入れてもなお、一般的に合理性を有するものとは到底考えられない程度の投票価値の不平等が生じている場合に国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定すべきものであるとの一般的、抽象的な命題を述べるにとどまり、この点についてのより具体的な基準についてはなんら言及するところがなく、右判決に対する批判や不満の多くもこの点に向けられている。そして、本件の被上告人は、議員と選挙人数との比率の最大較差一対二をもつて右の基準とすべきであると主張し、これに同調する議論も多く、横井裁判官もこの見解をとられる。

確かに、右の一対二という比率較差は、人口比例主義を唯一絶対の原理とする限り、投票価値の不平等に対する許容限度を示す基準数値として常識的にわかりやすいし、また、選挙区割そのものに触れないで單にこれらの選挙区への議員数の配分の問題としてのみとりあげる場合に技術的に生じうる最大較差を示すものでもあつて、右の前提の下ではそれなりの合理性を有するといえなくはない。しかし、五一年判決のいうように、人

に至つてはいるものというほかなく、他にこれを正当化すべき特段の事情が認められない以上、右較差の示す投票価値の不平等は、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度になつてはいたものと認めざるをえないと断じてはいる。ところが、他方、当裁判所昭和五四年行(第六五号同五八年四月一七日大法廷判決(民集三七卷三号三四五頁)は、一般論としては五一年判決と同じ見解に立ちつつ、昭和五一年七月一〇日に行われた参議院地方選出議員の選挙につき、当該各選挙区における議員数と選挙人数との比率の最大較差が一対五・二六となつていたのに対し、右はなお、国会による裁量権行使の限界を超えて、選挙権の平等の要求に反する状態に至つてはいるものと認めるに足りない旨を判示している。

私は、右の一一つの判決における結論の相違は、次の理由によるものと理解する。すなわち、後者の判決は、公職選挙法上参議院の地方選出議員の選挙については、必ずしも人口比例主義が基本とはされていないと認められるところ、このことは、憲法の採用した両院制の趣旨、及び参議院には衆議院とは性格を異にするものがあることに照らして国会の裁量権の行使の結果として容認されるべきであり、そうである以上、この場合に選挙人の投票価値にかなり大きな不平等が生じても、直ちに憲法上の選挙権の平等の要求に反する状態になつてはいるものと推断するに足りないとしたものであり、これに対し前者の判決は、衆議院議員の選挙における各選挙区の区分及びこれに対する議員数の配分については、いわゆる人口比例主義が最も重要な基本的な基準とされるべく、また、現にそうされていると認められるところ、このような選挙制度の仕組みの下においては、投票価値の平等は極めて重要な意義を有するとの見解に立ち、前記のような比率較差は国会の裁量権の行使の結果として是認される限度を超えるに至つてはいるものと認めざるをえないとしたものと解されるのである。そ

投票価値の平等は同一選挙区内における選挙人の投票相互の間についてのみ問題とされるにとどまるとする見解は、採用することができない（なお、右にいう投票者の一票が議員の選出に寄与する効果の大小とは、前記のように選挙への関与の度合の大小という一般的、抽象的なものであつて、具体的に特定の選挙区において最下位当選者が何票で当選したかによつて生ずる何人の支持者で一人の議員を当選させることができるかという点での差異とは無関係である。後者は、当該選挙区における立候補者の数、現実の有効投票数、各候補者の得票数の片寄り具合等の偶然的事情によつて左右されるものであつて、この点のアンバランスは、憲法上の投票価値の平等の問題となるものではないことに注意すべきであると思う。）。

一 次に、五一年判決は、右一で述べた意味での投票価値の平等は、選挙制度の仕組みのいかんによつてある程度の影響を受けることを免れないものであるところ、他方、憲法は、国会を構成する衆、参両議院の議員の選挙制度の仕組みにつきその具体的決定を原則として国会の裁量に委ねているから、右の投票価値の平等は、原則として、国会において右の点につき正当に考慮することができる政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、したがつて、具体的な選挙制度の仕組みの下において現実に前記の投票価値に不平等が生じている場合には、それが国会による右の裁量権の正当な行使の結果として容認されるべきものかどうかによつてその合憲性を決すべきものとしている。そして同判決は、当該事件において問題とされた衆議院議員の選挙につき、選挙当時における各選挙区の配分議員数と選挙人数との比率に最大約一対五の較差が生じていたことに対し、右の較差が示す選挙人の投票価値の不平等は、前記の国会の裁量権を考慮してもなお、一般的に合理性を有するものは考えられない程度に達しているばかりでなく、更にこれを超える

て平等に国政に参与しうることを保障するという基本的権利の保障としての側面をも有し、憲法四四条但し書は、主として前者の面について明示的な規定を設け、これに対し後者の面については、憲法は直接明示的な規定を置いてはいなければ、法の下における平等を一般的に保障した憲法一四条一項は、憲法一五一条の規定とあいまち、右の平等権の一内容として選挙権の平等をも保障しているものと解されるのであって、五年判決の説くところも、これと趣旨を同じくするものと考えられる。もつとも、憲法上の平等権の一内容としての選挙権の平等の保障が、単に一定の年齢に達した国民各自に對して、選挙に際しそれぞれ一票ずつの投票権を平等に付与すべきことを保障したにどまるか、それとも、更に進んで選挙において投ぜられる各一票が當該選挙において有する実質的な価値についても平等であることを保障したものであるかについては議論の存するところであるけれども、五一一年判決は、後者の意味での平等の保障をも含み、議員の選挙につき、全国を幾つかの選挙区に分かち、それぞれの選挙区に對して選挙すべき議員を一名ないし数名ずつ配分し、單記投票によつて選挙を行わせるという選挙制度の仕組みがとられた場合において、各選挙区における選挙人数と当該選挙区に配分された議員数との比率上、各選挙人の投ずる一票が當該選挙区における議員の選出に寄与する効果に大小が生ずるようなときも、前記投票価値の不平等として憲法上の選挙権の平等の保障との関連で問題を生ずる旨を判示している。確かに、代表者選出につき選出母体を例えれば一万人のグループと二万人のグループにわけ、各グループごとに一名ずつ代表者を選出させるという仕組みがとられた場合、代表者の選挙に關与する度合について両グループの構成員の間に不平等が存することは明らかであり、このような不平等もまた憲法上の選挙権の平等違反の問題を生ずるものとした右見解は、正当であると考える。上告人の所論中、いわゆる

合よりも、選挙権の平等の侵害という憲法上の不都合の方が上回るような事態が生じるにいたつたときは、ものはや選挙の違法を宣言するにとどめることなく、選挙無効の判決をしなければならなくなるのは、当然の理であろう。

裁判官中村治朗の反対意見は、次のとおりである。

私は、昭和五〇年法律第六三号（以下「昭和五〇年改正法」という。）による改正に係る公職選挙法一三条一項、同法別表第一、同法附則七ないし九項に規定する衆議院議員の議員定数の配分に関する規定（以下「本件議員定数配分規定」という。）が、これに基づいて行われた本件選挙が違法であるとの断定する段階に至つてはおらず、したがつて、これと異なる見解に立つて本件選挙が違法であるとし、その旨を主文で宣言した原判決は、その限りにおいて違法として破棄されるべきであるとする多数意見には同調することができない。以下に、その理由及び本件の提起する若干の問題についての私の見解を述べる。

一 多数意見の引用する昭和五一年四月一四日の大法廷判決（以下「五一年判決」という。）が、いわゆる選挙権の内容、すなわち選挙人の投する各投票の価値の平等のもつ憲法上の意義及び効果、並びにそれと憲法が国会を構成する衆、参両議院の議員の選挙制度の仕組みの具体的な内容の決定につき国会に付与した権限との関係に関して説くところは、私も全体としてこれを支持するものであり、この点については多数意見と異なるところはない。なお、若干付言すると、憲法上の選挙権の平等という観念は、一方において、代表民主制ないし議会制民主主義の下において国民を代表する議員の選挙制度を支配すべき基本原理の一つとして、右制度の具体的内容の決定を指導し、かつ、制約する組織法的側面を有するとともに、他方、国民各自が右の選挙を通じ

な数字はしばらく措くとして、全体の傾向が、ここに掲記したような事態と遠くないものであったことは、おそらく公知の事実といえるのであるまい。

このような従来の事態を大観するときは、五〇年改正によつて、立法府が較差の是正のために相当の努力をしたことは、わたくしもみとめるのにやぶさかではないが、それは結局、単なる一時的な弥縫策の域を出るものではなかつたといふべきである。昭和三〇年代からすでに現われていた較差増大の頗著な傾向に対して立法府のとるべきであつた対策を考えるにあたり、多数意見のように、五〇年改正以降の時期だけを取り上げて、是正のための合理的期間を考えることは、わたくしの賛同しがたいところである。

そうすると、本件選挙当時において投票価値の較差が憲法の選挙権平等の要求に反する程度にいたつていたのは、必要な是正立法が合理的期間内に行われなかつた結果であるとみるとほんかなく、議員定数配分規定は本件選挙当時にすでに違憲であつたといふべきである。

二 そこで、さらに、本件選挙の効力について考えなければならない。五一年判決は、いわゆる事情判決の考え方を採用して、当該選挙が憲法に違反する議員定数配分規定に基づいて行われた旨を判示するにとどめ、選挙自体は無効としないこととして、主文において当該選挙の違法を宣言したのであつた。これは憲法上の諸利益の較量による一種の司法政策ともいふべきものであつたと理解されるべきであろう。中村裁判官の説かれることにも、同旨であろうとおもう。そうして、わたくしは、本件に関するかぎり、ほぼ同様の考慮から、やはり同じ結論をみとめるのが相当であると考える。しかし、いわゆる事情判決の考え方には従つた処理がこのような性格のものである以上、もし将来において、選挙を無効とすることによつて生じるであろう憲法上の不都

措いて考察を進めることにする。)

そもそも較差を是正するために立法府にみとめられる合理的期間なるものは、相当の長期間の全体を通じて、いわば巨視的な見地から考えられるべきものであろう。いま、公職選挙法公布後における人口比ないし選挙人數比による議員定数配分の最大較差の推移を概観してみると、昭和二五年四月には一対一・五一（人口比）であつたものが、昭和三五年一〇月には一対三・二二（人口比）になり、これが昭和三九年の法改正によつて一対二・一九（人口比）にまでやや縮小されたものの、昭和四〇年一〇月には一対三・二三（人口比）、昭和四五年一〇月には一対四・八三（人口比）に増大し、さらに五一年判決の対象となつた昭和四七年一二月の総選挙当時には一対四・九九（選挙人數比）にまで増大していたのであつた。昭和四九年九月の選挙人名簿では一対五・三一（選挙人數比）という異常な較差までがみられる。そこで、五一年判決の事件が裁判所に係属中に当の五〇年改正が行われるにいたつたわけであるが、この改正によつても、前述のとおり、較差は一対二・九二（人口比）にまで縮小されたにとどまつたのである。そして、その後の資料によれば、同年九月には一対三・三四（選挙人數比）、同年一〇月には一対三・七一（人口比）という較差がみられる。その後は、較差は増大の一途をたどり、昭和五一年一二月には一対三・四九（選挙人數比）、昭和五四年一〇月には一対三・八七（選挙人數比）となり、昭和五五年六月の本件選挙当時には一対三・九四（選挙人數比）となつていたわけである。その後もその趨勢は変らず、昭和五五年一〇月には一対四・五四（人口比）、昭和五七年九月には一対四・一四（選挙人數比）という較差がみられる。ここに掲記した数字は、原審において認定されたものだけにかぎらないので、そのすべてをここで正式に考慮に入れることは許されないかも知れない。しかし、精密

点について計数的な基準をなんら示していない。横井裁判官は較差が一対二を超える定数配分はいつさい許されないと明快な見解を示しておられる。わたくしは、この見解に対し、充分の敬意を表する者である。

五一年判決もいうとおり、衆議院議員の選挙については、選挙人數または人口と配分議員数との比率の平等がもつとも重要な基本的な基準とされるべきことは、当然といわなければならないからである。しかし、同時に、これのみを国会が考慮するべきことは、同じく五一年判決の説示するところおりであるとおもう。もちろん、第二院たる参議院とちがつて、衆議院については、他にしんしやすくすることのできる要素はきわめて限定されたものであるというべきであるが、だからといって、合理的理由の有無にかかわらず、他の要素を絶対的に排除してしまうことは、行きすぎであろうとおもう。わたくしが横井裁判官の意見に完全には同調することができないのは、このような趣旨においてである。したがつて、右の比率が一対二を超えるような事態になつたときは、合理的な理由の有無を検討することなく簡単にこれを合憲とみとめることは許されないとおもう。まして、五〇年改正によつて実現された一対二・九二という比率は、ほとんど一対三に近い数字である。多数意見のように、これをもつて違憲の不平等状態が「一応」にせよ解消されたものと評価し、これをもとにしても是正のための合理的期間を考えることが、はたして許されるものであろうか。（のみならず、五〇年改正の結果としての一対二・九二）といふ較差は、昭和四五年の国勢調査による人口を基準として得られる数字であるから、安岡裁判官のいわれるとおり、昭和五〇年当時にはすでに一対三をかなり上回るものであつたと推認することができるというべきかも知れない。かりにそうであるとすれば、この点だけからいつても、多数意見のような議論は成り立たなくなるとおもわれるが、ここでは、この点をしばらく

もう少し具体的にいうと、多数意見が五一年判決の趣旨として記述しているところは、そのかぎりにおいて、わたくしも完全に理解を同じくするのであり、また、多数意見が、本件選挙の当時に選挙区間における議員一人あたりの選挙人数の較差が最大一対三・九四に達していたことをもつて、国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんしやくしてもなお一般的に合理性を有するとは考えられない程度の投票価値の不平等を示すもので、これを正当化するべき特別の理由を見出すことはできないとしている点についても、わたくしは同感である。多数意見と私見とがたもとをわかつことになる主たる分歧点は、昭和五〇年法律第六三号による公職選挙法の一部改正（以下、五〇年改正という。）によつて、五一年判決によつて違憲と判断された右改正前の投票価値の不平等状態が解消されたものと評価するか否かにある。」のことは、憲法上要求されている合理的期間内に是正が行われなかつたと見るべきかどうかに関連して来る。多数意見は右違憲と判断された投票価値の不平等状態が五〇年改正によつて「一応解消されたもの」と評価し、そのことを前提として、右改正から本件選挙までのあいだに是正のための改正がされなかつたことをもつて、「合理的期間内に是正がされなかつたものと断定することは困難である」という結論に達しているのである。わたくしは、何よりもまず、この点に承服することができないのである。

五〇年改正は、多数意見の説示するとおり、直近の昭和四五年一〇月実施の国勢調査による人口に基づく選挙区間における議員一人あたりの人口の較差が最大一対四・八三にも及んでいたのを是正しようとしたものであつて、五〇年改正の結果、右較差は最大一対二・九二に縮小することになつたのである。

この一対一・九二という較差をどのように評価するかは、微妙かつ困難な問題である。五一年判決は、この

たりえない。結局、一対二の基準は、理論的な根拠づけができるものとはいはず、右見解は、ただ投票価値の不平等が憲法上許容される限界の結論のみを示したものと解するほかはない。換言すれば、右限界は、一対二でなければならないというわけのものではなく、一対一・二五、一対一・五等であつてもよく、一対一・五、一対三等であつてはならないということもできないのである。要するに、投票価値の不平等が選挙区間ににおける議員一人当たりの人口又は選挙人数の較差の最大値で表わしていくなる程度に達した場合に、許容される限界を超えて議員定数分配規定が違憲となるのかは、他の考慮要素を切り離して、右較差の最大値のみによつて決定することができる問題ではないといわざるをえない。

違憲判断の基準として挙げられる具体的な数値の実質が右にみたとおりのものであるとすれば、裁判所としては、前述のとおり、投票価値の不平等が国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんしやくしてもなお一般的に合理性を有するものと考えられない程度に達しているかどうかによつて、具体的な事案に即して決するほかはないものというべきである。

裁判官團藤重光の反対意見は、次のとおりである。

一 わたくしは、昭和五一年四月一四日大法廷判決・民集三〇巻三号一二三頁（以下、五一年判決という。）に關与してその多数意見に加わつた一人であり、現在もその見解を変更するつもりはない。本件の多数意見もまた、この五一年判決を前提とするものと考えられるが、五一年判決の事案と本件事案とでは趣を異にする点があり、しかも五一年判決は問題の解決について明確な基準を示したものではないこともあつて、本件多数意見と私見とでは反対の結論に達するにいたつたのである。

多數意見は、その引用する昭和五一年四月一四日の大法廷判決にならない、衆議院議員の選挙における選挙区割及び議員定数の配分の決定については客観的基準が存するものではないので、現実に生じている選挙人の投票の有する価値の不平等が憲法に違反するか否かは、それが国会の裁量権の合理的な行使として是認しうるか否かによつて決するほんなく、右の不平等が国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんしやくしてもなお一般的に合理性を有するものと考えられない程度に達しているときは、国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定すべく、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、憲法の選挙権の平等の要求に反するものと判断せざるをえないとしている。このような考え方に対しても、違憲判断の基準が不明確であり、あいまいに過ぎるとして、投票価値の不平等が憲法上許容される限界を具体的な数値をもつて明確に判示すべきであるとの批判がある。原判決が「おおむね一対二を超えるような場合」を違憲判断の基準として明示したのも、このような批判を考慮した上でのことであろうと考えられる。

しかし、私は、違憲判断の基準を具体的な数値をもつて明示することは、事柄の性質上、できないものと考える。けだし、具体的な数値といつても、絶対的平等を表わす一対一以外の数値は、いずれも理論的根拠があるわけではないからである。例えば、一対一を基準とすべきであるとする見解においては、その理由として、一人一票の原則、端数の切上げ処理の必要、ある程度の非人口的要素の考慮、あるいは立法裁量の持つ幅などが挙げられる。しかし、一人一票の原則からいえば、なぜ例えば一人一・五票の実質を持つことが許容されるのか、その説明に窮するであろうし、端数処理として許容される較差の範囲を決定すべき基準はない。ある程度の非人口的要素の考慮、あるいは立法裁量の持つ幅といつても、いずれも法的に意味のある限界を示す基準

することはできないというべきである。

五 原判決は、議員定数配分規定が本件選挙当時憲法に違反するものであつたと断定しつゝ、右規定に基づく選挙の効力を否定することに伴う憲法の所期するところに適合しない種々の弊害の発生を考慮して、行政事件訴訟法三一条一項に示された一般的な法の基本原則に従い、本件請求を棄却した上で、当該選挙区における本件選挙が違法であることを主文において宣言したものであるが、原判決は、前記判示と抵触する点において失当であり、その限度において変更を免れないといふべきである。

なお、前述のとおり、選挙区間における本件選挙当時の投票価値の較差は憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つていたものであるから、議員定数配分規定は、公職選挙法別表第一の末尾に、五年ごとに直近に行われた国勢調査の結果によつて更正するのを例とする旨規定されていることにも照らし、昭和五〇年改正法施行後既に約七年を経過している現在、できる限り速やかに改正されることが強く望まれるところである。

六 以上の次第であるから、原判決には、憲法の解釈、適用を誤つた違法があり、本件上告は、その限りにおいて理由があるから、原判決を変更して、被上告人の請求を棄却することとする。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇八条、九六条、八九条に従い、裁判官宮崎梧一の補足意見、裁判官團藤重光、同藤崎萬里、同中村治朗、同横井大三、同谷口正孝、同木戸口久治、同安岡満彦の各反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

裁判官宮崎梧一の補足意見は、次のとおりである。

私は、多数意見に賛成するものであるが、なお、以下のとおり、私見を付加しておきたい。

て、右較差の拡大による投票価値の不平等状態がいかなる時点において憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達したのかは、事柄の性質上、判然と確定することはできないけれども、右較差の程度、推移からみて、本件選挙時を基準としてある程度以前において右状態に達していたものと推認せざるをえない。

3 以上の事実と次の諸点、すなわち、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数又は人口の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達したかどうかの判定は、前記のとおり、国会の裁量権の行使が合理性を有するかどうか、という極めて困難な点にかかるものであるため、右の程度に達したとされる場合であつても、国会が速やかに適切な対応をすることは必ずしも期待し難いこと、人口の異動は絶えず生ずるものである上、人口の異動の結果、右較差が拡大する場合も縮小する場合もありうるのに対し、議員定数配分規定を頻繁に改正することは、政治における安定の要請から考えて、実際的でも相当でもないこと、本件選挙時、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差の最大値が前記大法廷判決の事案におけるそれを下回つていてこと、などを総合して考察すると、本件において、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に達した時から本件選挙までの間に、その是正のための改正がされなかつたことにより、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたものと断定することは困難であるといわざるをえない。

【要旨】

上述したところからすると、本件においては、本件選挙時、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差は、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つていたものではあるけれども、本件選挙当時の議員定数配分規定（公職選挙法一三条一項、同法別表第一、同法附則七ないし九項）を憲法に違反するものと断定

四 次に、本件選挙当時、選挙区間における投票価値の較差が憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つていたと認められるにもかかわらず憲法上要求されている合理的期間内における是正がされなかつたものとして、議員定数配分規定を違憲であると断定すべきかどうかについて検討する。

1 昭和五〇年改正法による改正後の議員定数配分規定の下においては、前記のとおり、直近の同四五年一〇月実施の国勢調査に基づく選挙区間における議員一人当たりの人口の較差が最大一対四・八三から一対二・九一に縮小することとなつたのであり、右改正の目的が専ら較差の是正を図ることにあつたことからすれば、右改正後の較差に示される選挙人の投票の価値の不平等は、前述の観点からみて、国会の合理的裁量の限界を超えるものと推定すべき程度に達しているものとはいえず、他にこれを合理的でないと判定するに足る事情を見出しきることもできない上、国会は、直近に行われた国勢調査の結果によつて更正するのを例とする旨の公職選挙法別表第一の末尾の規定に従つて、直近に行われた前記国勢調査の結果に基づいて右改正を行つたものであることが明らかであることに照らすと、前記大法廷判決によつて違憲と判断された右改正前の議員定数配分規定の下における投票価値の不平等状態は、右改正によつて一応解消されたものと評価することができる。

2 昭和五〇年改正法中議員定数配分に関する部分は同五一年一二月五日に行われた総選挙から施行され、本件選挙は、昭和五〇年改正法の公布の日（同年七月一五日）から起算すればほぼ五年後、右規定の施行の日から起算すれば約三年半後に行われたものであるが、前記のとおり、右改正後の選挙区間における前記国勢調査に基づく議員一人当たりの人口の較差最大一対二・九二が本件選挙当時に議員一人当たりの選挙人数の較差最大一対三・九四にまで拡大したのは、漸次的に生じた人口の異動によるものと推定することができる。そし

議員数の増加及びこれに伴う選挙区の分割が行われたところ、右のうち、昭和五〇年法律第六三号（以下「昭和五〇年改正法」という。）による議員定数配分規定の改正においては、直近の同四五年一〇月実施の国勢調査による人口に基づく選挙区間における議員一人当たりの人口の較差が最大一対四・八三にも及んでいたのを是正するため、右改正前の衆議院議員の定数四九一人に二〇人を増員してこれを議員一人当たりの人口の著しく多い一一の選挙区に配分し、これによつて議員数が六人以上となる選挙区を分割することとされたもので、右改正の結果、前記国勢調査による人口を基準とする右較差は最大一対二・九二に縮小することとなつたことが右改正の経過から明らかであり、また、本件選挙当時、選挙区間における議員一人当たりの選挙人数の較差が最大一対三・九四に達していたことは、原審の適法に確定するところである。選挙区間における本件選挙当時の右較差は右改正の前後を通じた人口の異動の結果にほかならないと推定されるが、前記のとおり、選挙区の人口と配分された議員数との比率の平等が最も重要な基本的な基準とされる衆議院議員の選挙の制度において、右較差が示す選挙区間における投票価値の不平等は、国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんしやくしてもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達していたというべきであり、これを正当化する特別の理由がない限り、選挙区間における本件選挙当時の右投票価値の較差は、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つていたものというべきであるところ、前記各改正の経過に照らしても、右いづれかの改正において、選挙制度の仕組みに変更を加え、その結果、投票価値の不平等が合理性を有するものと考えられるような改正が行われたとることはできないし、他に、本件選挙当時存した選挙区間における投票価値の不平等を正当化すべき特別の理由を見出することはできない。

性を有するものは考慮されない程度に達しているときは、右のような不平等は、もはや国会の合理的裁量の限界を超えているものと推定され、これを正当化すべき特別の理由が示されない限り、憲法違反と判断されるをえないものというべきである。

もつとも、制定又は改正の当時合憲であつた議員定数配分規定の下における選挙区間の議員一人当たりの選挙人数又は人口の較差が、その後の人口の異動によつて拡大し、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至つた場合には、そのことによつて直ちに当該議員定数配分規定の憲法違反までもたらすものと解すべきではなく、人口の異動の状態をも考慮して合理的期間内における是正が憲法上要求されているにもかかわらずそれが行われないときに、初めて右規定が憲法に違反するものと断定すべきである。

3 以上は、最高裁昭和四九年(行ツ)第七五号同五年四月一四日大法廷判決(民集三〇巻三号一二三頁)の趣旨とするところであり、また、議員定数配分規定そのものの違憲を理由とする選挙の効力に関する訴訟が公職選挙法二〇四条の規定に基づく訴訟として許されることも、右大法廷判決の認めるところであつて、これを変更すべき理由はない。

三 そこで、公職選挙法制定後における議員定数配分規定の改正の経過及び昭和五五年六月二二日に行われた衆議院議員総選挙(以下「本件選挙」という)当時における議員定数の配分の状況についてみると、議員定数配分規定は、公職選挙法制定後、奄美諸島及び沖縄の本邦復帰に伴つて前者の地域に一人後者の地域に五人の議員を配分する改正がされ、また、昭和三九年(同年法律第一三二一號)及び同五〇年(同年法律第六三号)には、選挙区間における議員一人当たりの人口につき生じた較差の是正を目的として一部の選挙区につき

員選挙法の一部を改正する法律（昭和二二一年法律第四三号）による改正後の衆議院議員選挙法（大正一四年法律第四七号）の別表の定めをそのまま維持したこと、右別表における選挙区割及び議員数は、昭和二二一年四月実施の臨時統計調査に基づく人口を議員定数で除して得られる数約一五万人につき一人の議員を配分することとし、その他に都道府県、市町村等の行政区画、地理、地形等の諸般の事情が考慮されて定められたこと、及び右人口に基づく右制定当時の選挙区間における議員一人当たりの人口の較差は最大一対一・五一（以下、較差に関する数値は、すべて概数である。）であつたことがその制定経過から明らかである。

右にみたとおり、公職選挙法は、その制定当時、衆議院議員の選挙の制度につき、選挙区の人口と配分された議員数との比率の平等を唯一、絶対の基準とするものではないが、これを最も重要かつ基本的な基準とし、更に、前記の諸般の要素をも考慮して、選挙区割及び議員定数の配分をしたものと解されるところ、衆議院議員の選挙における選挙区割と議員定数の配分の決定には、複雑微妙な政策的及び技術的考慮要素が含まれておらず、これらをどのように考慮して具体的決定に反映させるかについて客観的基準が存するものでもないので、結局は、国会が具体的に定めたところがその裁量権の合理的行使として是認されるかどうかによつて決するほかはないのであつて、右のように定められた公職選挙法制定当時の議員定数配分規定が憲法上国会に認められた裁量権の範囲を逸脱するものでないことは明らかといふべきである。

しかしながら、右見地に立つて考えても、公職選挙法の制定又はその改正により具体的に決定された選挙区割と議員定数の配分の下における選挙人の投票の有する価値に不平等が存し、あるいは、その後の人口の異動により右不平等が生じ、それが国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんしやくしてもなお一般的に合理

つ、他方、政治における安定の要請をも考慮しながら、各国の事情に即して決定されるべきものであつて、各國を通じ普遍的に妥当する一定の形態が存在するわけではない。日本国憲法は、国会の両議院の議員の選挙について、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるものとし（四三条一項、四七条）、両議院の議員を選挙する制度の仕組みの具体的決定を原則として国会の裁量に委ねているのであるから、投票価値の平等は、憲法上、右選挙制度の決定のための唯一、絶対の基準となるものではなく、原則として、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないしは理由との関連において調和的に実現されるべきものと解さなければならない。

それゆえ、国会が定めた具体的な選挙制度の仕組みの下において投票価値の不平等が存する場合、それが憲法上の投票価値の平等の要求に反しないかどうかを判定するには、憲法上の右要求と国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させるための代表を選出するという選挙制度の目的とに照らし、右不平等が国会の裁量権の行使として合理性を是認しうるものであるかどうかにつき、検討を加えなければならないものというべきである。

2 右のような見地に立ち衆議院議員の選挙の制度についてみると、公職選挙法は、いわゆる中選挙区單記投票制を採用し、その制定当時において、衆議院議員の定数を四六六人とし、全国を一一七の選挙区に分かれ、これに三人ないし五人の議員を配分していくところ、これは、候補者と地域住民との密接な関係を考慮し、また、原則として選挙人の多数の意思の反映を確保しながら、少数者の意思を代表する議員の選出をも可能ならしめようとする趣旨に出たものであること、議員定数の配分を定めた制定当時の同法別表第一は、衆議院議

議員定数配分規定を違憲と判定すべきではなく、また、右規定は可分なものとして、投票価値の全国的な平均値からの偏差を基準に当該選挙区の議員数の定めが右の観点から違憲かどうかを判断すべきであるのにかかわらず、原判決が、国会の裁量権の範囲を誤認し、いわゆる非人口的要素を考慮せず、また、当該選挙区における右平均値からの偏差を問題とすることなく、選挙区間における議員一人当たりの人口又は選挙人数の較差の最大値が一対二を超える場合には議員定数配分規定は全体として違憲であり、したがつて、昭和五〇年法律第六三号によつて改正された議員定数配分規定はその改正当时から全体として違憲であると判断したのは、憲法一四条一項、一五条一項、三項、四四条但し書の各規定の解釈、適用を誤るものである、というのである。

二一 議会制民主主義を採る日本国憲法の下において、國權の最高機關である国会は、全國民を代表する選挙された議員で組織する衆議院及び參議院の両議院で構成され（四一条、四二条、四三条一項）、両議院の議員を選挙する権利は、国民の国政への参加を認める基本的権利であつて、法の下の平等を保障した憲法一四条一項の規定の政治の領域における適用として、成年者たる国民のすべてに対しその固有の権利として保障されるものであり、右議員を選挙する者の資格は、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならないものとされている（一五条一項、三項、四四条但し書）。更に、憲法一四条一項の規定は、選挙権の内容の平等、換言すれば、議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等、すなわち投票価値の平等をも要求するものと解すべきである。

しかしながら、議会制民主主義の下においては、選挙された代表を通じて国民の利害や意見が国政の運営に反映されるのであり、選挙制度は、国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることを目的としつ

委員会が選挙の規定に違反した場合にこれを是正するため当該選挙の効力を失わせて再選挙を義務づけるところにその本旨があるのであって、右訴訟で争いうる選挙の規定違反とは、選挙管理委員会が選挙法規を正当に適用することにより、その違法を是正し、適法な再選挙を行いうるものに限られるものというべく、選挙管理委員会において是正することは許されない衆議院議員の議員定数の配分を定めた公職選挙法の規定（以下「議員定数配分規定」という。）自体につき憲法違反の瑕疵があることを理由として公職選挙法二〇四条の規定に基づく訴訟を提起することは許されないものと解すべきであるところ、原判決が、同条は選挙規定自体の違憲、無効を理由として選挙の効力を争う場合までをも予想して規定されたものではないとしながら、本件訴えは同条の訴訟形式をかりたものとして適法であるとしたのは、同条の規定の解釈、適用を誤るものである、（二）議員定数の配分は、高度の政治問題に属する事項であり、歴史的、社会的事情等を踏まえ、時代に適応するようにならざるを得ないし立法の分野で解決されるべき性質の問題であつて、その憲法適合性に関する司法的判断のための明確な規準もないのであるから、本件訴えは司法審査になじまない事項を目的とする不適法なものとして却下すべきであるのにかかわらず、原判決がこれを適法な訴えであるとしたのは、法令の解釈、適用を誤るものである、（三）憲法は、平等選挙を保障するが、異なる選挙区間における投票価値の平等まで要求するものではなく、また、仮にそれとも要求するものとしても、国会の両議院の議員を選挙する制度の具体的決定は、憲法によつて原則として国会の裁量に委ねられているのであるから、国会の裁量権を尊重すべきであつて、具体的に決定された選挙区割と議員定数の配分の下における投票価値の不平等が、国会において通常考慮しうる諸般の要素をしんしやすくしてもなお、一般的に合理性を有するものとは到底考えられない程度に達していない限り、

8 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる各選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

東京都	
第二区	第三区
第四区	第五区
神奈川県 第二区	五人

大阪府	
第二区	第三区
第五区	第五区
兵庫県 第一区	五人

9 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

○ 主 文

原判決を次のとおり変更する。

被上告人の請求を棄却する。

訴訟費用は、原審及び当審を通じ、すべて被上告人の負担とする。

○ 理 由

上告代理人鎌田久仁夫、同成田忠義、同松本真一の上告理由及び同柳川俊一、同高橋欣一、同緒賀恒雄、同中島尚志、同山口三夫、同東條敬、同小野拓美、同福島尚嗣、同座本喜一の上告理由について

一本件上告理由の要旨は、(一) 公職選挙法二〇四条の規定に基づく訴訟は、選挙を管理執行する選挙管理

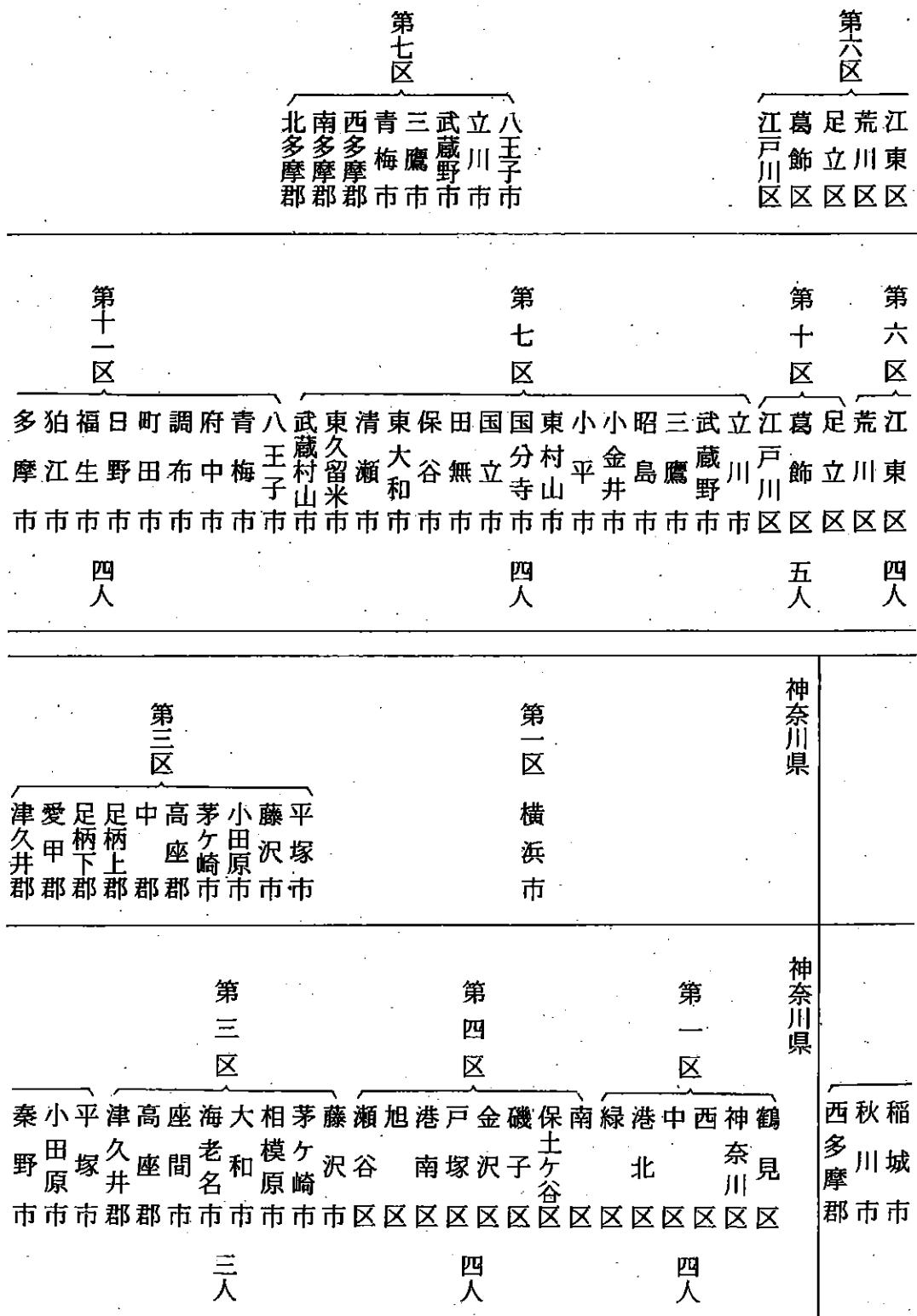
公職選挙法二〇三条、同法別表第一及び同法附則七項ないし九項による選挙

大阪府 港西 区区	第一区 名古屋市	愛知県	
大阪府 大港西 正 区区区	第六区 天綠南港中熱瑞昭名守中中西北東千 白 川田穗和東山 村 種 区区区区区区区区区区区区区区区区 四人	第一区 愛知県 足足中南伊厚 柄柄足勢木 甲下上柄原 郡郡郡郡市市市 三人	第五区

第三区	第一区
北豊三寝茨枚守高吹池豊 河能島屋木方口楓田田中 内郡郡市市市市市市市市市	東住阿生浪南天大正寺 西吉倍野速王寺 成吉倍野速王寺 区区区区区区区区区区
第七区	第一区
交四門大寝枚守豊三摶箕茨高吹池豊平東阿生南天住西住浪 野條真東屋方口能島津面木楓田田中野吉倍野王之成吉速 瞬市市市市市市郡市市市市市市市市区区区区区区区区区 三人	第一区 第三区 第六区 三人

公職選挙法第三条、同法別表第一及び同法附則七項ないし九項による選挙区及び議員数の定めの合憲性

一一五五



一一五四

同法附則七項ないし九項 7 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる選挙区は、それぞれ当該下欄に掲げる選挙区に分割し、当該選挙区において選舉すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。この場合において、千葉県第一区の分割にかかわらず、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十一條の規定による衆議院議員の選挙区に関する千葉市に係る特例については、なお従前の例による。

千葉県	第一区				埼玉県
	北大浦川 足立 市市		和口 市市		
千葉県	第五区	第一区	第一区	第一区	埼玉県
習船千 志野市 四人	北桶新 足立 市市	北本川 座光木 市市	和霞野 市市	朝尾 巣宮 市市	与上鴻 大鳩谷 田 市市
					蕨草浦 加和口 市市
	三人				三人
第五区	第一区	東京都	第一区	第一区	
墨練板北 田馬橋 区区区区区区	豊台文 島東京宿 区区区区区区	新港中 央 区区区区区区	千代田 区区区区区区	東市千野松 葛原葉田 飾郡郡 船市戶橋 市市市市	千葉縣
第九区	第五区	第八区	第一区	第四区	
墨板北 田橋 区区区区区区	練豊台文 馬島東京央宿 区区区区区区	中中新港 代田 区区区区区区	千代田 区区区区区区	東鎌我流 葛ヶ孫 飾谷子 柏野松山 市市市市市市	八原千代
三人	三人	三人	三人	三人	

区公職選挙法第三条、同法別表第一及び同法附則七項ないし九項による選挙

熊本県	第二区	第一区	第二区	第一区
	葦八下上宇水人八阿菊鹿玉飽荒熊	壱南北東大佐対南北西諫島長	馬高高彼	早原崎
宮崎県	益益北代城城	土俣吉代蘇池本名託尾本	岐浦浦杵	世村保管
	郡郡郡郡市市市市	郡郡郡郡市市市市	郡郡郡郡市市市市	郡郡郡郡市市市市
大分県	五人	五人	四人	五人
	東児宮日延宮	宇下速東西中別日玖直大南北大津臼佐日大	天球	
鹿児島県	臼湯崎向岡崎	國國佐毛見津府田珠入野	海海久分	草磨
	杵	東東	部部見	
沖縄県	郡郡郡市市市	郡郡郡郡市市市	郡郡郡郡市市市	郡郡郡郡市市市
	三人	三人	四人	
本表は、この法律施行の日から五年 ごとに、直近に行われた国勢調査の結果によつて、更正するのを例とする。	第三区	第二区	第一区	第二区
	大熊蠣肝鹿始伊出薩阿川日川揖鹿串枕鹿	久根内置辺宿	児木崎島野島	東西北南都西
	島支庁管毛唸属屋良佐水摩			諸諸諸那白城杵
	内郡郡郡市郡郡郡市市郡郡郡市市市			郡郡郡郡市市市
	五人	三人	三人	三人

				山口県
第一区	第二区	第三区	第四区	第五区
香川県 木田郡 高松市	吉佐郡 熊谷郡 玖珠郡 大字 徳山市 光岩下防阿 大字 美豊厚小萩字 下野田	敷波郡 濃毛郡 珂島郡 山口市 国松府 武津禰浦狭 田	郡郡郡郡市 郡郡郡郡市 郡郡郡郡市 市市市市市 市市市市市 市市市市市 市市市市市	郡郡郡郡市 郡郡郡郡市 郡郡郡郡市 市市市市市 市市市市市 市市市市市 市市市市市
三人	五人	五人	四人	
福岡県 高知県	第三区	第二区	第一区	第二区
宗糟福 像屋岡	南北東西喜八宇字新周越西新今上伊温松 宇宇宇字幡和多摩居桑智条治浜穴予泉山	三仲綾坂丸 多歌出亀度		
郡郡市	郡郡郡郡市市郡郡郡郡市市市市郡郡郡郡市市			
五人	三人	三人	三人	三人
長崎県 賀県	第四区	第三区	第二区	第一区
筑京田田門小三山八三三浮柳大久嘉鞍遠飯直戸八若糸早筑朝 上都川川司倉池門女瀧井羽川牟留田米穗手賀塚方畠幡松島良紫倉				
郡郡郡市市郡郡郡郡市市市郡郡郡郡市市市市郡郡郡郡市市				
五人	四人	五人	五人	五人

第一区	奈良県 和歌山県	第五区					第四区	第三区
			那海海和	多氷美朝養出城豊安佐赤揖神飾赤龍相姫印加加多加	紀上方来父石崎岡粟用穗保崎磨穂野生路南吉西可東	郡郡郡郡郡郡市郡郡郡郡郡郡市市市市市郡郡郡郡郡郡郡		
三人	五人	三人	四人	三人	四人	四人	四人	三人
第二区		第一区		第一区		岡島鳥 山根取 県県県	第二区	
都児笠玉児玉倉久英勝苦真上邑和赤御津岡	東西日有田新伊	都児笠玉児玉倉久英勝苦真上邑和赤御津岡	東西日有田新伊	都児笠玉児玉倉久英勝苦真上邑和赤御津岡	東西日有田新伊	都児笠玉児玉倉久英勝苦真上邑和赤御津岡	東西日有田新伊	都児笠玉児玉倉久英勝苦真上邑和赤御津岡
窪島岡島島野敷米田田田庭道久氣磐津山山	牟牟	窪島岡島島野敷米田田田庭道久氣磐津山山	牟牟	窪島岡島島野敷米田田田庭道久氣磐津山山	牟牟	窪島岡島島野敷米田田田庭道久氣磐津山山	牟牟	窪島岡島島野敷米田田田庭道久氣磐津山山
郡郡市市市市市郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡	五人	五人	五人	五人	五人	五人	五人	三人
第三区		第二区		第一区		広島県		
比双甲神芦深沼世御三福尾豊賀安吳高山安佐広	阿川上吉後小浅	比双甲神芦深沼世御三福尾豊賀安吳高山安佐広	阿川上吉後小浅	比双甲神芦深沼世御三福尾豊賀安吳高山安佐広	阿川上吉後小浅	比双甲神芦深沼世御三福尾豊賀安吳高山安佐広	阿川上吉後小浅	比双甲神芦深沼世御三福尾豊賀安吳高山安佐広
婆三奴石品安隈羅調原山道田茂芸	田県佐伯島	婆三奴石品安隈羅調原山道田茂芸	田県佐伯島	婆三奴石品安隈羅調原山道田茂芸	田県佐伯島	婆三奴石品安隈羅調原山道田茂芸	田県佐伯島	婆三奴石品安隈羅調原山道田茂芸
郡郡郡郡郡郡郡市市市郡郡郡郡郡郡郡郡郡	五人	四人	三人	四人	三人	四人	三人	五人

大阪府

第一区

第一区

天大港西 熊竹中与加何天船北南相綴久宇乙字綾舞福伏右下東左
王 正 野野 謝佐鹿田井 桑桑 楽喜世治訓治部鶴 知見京京山京
寺 田田 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
区区区区 郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡
五人 五人

第三区

第二区

第一区

北豊三寝茨枚守高吹池豊城旭東東西大東此福都北西東住阿生浪南
河 屋 淀淀 住倍
能島 木方口楓田田中東 成淀 花島島 成吉 野速
内 川 川川 吉野
市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
四人 四人 四人

第二区

兵庫県
第一区

第五区

第四区

美明西加明三津有川武伊芦洲西尼神 泉泉泉貝泉岸堺中南富八布
古 佐 大和 河河田 三五〇
囊石脇 石原名馬辺庫丹屋本宮崎戸 南北塚 尾施
川 野 津田 内内林 (八)
市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市
五人 三人 三人 四人

公職選挙法の三条定めの合憲性を表す第一及び同法附則七項ないし九項による選挙

愛知県	第三区	第二区	第一区	静岡県
	引浜周磐磐浜富駿田賀吉伊富三熱沼小榛志安庵焼島清静 佐名智田田松士東方茂原東士島海津笠原太倍原津田水岡 郡郡郡都市市郡郡郡市市市市市市市市市市市市市市市市市市市			吉大城野郡郡
	四人	五人	五人	
第五区	第四区	第三区	第二区	第一区
	宝南北豊東西額幡碧安挙刈碧岡海中葉丹津一知西東愛春半瀬名 設設加加飯川橋田豆海城母谷南崎部島栗羽島宮多日日知田戸 樂樂茂茂郡郡郡市市郡郡郡市市市市市市市市市市市市市市市市市		春春日古井井	名屋
	三人	四人	三人	四人五人
京滋都賀府県	第二区	第一区		三重県
一二四九 (七)	南北志度多飯松宇名阿一安河鈴三員桑鈴上桑四津治 牟牟摩会氣南阪山賀山志濃芸鹿重弁名鹿野名田 妻妻郡郡郡郡郡市市郡郡郡郡郡郡郡市市市市市市市			八渥日市郡郡
	五人	四人	五人	

石川県	第二区	第一区	富山県	第四区	第三区
金	西東冰射新高婦下中上魚富			西中東中高刈南北古三南柏三長	
礪	礪見水渓岡負	新新新		頸頸頸魚	魚魚蒲
沢	波波	津山川川		田羽志島崎条岡	
市	郡郡郡郡市市郡郡郡郡市市	郡郡郡郡市市郡郡郡郡市市		城城城沼沼原	
	三人	三人		郡郡郡郡市市郡郡郡郡市市	
				三人	五人

第三区	第二区	第一区	長山福	野梨井	第二区	第一区
上	諺諺飯岡埴小北南上下上下上更長				珠鳳鹿羽河七石能江小	
伊	訪訪田谷科縣佐佐水水高高	級野			洲至島昨北尾川美沼松	
那	久久内内井井				郡郡郡郡市市郡郡郡郡市市	
郡	郡郡市市郡郡郡郡市市郡郡郡郡市市				郡郡郡郡市市郡郡郡郡市市	
四	人	三人	三人	五人	三人	三人

第一区	第一区	岐阜県	第四区
益	恵土可加郡中多高武山本揖安不養海羽稻関大岐		北南東西松下
田	那岐児茂上津治	山儀県巢斐八破老津島葉垣阜	安安筑筑伊
	川見		曼曼摩摩本那
郡	郡郡郡郡市市市市郡郡郡郡郡郡郡郡市市市市		郡郡郡郡市市市市
四	人	五人	三人

第一区		第三区		第一区		第一区	
茨 城 県							
北稻行鹿西東水		相双石平田石西東大河耶北南岩白若安安伊信郡					
相	茨	茨		白	白	会	会
敷方島	敷	島	戶	馬葉城	村川	沼沼麻	瀬河松積達達夫山
馬	城	城		河川		津津	
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
市	郡	郡	市	郡	郡	郡	市
四人		三人		五人		四人	
第一区		第二区		第一区		第一区	
群 馬 県				栃 木 県			
勢伊前	足	安下芳佐	都	鹽上河	鹿宇	結猿真筑新古土	多久那日
勢	橋	利蘇	賀野木	利須谷	都	城島壁波治河浦	賀慈珂立
多	崎	賀	賀	賀宮	都		
市	郡	郡	郡	郡	市	郡	郡
市	市	市	市	市	市	市	市
三人		五人		五人		五人	
第三区		第二区		第一区		第三区	
埼 玉 県							
行大児秩秩熊比入所川北大浦川				吾碓北多北群高邑山新太桐佐利			
足				甘	群		
田里玉父父谷企間沢越		宮和口		妻水	野	馬崎樂田田生波根	
立				樂	馬		
市	郡	郡	市	郡	郡	郡	郡
市	市	市	市	市	市	市	市
三人		三人		四人		三人	

区及び選舉法の三条、定めの合憲性を表す

第一及び同法附則七項ないし九項による選舉

一二四五
（三）

岩手県		青森県	
第一区	第二区	第一区	第二支管内
胆和稗大一二九下上紫巖宮釜盛 船ノ閉閉 沢賀貫戸戸波手古石岡 渡閑伊伊		北南中西弘三下上東八青 津津津津前戸北北戸森 軽軽軽軽	根室支庁管内
郡郡郡市市郡郡郡郡郡郡郡郡市市		郡郡郡市郡郡郡郡郡郡郡郡市市	
四人	四人	三人	四人
秋田県		宮城県	
第一区	第二区	第一区	
大能秋本牡桃登栗玉石遠志加黒宮名亘伊柴刈古塩仙 館代田吉鹿生米原造巻田田美川城取理具田田川竈台 市市市郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡市市		氣東西江 磐磐仙井刺井	
四人		五人	
福島県		山形県	
第一区	第二区	第一区	第二区
福飽西東最北新酒鶴西東南西東南米山 島海田田村置置村村 川川上庄田岡賜賜賜山山		雄平仙由横河南南山北鹿 沢形勝鹿北利手辺本角 市郡郡郡郡市市郡郡郡郡郡郡市市	秋秋田
四人	四人	四人	四人

政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

同法一五条一項、三項 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

公務員の選舉については、成年者による普通選舉を保障する。

同法四四条但し書 両議院の議員及びその選舉人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

公職選舉法一三条 衆議院議員の選舉区及び各選舉区において選舉すべき議員の数は、別表第一で定める。

2 別表第一に掲げる郡の区域又は支庁の所管区域に変更があつても、選舉区は、なお従前の区域による。但し、二

以上の選舉区にわたつて、市町村の境界の変更があつたときは、この限りでない。

3 前項但書の場合において、あらたに設置された市及び郡の区域又は支庁の所管区域の変更により選舉区の境界をなす郡の区域又は支庁の所管区域の境界がなくなつた後に当該境界にわたつてあらたに設置された町村の選舉区

同法別表第一

選　　挙　　区		議員 数
北海道	第一区	
稚留	旭	札幌
内崩川	市	石狩支庁管内
市	市	五人
第二区		
苦岩	夕室	上川支庁管内
小見	檜山	宗谷支庁管内
牧沢	渡島支庁管内	函館
市	市	留萌支庁管内
市	市	三人
第四区		
十勝	網走	美唄市
路国	帶広	空知支庁管内
支庁管内	見	胆振支庁管内
五人	市	日高支庁管内
第五区		
釧路	釧路	釧路市
支庁管内	市	市
五人		

○選挙無効請求事件

(昭和五六年行ツ 第五七号
同五八年一一月七日大法廷判決 破棄自判)

【上告人】 被告 東京都選挙管理委員会 代理人 鎌田久仁夫 外一〇名

【被上告人】 原告 越山康 代理人 山口邦明 外一〇名

【第一審】 東京高等裁判所

○判示事項

公職選挙法一三条、同法別表第一及び同法附則七項ないし九項による選挙区及び議員数の定めの合憲性

○判決要旨

公職選挙法一三条、同法別表第一及び同法附則七項ないし九項による選挙区及び議員数の定めは、昭和五五年六月二二日の衆議院議員選挙當時、憲法一四条一項、一五条一項、三項、四四条但し書に違反していたものと断定することはできない。

(補足意見及び反対意見がある。)

【参照】 憲法一四条一項 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、
公職選挙法一三条、同法別表第一及び同法附則七項ないし九項による選挙
区及び議員数の定めの合憲性